一般会計予算決算常任委員会審査日程

日時　平成 27 年 3 月 13 日・16 日・17 日
午前９時から
場所　第２委員会室

１　議案第１１号　平成２７年度山陽小野田市一般会計予算について

(1) ３月１３日（金）

９時～１２時

審査番号	項　　目	ページ	審査事業（新規□）
①	歳入歳出総括説明（財政課）		
	１款 議会費	66-69	
②	２款 総務費（１項１目～９目） ９款 消防費	68-85 238-243	1・2・3・44
③	２款 総務費(１項10目～31目)	84-111	４・５・37・38・39 40・41・42・43・45 46・47・48

＊ ③が未了の場合、審査番号④の後

１３時～

審査番号	項　　目	ページ	審査対象事業
④	４款 衛生費	162-183	14・15・16・17・18 50
⑤	２款 総務費（２項～）	110-127	6
⑥	３款 民生費	126-163	7・8-1・11・13 ９・10・12・49

＊ ⑥が未了の場合、審査番号⑧の後

(2) ３月１６日（月）

９時～１２時

審査番号	項　　目	ページ	審査対象事業
⑦	10款 教育費（４項・５項）	256-279	8-2・51・52・53
⑧	10款 教育費（⑦以外）	242-257 278-283	33・34-1・34-2 36・35
⑨	６款 農林水産業費	188-207	
⑩	11款 災害復旧費	282-283	

１３時～

審査番号	項　　目	ページ	審査対象事業
⑪	５款 労働費	184-189	
⑫	７款 商工費	206-215	19・20・23・25 21・22・24
⑬	８款 土木費	214-239	31・26・27・28・29 30・32
	12款 公債費	284-285	
	13款 予備費	284-285	

(3) ３月１７日（火）

９時～

審査番号	項　　目	ページ	審査対象事業
⑭	歳入（１款～２１款）	20-65	
⑮	自由討議		
⑯	討論、採決		

※１　審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行う。

※２　審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともある。ただし、審査番号④、⑦、⑧は固定とする。

※３　審査の方法は、審査番号ごとに次のとおりとする。

⑴　審査事業のうち新規事業の説明・質疑

⑵　審査事業のうち継続事業の質疑

⑶　上記以外の部分の質疑

（審査事業 37 から 53 までは全て継続事業とみなす。）

平成２７年第１回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料

（平成２７年度一般会計予算審査資料）

事業一覧表

No.	新規・継続	事業名	予算額（千円）	企画課査定	款	項	目	予算書ページ	担当課	資料ページ
1	新規	山口東京理科大学公立化準備事業	1,761	C-3	2	1	1	70 ～ 71	成長戦略室	1 ～ 2
2	新規	移住用プロモーションビデオ作成事業	5,000	C-3	2	1	5	80 ～ 81	総務課	3 ～ 8
3	新規	第二次総合計画策定事業	831	C-2	2	1	9	84 ～ 85	企画課	9 ～ 10
4	継	防犯外灯助成事業	9,687	経常 C-3	2	1	20	96 ～ 97	生活安全課	11 ～ 16
5	継	厚狭地区複合施設整備事業	490,171	A-3	2	1	23	98 ～ 99	企画課	17 ～ 20
6	新規	通知カード・個人番号カード関連事務委任事業	22,415	B-1	2	3	1	116 ～ 117	市民課	21 ～ 26
7	新規	生活困窮者自立支援事業	13,337	B-1	3	1	1	128 ～ 131	社会福祉課	27 ～ 32
8	新規	多子世帯応援保育料等軽減事業	歳入 △30,280	C-3	12 13	1 1	1 2	28 ～ 31	こども福祉課	33 ～ 36
	新規	多子世帯応援保育料等軽減事業	4,000	C-3	10	4	1	260 ～ 261	学校教育課	37 ～ 40
9	継	子ども医療費助成事業	10,543	C-3	3	2	1 2	146 ～ 147 150 ～ 151	こども福祉課	41 ～ 42
10	継	地域子育て支援センター事業費	37,100	経常	3	2	2	148 ～ 149	こども福祉課	43 ～ 46
11	新規	私立幼稚園運営費負担事業	39,628	C-2	3	2	2	148 ～ 149	こども福祉課	47 ～ 48
12	継	放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）	69,162	経常 C-1	3	2	6	154 ～ 155	こども福祉課	49 ～ 54
13	新規	就労自立給付金事業	1,500	B-1	3	3	2	160 ～ 161	社会福祉課	55 ～ 58
14	継	妊婦健康診査事業	51,647	経常	4	1	1	164 ～ 167	健康増進課	59 ～ 62
15	継	二次救急医療体制の充実 （救急医療体制の充実）	8,730	経常 A-1	4	1	1	166 ～ 167	健康増進課	63 ～ 68
16	継	地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業	310	A-1	4	1	1	166 ～ 167	健康増進課	69 ～ 70
17	継	健康診査事業	106,553	経常 C-3	4	1	1 2	164 ～ 165 168 ～ 169	健康増進課	71 ～ 86
18	継	新火葬場建設事業	12,003	C-2	4	1	7	176 ～ 177	環境課	87 ～ 90
19	新規	JR小野田線100周年記念事業	500	C-3	7	1	1	208 ～ 209	商工労働課	91 ～ 94
20	新規	地域公共交通網形成計画策定支援事業	1,250	C-2	7	1	1	208 ～ 209	商工労働課	95 ～ 98

No.	新規・継続	事業名	予算額（千円）	企画課査定	款	項	目	予算書ページ	担当課	資料ページ
21	継	デマンド型交通運営事業	7,311	C-3	7	1	1	208 ～ 209	商工労働課	99 ～ 102
22	継	地方バス路線維持対策事業	136,000	経常 C-3	7	1	1	208 ～ 209	商工労働課	103 ～ 108
23	新規	地域通貨導入事業	342	C-3	7	1	2	208 ～ 211	商工労働課	109 ～ 112
24	継	観光交流促進事業	700	C-3	7	1	4	214 ～ 215	観光課	113 ～ 116
25	新規	観光パンフレット作成事業	454	C-3	7	1	4	214 ～ 215	観光課	117 ～ 120
26	継	小規模土木事業	41,300	経常 C-3	8	2	1	218 ～ 219	土木課	121 ～ 126
27	継	通学路安全対策事業	20,000	C-3	8	2	4	222 ～ 223	土木課	127 ～ 128
28	継	コンパクトなまちづくりモデル推進事業	10,044	C-2	8	5	1	228 ～ 229	都市計画課	129 ～ 132
29	継	小野田駅前土地区画整理区域整備事業	1,300	A-3	8	5	1	228 ～ 229	都市計画課	133 ～ 138
30	継	江汐公園管理運営事業	24,686	経常	8	5	2	232 ～ 233	都市計画課	139 ～ 142
31	新規	都市公園施設整備事業	19,661	C-2	8	5	2	230 ～ 233	都市計画課	143 ～ 148
32	継	住宅リフォーム資金助成事業	10,000	C-3	8	6	1	238 ～ 239	建築住宅課	149 ～ 152
33	新規	小学校タブレット端末整備事業	2,784	C-2	10	2	2	252 ～ 253	学校教育課	153 ～ 156
34	新規	知的障害特別支援学級設置事業	500	C-3	10	2 3	2	252 ～ 253 256 ～ 257	学校教育課	157 ～ 162
	新規	知的障害特別支援学級設置事業	1,978	C-3	10	2 3	1 3	250 ～ 257	教育総務課	
35	継	学校施設非構造部材耐震化事業	242,479	C-1	10	2 3	3	252 ～ 253 256 ～ 257	教育総務課	163 ～ 168
36	新規	学校給食共同調理場建設事業	143,424	C-3	10	6	3	282 ～ 283	教育総務課	169 ～ 186

◇文化・スポーツによるまちづくり事業

No.	新規・継続	事業名	予算額（千円）	企画課査定	款	項	目	予算書ページ	担当課	資料ページ
37	新規	絵画展開催事業	307	C-3	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	187 ～ 190
38	新規	主催文化事業「歌ごえコンサート」	1,810	C-3	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	191 ～ 192
39	新規	主催文化事業「展覧会事業」	1,000	C-3	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	193 ～ 194
40	新規	主催文化事業「サンタクロース派遣事業」	200	C-3	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	195 ～ 196
41	新規	きららガラス未来館維持整備事業	4,019	C-1	2	1	27	104 ～ 105	成長戦略室	197 ～ 204
42	新規	レノファ山口とのパートナーシップ事業	360	C-3	2	1	28	106 ～ 107	成長戦略室	205 ～ 210
43	継	ふれあいスポーツ推進事業	3,963	経常 C-3	2	1	28	106 ～ 109	成長戦略室	211 ～ 226

◇新市誕生10周年記念事業

No.	新規・継続	事業名	予算額（千円）	企画課査定	款	項	目	予算書ページ	担当課	資料ページ
44	新規	新市誕生10周年記念事業「出張！なんでも鑑定団」	832	B-4	2	1	1	72 ～ 73	総務課	227 ～ 230
45	新規	新市誕生10周年記念事業「NHK公開番組のど自慢」	260	経常	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	231 ～ 232
46	新規	新市誕生10周年記念事業「セルゲイ・ナカリャコフ・リサイタル」	3,520	B-4	2	1	24	100 ～ 101	成長戦略室	233 ～ 234
47	新規	新市誕生10周年記念事業「JFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業」	3,083	B-4	2	1	28	106 ～ 107	成長戦略室	235 ～ 240
48	継	新市誕生10周年記念事業「実行委員会負担金」	1,230	B-4	2	1	30	108 ～ 109	総務課	241 ～ 244
49	新規	新市誕生10周年記念事業「ねんりんピック特別表彰事業」	50	B-4	3	1	3	134 ～ 137	高齢障害課	245 ～ 248
50	新規	新市誕生10周年記念事業「第6回SOS健康フェスタ」	30	B-4	4	1	1	164 ～ 167	健康増進課	249 ～ 254
51	新規	新市誕生10周年記念事業「花いっぱい運動」	108	B-4	10	5	1	262 ～ 263	社会教育課	255 ～ 262
52	新規	新市誕生10周年記念事業「ぐるーっと山陽小野田ウォーク」	150	B-4	10	5	1	262 ～ 263	社会教育課	263 ～ 266
53	新規	新市誕生10周年記念事業「幕末の女（ひと）と男（ひと）山陽小野田編」	950	B-4	10	5	4	272 ～ 275	歴史民俗資料館	267 ～ 270

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室		林

No		-	1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	14 意欲のある人づくり	3 高等学校・高等教育機関との連携・活用	2 高等教育機関との連携・活用
	実施計画名	事務事業名	
	山口東京理科大学公立化準備事業	山口東京理科大学公立化準備事業	

事業概要		
現在の山口東京理科大学を公立大学法人へ移管するため、山口県、文部科学省への認可申請等に係る事務を行うとともに、開学後の公立大学を滞りなく運営するための準備事務(定款、財務シミュレーション等の作成)を行う。 併せて、薬学部新設のための申請手続きや、設備整備を行う。	対象	山口東京理科大学
	手段	山口東京理科大学の公立化及び薬学部の設置
	意図	地域産業のキーパーソンの育成

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	受験者数			1200	1200	2000
2	進捗状況			準備	公立化	薬学部設置
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公立化により、新たな人材の確保と薬学部の創設による産業拠点を育成	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	地域産業のキーパーソンの育成に貢献	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

様式第3号(事務事業調書)

事業期間		平成 27 年度 ～ 平成 28 年度				会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費		
	細目	7	秘書関連経費	細々目	1	秘書関連経費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					旅費 1,761	未定	
	歳出合計			0	0	1,761	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合						
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源		100%			1,761		
	歳入合計			0	0	1,761	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	総務課	広報係	矢野

No		-	2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	13	活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり	6	定住促進	1	転入者の定住促進
	実施計画名		事務事業名			
	転入促進事業		プロモーションビデオ作成事業			

事業概要		
総務省が所管する全自治体の共同データベース内に創設するポータルサイト「全国移住ナビ(仮称)」にアップロードする3分間のプロモーションビデオを作成し、市をPRする。	対象	不特定多数の人
	手段	「全国移住ナビ(仮称)」を利用し市をPR
	意図	転入者の定住を促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	プロモーションビデオ作成			1本		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である		妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である		妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

様式第3号(事務事業調書)

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	5	広報広聴費		
細目	1	広報事業費	細々目	1	広報事業費	交付税算入	有		公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				ビデオ制作委託料 5,000		
	歳出合計		0	0	5,000	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源				5,000		
	歳入合計		0	0	5,000	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

移住用プロモーションビデオ作成事業

国が設置する、地方への移住促進のための総合的な情報を集約したポータルサイト「全国移住ナビ（仮称）」に掲載するプロモーションビデオを作成する。

３分程度の移住用プロモーションビデオで、全自治体で作成予定。移住用の情報提供が主となるため、内容については、これまでのいわゆる観光ビデオの延長線上ではなく、学校・病院など生活情報が必要となる。

作成経費については、特別交付税措置が予定されている。

■全国移住促進センター（仮称）の開設（東京都中央区京橋一丁目1-6　越前屋ビル１F）

調査によると、東京在住者の４割が地方への移住を検討したいとしており、地方への移住に関して高い関心があるが、雇用、日常生活、交通等の不便等に不安がある。具体的に移住を決めている方は、既設の相談窓口等を活用しているが、関心が高まっていない層に対して、どう関心を持ってもらうか、そのための最初の入口としてのワンストップ支援窓口の必要性がある。

このため、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「全国移住促進センター（仮称）」を設置。地方自治体や関係府省とも連携し、「全国移住ナビ（仮称）」等を活用して総合的な情報提供・相談支援を行うこととなった。

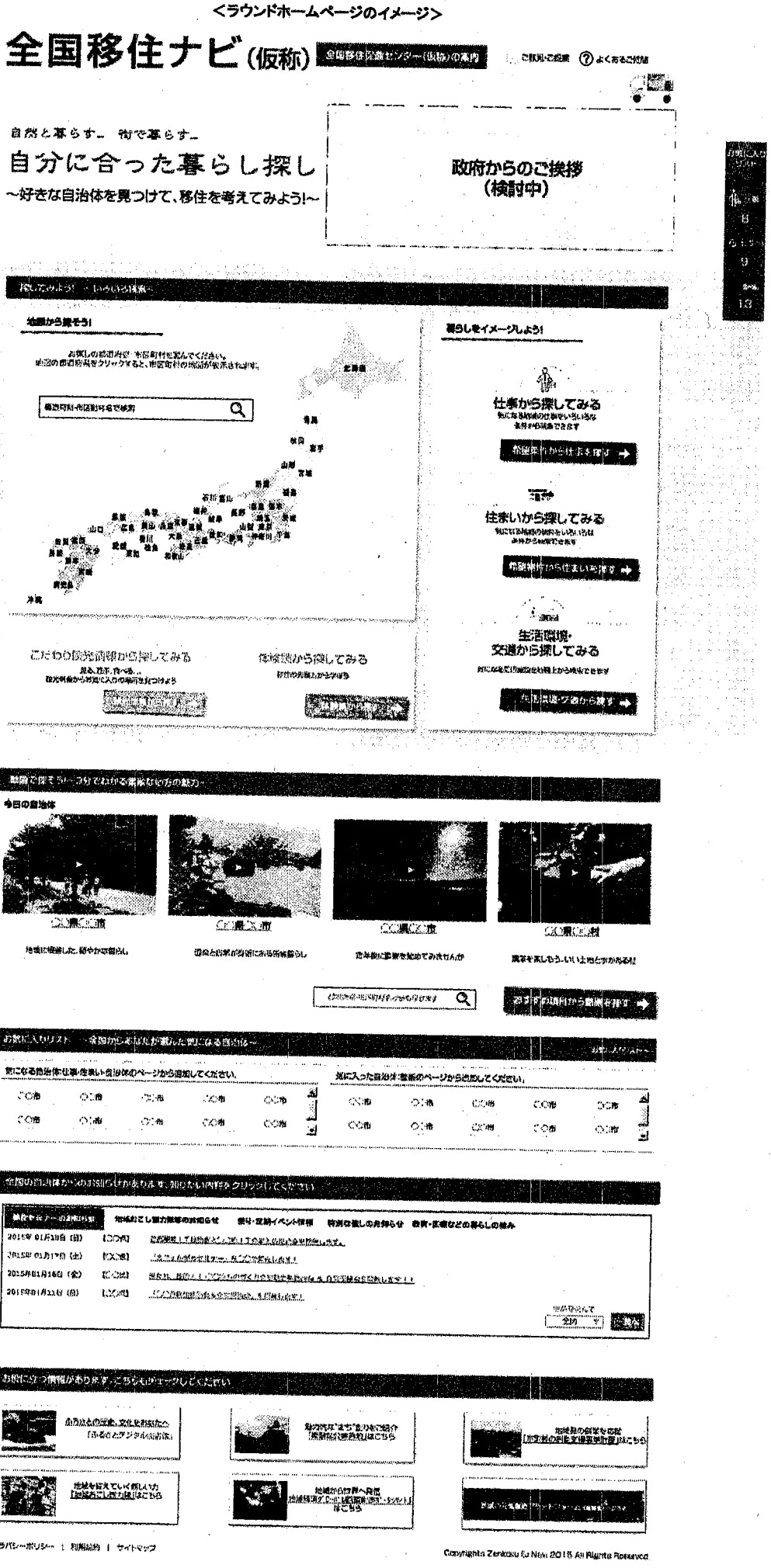
これ以外にも、地方への移住推進のための情報（就労支援情報、生活支援情報、収納情報ほか）を提供する。地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の提供のほか、地方自治体による移住・交流のためのセミナー・PRイベント等を開催予定。

■全国移住ナビ（仮称）

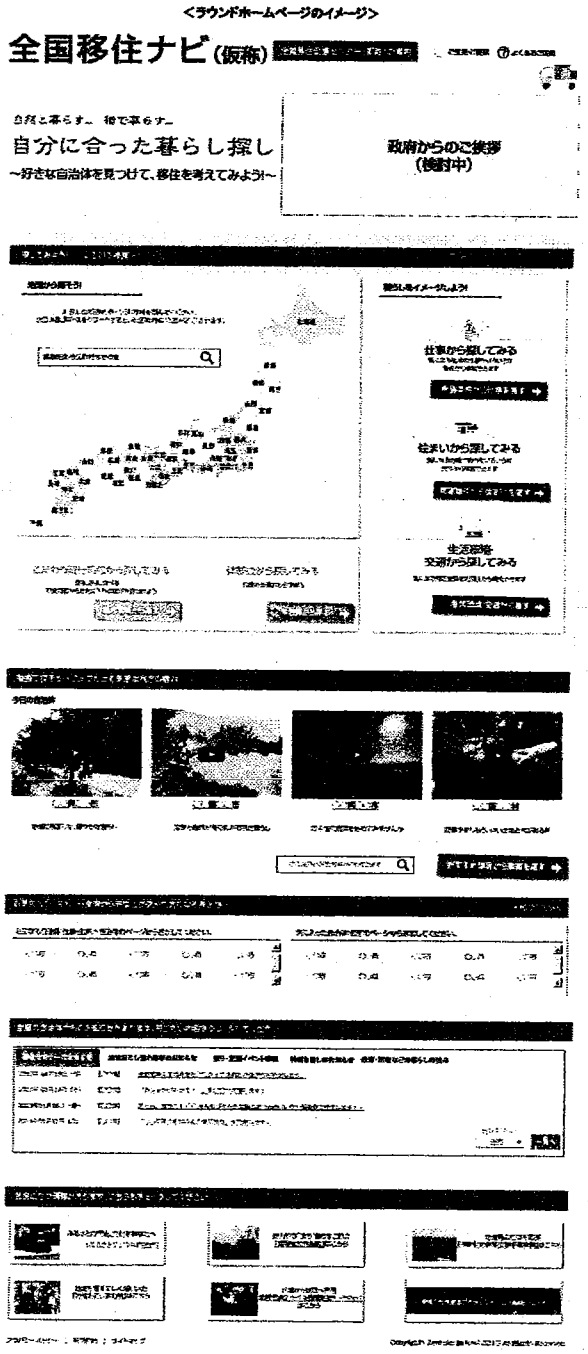
人口減少の克服を最重要課題に掲げた地方創生戦略の一環で、全国移住促進センターにおける取組の重要企画。全自治体の移住のためのプロモーション動画を網羅した、検索サイトとして立ち上げる予定。

既存のサイト（国交省や厚労省、経産省などのほか、都道府県や市町村のもの）とも連携を図る。スマートフォン版のほか、Youtube上にも同時アップの予定。

<ラウンドホームページのイメージ>



<ラウンドホームページのイメージ>



スマートフォン版のイメージ（ラウンドホームページ）



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	企画課	企画係	杉山

No		-	3

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	7	効率的で健全な行財政基盤づくり	3	財政運営の健全化	1	財政の効率的運営
	実施計画名		事務事業名			
	総合計画等策定事業		第二次山陽小野田市総合計画策定事業			

事業概要			
第一次山陽小野田市総合計画(平成20年3月策定)の計画期間が平成20年度から平成29年度までの10年間であるため、第二次山陽小野田市の総合計画を策定する。 社会経済情勢の変化や現在の取組み状況を踏まえ、平成27年度に策定工程の決定及び策定作業に着手し、人口ビジョン・総合戦略を踏まえつつ、平成28年度も作業を継続、平成29年度にパブリックコメント・議会議決を得て、計画策定を完了させる。	対象	山陽小野田市総合計画
	手段	公募委員を含めた会議において計画を策定
	意図	第二次山陽小野田市総合計画の策定

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	第二次山陽小野田市総合計画策定			策定作業着手	策定作業継続	策定作業完了
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	総合計画は、市政の総合的かつ長期的な指針であり、妥当である。	妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である		妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	9 企画費	
予算費目 細目	1 企画費	細々目	1 企画費	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			普通旅費 180 消耗品費 81 通信運搬費 536 通行料 9 研修負担金 25	委員報酬 320	委員報酬 80 印刷製本費 3,740
	歳出合計	0	0	831	320	3,820
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			831	320	3,820
	歳入合計	0	0	831	320	3,820

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	生活安全課	防犯交通係	吉田

No		-	4-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	4 市民が安心して暮らせる環境づくり	5 交通安全と治安の確保	3 地域防犯対策の推進
	実施計画名	事務事業名	
	防犯灯整備事業	防犯外灯助成事業	

事業概要		
防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することにより、自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、防犯外灯のLED化は、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられることから地球温暖化対策にも貢献できるため、平成25年度から10年間を目途にLED化を促進する。促進にあたっては、LEDを設置する場合、優遇措置を講じる。なお、蛍光灯への補助についても継続する。	対象	自治会等
	手段	器具の新設、修理に対して補助をする。
	意図	自治会の負担を軽減し、防犯外灯が適切に維持されることより、地域の安全の確保を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	防犯外灯助成新設灯数(追加分と合計で)					
		41灯				
2	防犯外灯助成修理灯数(追加分と合計で)					
		429灯				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	地域の安全確保のための自治会等への補助であり、妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	自治会等の負担を軽減することにより、防犯環境の整備を促進するものであり、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会等の防犯灯への補助であり、妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	自治会等への補助であり、妥当である。		
	負担割合の適正化	適正である	新設、修理費の60%又は上限額までの補助であり、適正である。		
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	地域の安全確保に貢献している。		

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	20	自治会活動推進費		
細目	1	自治会活動推進費	細々目	1	自治会活動推進費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	需用費	10	需用費	10	需用費	10	需用費	10	需用費	10
		負担金、補助及び交付金	7,047	負担金、補助及び交付金	4,550	負担金、補助及び交付金	4,550	負担金、補助及び交付金	4,550	負担金、補助及び交付金	4,550
	歳出合計		7,057		4,560		4,560		4,560		4,560
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他		650								
	一般財源		6,407		4,560		4,560		4,560		4,560
	歳入合計		7,057		4,560		4,560		4,560		4,560

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市防犯外灯設置補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	生活安全課	防犯交通係	吉田

No		-	4-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	4 市民が安心して暮らせる環境づくり	5 交通安全と治安の確保	3 地域防犯対策の推進
	実施計画名	事務事業名	
	防犯灯整備事業	防犯外灯助成事業(追加分)	

事業概要		
防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することにより、自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、防犯外灯のLED化は、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられることから地球温暖化対策にも貢献できるため、平成25年度から10年間を目途にLED化を促進する。促進にあたっては、LEDを設置する場合、優遇措置を講じる。なお、蛍光灯への補助についても継続する。	対象	自治会等
	手段	器具の新設、修理に対して補助をする。
	意図	自治会の負担を軽減し、防犯外灯が適切に維持されることより、地域の安全の確保を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	防犯外灯助成新設灯数(追加分と合計で)					
		41灯				
2	防犯外灯助成修理灯数(追加分と合計で)					
		429灯				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	地域の安全確保のための自治会等への補助であり、妥当である。	概ね妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	自治会等の負担を軽減することにより、防犯環境の整備を促進するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会等の防犯灯への補助であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	自治会等への補助であり、妥当である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	新設、修理費の60%又は上限額までの補助であり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	地域の安全確保に貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目											
	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	20	自治会活動推進費		
	細目	1	自治会活動推進費	細々目	1	自治会活動推進費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	※決算額は、経常の調書にまとめて記載			負担金、補助及び交付金 4,500	負担金、補助及び交付金 5,137	負担金、補助及び交付金 4,800	負担金、補助及び交付金 4,800
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)						
	歳出合計		0	4,500	5,137	4,800	4,800
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他			1,600	1,800		
	一般財源			2,900	3,337	4,800	4,800
	歳入合計		0	4,500	5,137	4,800	4,800

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市防犯外灯設置補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	生活安全課	防犯交通係	No		-	4

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	4 市民が安心して暮らせる環境づくり	5 交通安全と治安の確保	3 地域防犯対策の推進
	実施計画名	事務事業名	
		防犯外灯助成事業	

事業概要		
自治会等の防犯外灯の新設及び修理の経費の一部を補助することにより、防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。今後10年間を目途にして防犯外灯のLED化を促進し、促進にあたっては、LEDを設置する場合の優遇措置を講じる。なお、蛍光灯への補助についても継続する。	対象	自治会等
	手段	器具の新設、修理に対して補助をする。
	意図	自治会の負担を軽減し、防犯外灯が適切に維持されることを図る。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	防犯外灯設置補助金	7,050,000	7,046,100
	需用費	10,000	9,676
合計		7,060,000	7,055,776

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他	地域づくり	650,000	650,000
	一般財源		6,410,000	6,405,776
合計			7,060,000	7,055,776

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.6	3,374,400

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	防犯外灯助成新設灯数	44灯	45灯	41灯		
2	防犯外灯助成修理灯数	171灯	330灯	429灯		
3						

妥当性			
	自治体関与の妥当性	妥当である	地域の安全確保のための自治会等への補助であり、妥当である
	目的の妥当性	妥当である	自治会等の負担を軽減することにより、防犯環境の整備を促進するものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会等の防犯灯への補助であり、妥当である。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	自治会等への補助であり、適正である
	負担割合の適正化	適正である	設置、修理費の60%又は上限額までの補助であり、適正である
有効性	目標達成度		
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	地域の安全確保に貢献している。

課題	自治会の負担軽減を目的として、蛍光灯からLEDに取り替える自治会が増えており、当初予算を大幅に上回る申請があったため増額補正したが、平成26年度に繰越となった自治会もあり、要望も多く今後数年間は計画を上回る申請が見込まれる。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

防犯外灯助成事業資料

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算		2,901,000	6,050,000	7,550,000	9,687,000
補正予算		1,465,000	1,000,000	1,500,000	
最終予算		4,366,000	7,050,000	9,050,000	9,687,000
決算額		4,348,875	7,046,100	9,049,400	
LED		301	449	575	594
	新設	28	41	68	65
	修理	273	408	507	529
	緊急分		94	170	300
	促進分	0	314	337	229
	前年度繰越		0	79	229
	本年度		314	258	0
蛍光灯		74	21	7	15
	新設	17	21	0	0
	修理	57	0	7	15
柱		7	11	17	10
	新設	5	6	9	5
	修理	2	5	8	5

※平成26年度は決算見込みの数値
※平成27年度は計画の数値

【参考】　促進分

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請	自治会数		82	100	
	灯数		400	487	
実施	自治会数		65	48	
	灯数		314	258	
繰越	自治会数		17	52	
	灯数		86	229	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	企画課	企画係	杉山

No		-	5

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	7 効率的で、健全な行財政基盤づくり	1 効率的な行政運営の推進	1 行政改革の推進
	実施計画名	事務事業名	
	公共施設再編整備事業	厚狭地区複合施設整備事業	

事業概要		
厚狭地区では、山陽総合事務所や厚狭公民館、厚狭図書館など老朽化した施設が点在しているが、再編し複合施設として整備する。平成24年度着手の基本設計に基づき、平成25年度に基本設計及び実施設計を完了させた。平成26年度から本格的に工事に着工しており、平成27年度に完成、平成28年2月の供用開始を予定している。なお、平成28年度において、厚狭図書館・厚狭公民館の解体工事を行う。	対象	老朽化した公共施設(山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館)
	手段	再編成による施設整備
	意図	施設の複合化による行政改革の推進及び公共施設の安全性確保

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	合意形成に向けた市民への説明会等の開催	(随時)	(随時)			
		3回				
2	基本設計・実施設計の策定	基本・実施設計完了				
		完了				
		100%				
3	工程の進捗状況	体育館棟着手	体育館棟完成	主棟完成・オープン	解体工事完了	
		着手済				
		100%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共施設は市が整備すべきであり、妥当である。	妥当である	25/26
	目的の妥当性	妥当である	複合施設整備は行政改革の推進に寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	老朽化した公共施設の再編整備であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	工事経費が高騰しているが全国的な傾向であり、概ね適正である。	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	工程に沿った形で進んでおり、達成している。	達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	23	厚狭地区複合施設整備事業費		
細目	1	厚狭地区複合施設整備事業費	細々目	1	厚狭地区複合施設整備事業費	交付税算入	有		公表	

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 14,490,000 円 (H24年度→H25年度)			修繕料	2,252	時間外勤務手当	5,342	時間外勤務手当	2,000				
				手数料	873	消耗品費	170	消耗品費	666				
				清掃委託料	210	手数料	402	手数料	3,281				
				業務委託料	418	保険料	8	保険料	26				
				地質調査委託料	3,781			旅費	39				
				設計委託料	24,779	設計委託料	2,981	家屋調査業務委	3,074				
				施設借上料	510	施設借上料	1,254	施設借上料	1,205				
				工事請負費	158,692	工事請負費	718,308	工事請負費	461,275	工事請負費	66,501		
				補償費	730			備品購入費	17,336				
				その他	15,718			その他	1,269				
	歳出合計				207,963		728,465		490,171		66,501		0
財源内訳	国庫支出金	割合	元気		48,839								
	県支出金		50%		43,236		19,644						
	地方債		95%		76,100		667,500		429,700		34,300		
	その他		魅力		8,000		25,000		15,000				
	一般財源				31,788		16,321		45,471		32,201		
	歳入合計				207,963		728,465		490,171		66,501		0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

・国庫支出金: (平成25年度)地域の元気臨時交付金(総務省)の一部を充当

・県支出金 : 中山間地域づくり総合支援事業補助金(中山間地域づくり推進課)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	企画課	企画係	No		-	5

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	7 効率的で健全な行財政基盤づくり	1 効率的な行政運営の推進	1 行政改革の推進
	実施計画名	事務事業名	
		厚狭地区複合施設整備事業	

事業概要		
厚狭地区では、山陽総合事務所や厚狭公民館、厚狭図書館など老朽化した施設が点在しているが、再編し複合施設として整備する。平成24年度着手の基本設計に基づき、基本設計を完了させ、実施設計及び一部事業着手を進め、平成27年の完成を目指す。	対象	老朽化した公共施設(山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館)
	手段	再編成による施設整備
	意図	施設の複合化による行政改革の推進及び公共施設の安全性確保

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	修繕料	2,252,481	2,252,481
	地質調査委託料	9,121,000	3,781,050
	設計委託料	59,387,000	39,268,950
	工事請負費	203,090,000	158,692,490
	その他	8,112,063	3,967,999
合計		281,962,544	207,962,970

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金	元気	52,000,000	48,839,000
	県支出金	50%	43,236,000	43,236,000
	地方債	95%	119,800,000	76,100,000
	その他	魅力	10,800,000	8,000,000
	一般財源		55,868,000	31,787,970
合計			281,704,000	207,962,970

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	1.35	7,592,400

交付税算入	有

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

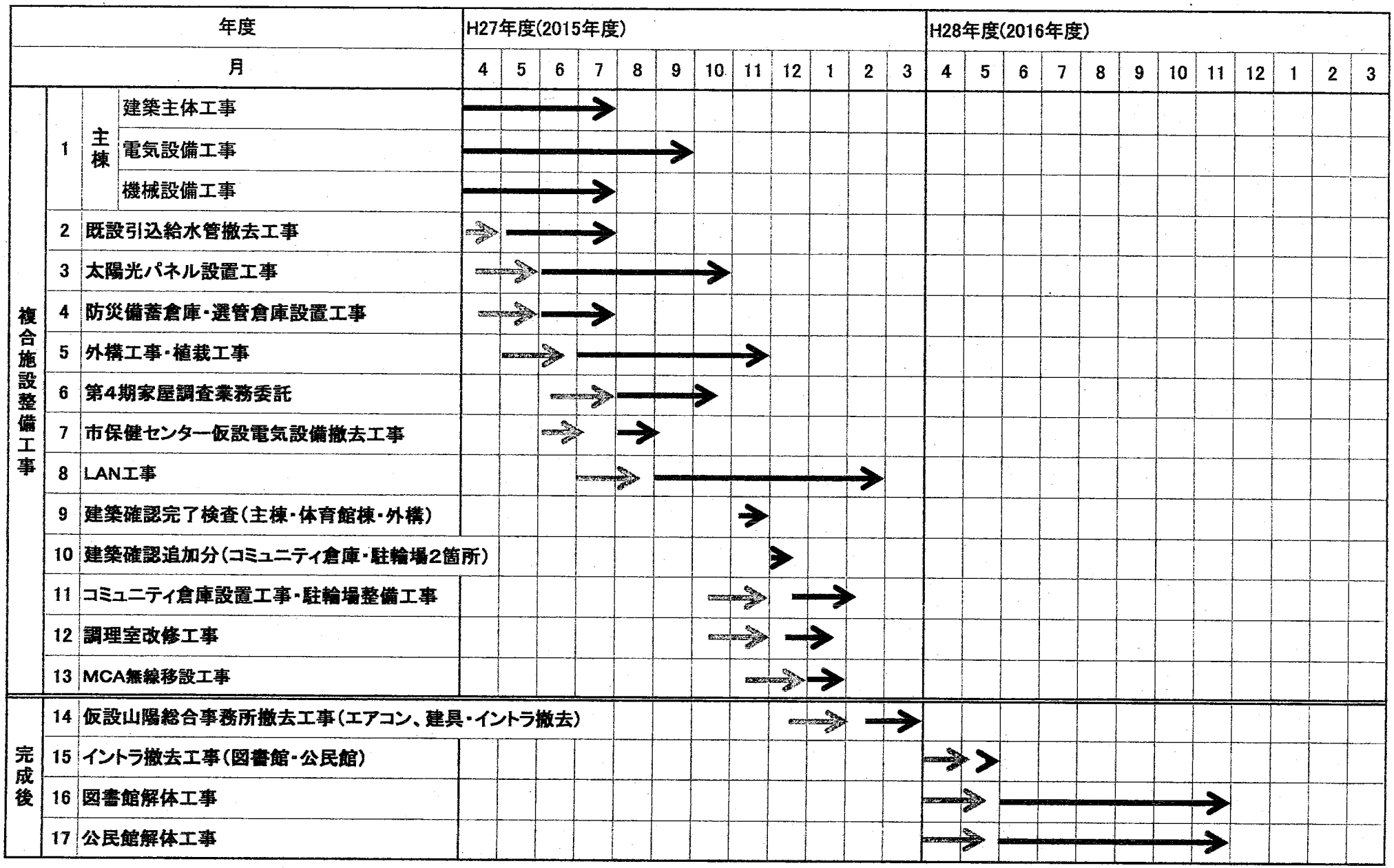
活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	合意形成に向けた市民への説明会等の開催	(随時)	(随時)	(随時)	普通	(随時)
		1回	8回	3回		
2	基本設計・実施設計の策定		基本設計完了	基本・実施設計完了		
			未了(繰越)	完了		
			80%	100%		
3	工程の進捗状況		基本設計完了	体育館棟着手		体育館棟完成
			未了(繰越)	着手済		
			80%	100%		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共施設は市が整備すべきであり、妥当である。
	目的の妥当性	妥当である	複合施設整備は行政改革の推進に寄与するものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	老朽化した公共施設の再編整備であり、妥当である。
効率性	コスト効率	概ね適正である	工事経費が高騰しているが全国的な傾向であり、概ね適正である。
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は市が主体で実施すべきであり、適正である。
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は市の負担で行うものであり、適正である。
有効性	目標達成度	達成している	工程に沿った形で進んでおり、達成している。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	・工事期間について、資材の不足、人手不足等から見通しが立てにくい状況にあるが、早期の完成を目指す。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	平成24年度からの繰越事業費 実施設計委託料 14,490,000円(財源は一般財源のみ)

厚狭地区複合施設整備事業　工事工程について



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	市民課	住民係	光井

No		-	6

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	7	効率的で健全な行財政基盤づくり	2	電子自治体の推進と行政サービスの向上	1	市民サービス・窓口サービスの向上
	実施計画名		事務事業名			
	通知カード・個人番号カード関連事務委任事業		通知カード・個人番号カード関連事務委任事業			

事業概要		
番号法の制定により、平成27年10月から個人に個人番号が通知カードにより付番・通知され、平成28年1月から希望者には、個人番号カードが交付されることとなりますが、市町村の事務負担の軽減や費用の抑制の観点から、地方公共団体情報システム機構(以下、機構)が関連事務を一括して行うこととなり、その費用に相当する金額を交付金として交付する。	対象	住民基本台帳に記載されている全市民。
	手段	関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付する。
	意図	全国の市区町村が機構に一括して業務を委託して行うことにより、統一的事務が行える。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	通知カード発送件数			28,548		
2	個人番号カード交付件数				1,000	1,000
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	個人番号カードの交付は、番号法により市町村長が行う法定受託事務とされている。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である		妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	全国の市区町村が機構に一括して業務を委任することで単価を抑えることができる。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目											
	款	2	総務費	項	3	戸籍住民基本台帳費	目	1	戸籍住民基本台帳費		
	細目	1	戸籍住民基本台帳費	細々目	1	戸籍住民基本台帳費・本庁	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					分担金及び負担金	22,415	分担金及び負担金	4,916	分担金及び負担金	4,916
	歳出合計		0		0		22,415		4,916		4,916
財源内訳	国庫支出金						22,415		4,916		4,916
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源										
	歳入合計		0		0		22,415		4,916		4,916

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)

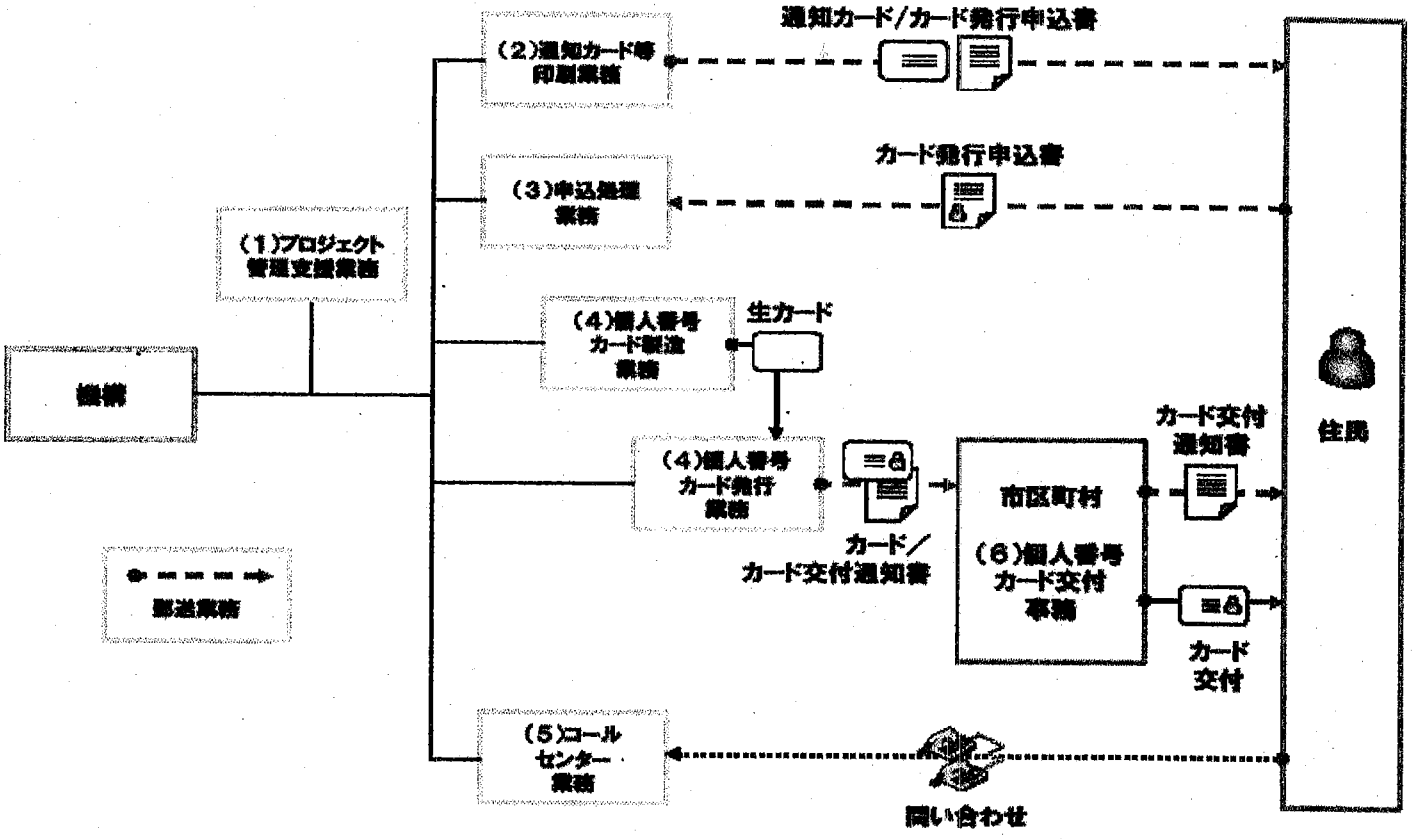
特記事項	(市民への説明責任などの状況)

通知カード・個人番号カード関連事務の委任の内容

通知カード・個人番号カード関連事務の委任（交付金の中）に含まれる内容は、次のとおりです。

(1) 個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業	
	ア プロジェクト管理費
(2) 通知カード等の作成・発送事業	
	ア 設備費
	イ 通知カードに関わる印刷費
	ウ 通知カード等の郵送費（機構→住民）
	エ 交付申請書の郵送費（住民→機構）
(3) 個人番号カードの申込処理事業	
	ア 設備費
	イ 申込受付業務にかかる人件費
	ウ 不備通知書に関わる印刷費
	エ 不備通知書の郵送費（機構→住民）
(4) 個人番号カードの製造・発行事業	
	ア 設備費
	イ 個人番号カードの製造費用
	ウ 個人番号カードの発行に関わる費用
	エ カード交付通知書に関わる印刷費
	オ 個人番号カード＋交付通知書の梱包作業に係る費用
	カ 個人番号カード＋交付通知書の自治体への郵送費（機構→自治体）
	キ カード交付通知書の郵送費（自治体→住民）
(5) 個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業	
	ア 設備費
	イ コールセンター運営に係る費用

個人番号カード発行等に係る業務スキーム



個人番号・法人番号の付番

個人番号の付番

付番	➢ 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。（第7条第1項） ※対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。 ※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
変更	➢ 市町村長は、個人番号が偽えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）
番号生成機関	➢ 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。（第8条第1項） ➢ 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人番号の付番

付番

- ➢ 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。（第58条第1項）　※所管は国税庁
- ➢ 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- ➢ 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
  - 国の機関及び地方公共団体
  - 登記所の登記簿に記録された法人等
  - 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
  - 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

変更・通知、検索及び閲覧

- ➢ 法人番号は変更不可
- ➢ 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- ➢ 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
  ※法人等の基本３情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

13

番号制度の仕組み

❶個人に
①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
③「民－民－官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

❷法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

❶複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け
（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）

③本人確認

❶個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

❷個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ＩＣカードの券面とＩＣチップに個人番号と基本４情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

5

個人番号の利用範囲

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。　別表第一（第9条関係）

○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務　等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務　等

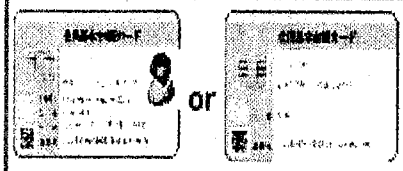
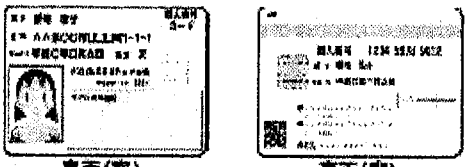
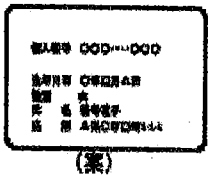
税分野　⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野　⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

12

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式		 表面(案)　裏面(案)	 (案)
	○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口に2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、国の機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

13

様式第3号（事務事業調書）

事務事業調書

課（局・室・所）・係・担当者	社会福祉課	生活保護係	深井篤

No		－	7

施策体系	大項目（政策）		中項目（施策）		小項目（基本事業）	
	2	高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり	5	社会保障の充実	1	低所得者福祉の充実
	実施計画名		事務事業名			
	生活困窮者自立支援事業		生活困窮者自立支援事業			

事業概要		
生保受給に至る程度の生活困窮者に対し、自立に向けた各種支援事業を行う。支援を受けようとする者は実施事業者に申込をする。事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。初年度は必須事業（自立相談・住宅確保給付金）・任意事業（就労準備）を行い、2年目以降必要に応じて任意事業（家計相談・学習援助・一時生活支援）の実施について検討する。	対象	生活保護に至る前の生活困窮者
	手段	住宅確保給付金支給業務以外を外部委託により実施する。
	意図	対象者の自立再生

※上段：目標　中段：実績　下段：達成率

	活動指標、または成果指標	H25（実績）	H26	H27	H28	H29
1	支援者数　支援者の自立状況			随時	随時	随時
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	生活困窮者自立支援法による	妥当である	21/23
	目的の妥当性	妥当である	生活困窮者自立支援法による	妥当である	
	対象（受益者）の妥当性	妥当である	生活困窮者自立支援法による	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	生活困窮者自立支援法による	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	生活困窮者自立支援法による	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	生活困窮者自立支援法による	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		概ね貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	1	社会福祉総務費	
	細目	10	生活困窮者自立支援費	細々目	1	生活困窮者自立支援費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				委託料 9,486 備品購入費 512 扶助費 3,339	委託料 12,255 扶助費 3,339	委託料 14,118 扶助費 3,339
	歳出合計		0	0	13,337	15,594	17,457
財源内訳	国庫支出金	3/4,2/3,1/2			9,792	11,590	12,521
	県支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源				3,545	4,004	4,936
	歳入合計		0	0	13,337	15,594	17,457

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

生活困窮者自立支援事業国庫負担金(補助金) 厚生労働省援護局

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

生活困窮者自立支援法

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 平成27年度:自立相談支援事業・住宅確保給付金・就労準備事業、平成28年度:家計相談事業を追加 を想定

生活困窮者自立支援法について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1．自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2．就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3．都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4．費用

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

①　自立相談支援事業（必須事業）

○　生活保護に至る手前の段階の自立支援を強化するため、生活困窮者に対し、以下の支援を実施。
　①　就労の支援その他の自立に関する問題について相談対応
　②　生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
　③　ニーズに応じた支援が計画的に行われるよう、自立支援計画を策定　等

【自立相談支援事業と各種支援の関係】

実施主体は福祉事務所設置自治体。直営のほか、民間団体への委託も可能。

◆　自立相談支援事業

【期待される効果】
① 訪問支援を含め、生活困窮者を早期に把握、早期に支援
② ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能
③ 複合的な課題を有する生活困窮者に包括的・継続的に対応
④ 地域ネットワークの強化など地域づくり

※ 新たな生活困窮者支援システムでは、基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を有期で提供。

本人の状況に応じた支援

- 再就職のために居住の確保が必要 → 居住支援
  - ◆「住居確保給付金」の支給
- 就労に一定期間が必要 → 就労支援
  - ◆ 就労準備支援事業
  - なお一般就労が困難な場合
  - ◆ 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）
- 直ちに一般就労が可能 → 就労支援
  - ◇ ハローワークとの一体的支援（国が実施）
- 緊急に衣食住の確保が必要 → 緊急一時支援
  - ◆ 一時生活支援事業
- 家計から生活再建を検討 → 家計再建支援
  - ◆ 家計相談支援事業
- 貧困の連鎖防止 → 子ども・若者支援
  - ◆ 学習支援

② 住居確保給付金（必須事業）

○ 離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付（平成25年度末までの時限措置）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付（住宅手当）制度の概要及び実績

➢ **支給対象者**

離職後２年以内かつ６５歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➢ **支給要件（東京23区の場合）**

①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（２人世帯）17.2万円以下 → 本市の場合 単身 96,300円, 2人世帯 128,300円

②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下

③就職活動要件：ハローワークでの月２回以上の職業相談、自治体での月４回以上の面接支援等

➢ **支給上限額（東京23区の場合）**

単身：53,700円　　複数世帯：69,800円 → 本市の場合　単身 28,200円　複数世帯 37,000円

➢ **支給期間**

原則３か月間（就職活動を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

◆ **支給決定件数**：134,700件（平成21年10月～平成25年２月実績）

◆ **常用就職（※）率**：54.5%（平成23年度実績）

（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

③　就労準備支援事業と就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の推進

1．就労準備支援事業（任意事業）

○　直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。

○　６ヶ月～１年程度の有期の支援を想定。

○　生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の３段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

※　横浜市では、生活保護受給者を対象に、生活リズムの構築や模擬面接の経験、就職に役立つ技術習得等の支援を実施。
（実績）56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職（就労率60％）（平成24年9月現在）

2．就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）（都道府県等の認定事務につき必須事業）

○　社会福祉法人、ＮＰＯ、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。

○　対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行ができない者等を想定。

○　事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組とする。

○　立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	金子

No		-	8-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名		事務事業名			
	保育料支援事業		多子世帯応援保育料等軽減事業			

事業概要		
現行の「多子世帯保育料等軽減事業」を拡充するもの。現行制度は、保育所に通う3歳未満の第3子以降の保育料を半額または無料とするもの。拡充策では、対象者の年齢制限をなくし、幼稚園に通う児童も対象とする。こども福祉課においては、保育所に通う児童について対応し、幼稚園に通う児童については学校教育課で対応する。	対象	保育所に通う第3子の児童
	手段	保育料を所得により全額または1/2軽減する
	意図	保育所等に通う多子世帯の経済的負担を軽減する

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	補助の対象者			175人	180人	185人
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	少子化対策として、県・市が連携して行う事業であり妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	多子世帯の経済的負担を軽減する事業であり妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得要件あり妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	県事業であり適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	県1/2　市1/2	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款		項		目		
予算費目 細目		細々目		交付税算入		公表

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	制度拡充による対象者 約175人 全額軽減 102人 17,700千円 1/2軽減 73人 12,580千円				保育所運営費負担金 保育所使用料の減額(歳入)	保育所運営費負担金 保育所使用料の減額(歳入)	保育所運営費負担金 保育所使用料の減額(歳入)
	歳出合計		0	0	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金				15,140	15,140	15,140
	地方債						
	その他				△ 30,280	△ 30,280	△ 30,280
	一般財源				15,140	15,140	15,140
	歳入合計		0	0	0	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

多子世帯応援保育料等軽減事業県補助金 県こども政策課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

山陽小野田市多子世帯応援保育料等軽減に関する規則(仮称:新規制定予定)

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

多子世帯応援保育料等軽減事業
（こども福祉課関係）

1　事業概要

現行の多子世帯保育料等軽減事業の対象者を拡大し、３人以上子どものいる多子世帯の保育料の負担軽減を図る。

2　対象者

(1)現行制度

保育所（認可外保育所を含む）に通う第３子以降の児童（３歳未満）

(2)新制度

保育所（認可外保育所を含む）及び幼稚園に通う第３子以降の児童（年齢制限なし）

※幼稚園に通う第３子以降の児童は学校教育課で対応。

3　軽減率

(1)保育所及び幼稚園に通う第３子の児童

・市民税所得割額が 97,000 円未満の世帯は、全額軽減

・市民税所得割額が 97,000 円以上の世帯は、１／２軽減

(2)認可外保育施設に通う第３子の児童

・支払った年間保育料を補助（年間限度額 50,000 円）

4　負担割合　　県 1/2、市 1/2

5　軽減による見込額

(1)現行制度での軽減見込額

・対象者 133 人（全額軽減 112 人、1/2 軽減 21 人）

・年間軽減額　　26,846 千円（全額軽減 21,494 千円、1/2 軽減 5,352 千円）

・市負担額（1/2）　13,423 千円

(2)新制度による新たな軽減見込額

・対象者 175 人（全額軽減 102 人、1/2 減免 73 人）

・年間軽減額　30,280 千円（全額軽減 17,700 千円、1/2 軽減 12,580 千円）

・市負担額（1/2）15,140 千円

＜参考＞

国の軽減制度･･･保育所に同時入所の第２子以降の保育料を軽減

・第２子：１／２軽減　・第３子以降：全額軽減

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	学校教育課	学務係	古屋

No		-	8-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1 次世代育成支援の充実	3 子育て負担の軽減
	実施計画名	事務事業名	
	就園・就学助成事業	多子世帯応援保育料等軽減事業	

事業概要		
少子化危機突破に向けて、現在3歳未満を対象としている「多子世帯保育料等軽減事業」を大幅に拡充させ、幼稚園児も対象とした新たな制度を創設するもの。これは、県と合同の事業であり、幼稚園に通う第3子に対して補助を行うもので、幼稚園就園奨励費の所得階層区分に応じて、第3階層の者は全額(県・市1/2ずつ負担)、第4階層以上の者は半額((県・市1/4ずつ負担)を補助するもの。	対象	幼稚園に通う第3子の園児
	手段	就園奨励費を支給後の実質負担園料に対して、階層に応じ全額又は1/2を補助する。
	意図	幼稚園に通う子だくさん世帯の家計の経済的負担を軽減する。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	補助の対象者			60(人)	60(人)	60(人)
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	少子化対策として、県・市が連携し、主体的に行う事業である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	子だくさん世帯の家計の経済的負担を軽減する。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得要件あり	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市民税所得割:77,100円以下の世帯　県・市1/2　、77,101円以上の世帯　県・市1/4	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	10	教育費	項	4	幼稚園費	目	1	幼稚園費		
細目	2	幼稚園費・扶助費	細々目	1	幼稚園費・扶助費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	対象者 約60名 幼稚園就園奨励費 第3階層以下 20名 140万円 (県・市1/2) 第4階層以上 40名 260万円 (県・市1/4)				扶助費 4,000	扶助費 4,000	扶助費 4,000
	歳出合計		0	0	4,000	4,000	4,000
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金	1/2,1/4			2,000	2,000	2,000
	地方債						
	その他						
	一般財源				2,000	2,000	2,000
	歳入合計		0	0	4,000	4,000	4,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

「多子世帯応援保育料等軽減事業」(県新規事業 H27)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

「山陽小野田市教育委員会多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則」(仮称:新規則制定予定)

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

（学校教育課）

○多子世帯応援保育料等軽減事業

１．（事業概要）

少子化危機突破に向けて、現在３歳未満を対象としている「多子世帯保育料等軽減事業」を大幅に拡充させ、幼稚園児も対象とした新たな補助制度を創設するもの。

これは、県と市の合同の事業であり、保育園児についてはこども福祉課が所管し、教育委員会は幼稚園児を対象とし、幼稚園に通う第３子以降の園児に対して補助を行う。

２．（補助額）

幼稚園就園奨励費の所得階層区分に応じて、幼稚園就園奨励費を支給後の実質的な保育料負担額の

・第３階層以下の者（市民税所得割７７，１００円以下）は全額

・第４階層以上の者（市民税所得割７７，１０１円以上）は半額

を補助する。

３．（補助対象者）

現在も、幼稚園就園奨励費によって、小学校３年生までに兄弟が２人以上いる家庭の第３子以降の園児の保育料は無料となっている。

多子世帯応援保育料等軽減事業では、１８歳までの兄弟を対象とすることにより、補助対象世帯の更なる拡充を図る。

・対象者　　約６０名

４．（予算）

・４,０００千円（県補助1/2）

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	子育て支援係	三藤

No		-	9

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1 次世代育成支援の充実	3 子育て負担の軽減
	実施計画名	事務事業名	
	乳幼児医療費等支援事業	子ども医療費助成事業	

事業概要		
市単独事業として、小学1年生から3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を3割から2割に軽減する。ただし、所得制限あり。(保護者の市民税所得割額の合計が136,700円以下の世帯に限る) 平成26年8月1日から事業開始。	対象	小学校1年生から3年生までの児童がいる世帯(所得制限あり)
	手段	対象者に受給者証を交付することで、医療機関への支払いを軽減
	意図	医療費助成による子育て支援

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	受給者数		1,260人	1,300人	1,340人	1,380人
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て支援策として市が主体的に行う事業であり妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	子どもの医療費の一部助成により、子どもの保健の向上、児童福祉の増進する事業であり妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得制限あり妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	子育て世帯の負担軽減になり適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市単独で実施していることは適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市10/10	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目											
	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	2	児童措置費		
	細目	1	児童福祉援護経費	細々目	2	児童福祉援護経費(単独)	交付税算入		無	公表	

事務費の予算費目 : 款3民生費 項2児童福祉費 目1児童福祉総務費 細目10福祉医療事務費 細々目1福祉医療事務費

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					需用費	100	需用費	20	需用費	20	需用費	20
						役務費	968	役務費	523	役務費	523	役務費	523
						システム開発委託料	1,188						
						扶助費		扶助費		扶助費		扶助費	
							5,500		10,000		10,000		10,000
	歳出合計				0		7,756		10,543		10,543		10,543
財源内訳	国庫支出金	割合											
	県支出金												
	地方債												
	その他		高額療養費				150		150		150		150
	一般財源						7,606		10,393		10,393		10,393
	歳入合計				0		7,756		10,543		10,543		10,543

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市子ども医療費助成規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	金子

No		-	10

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1 次世代育成支援の充実	1 地域子育て支援体制の充実
	実施計画名	事務事業名	
	地域子育て支援事業	地域子育て支援センター事業	

事業概要		
市内の保育園で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付、子育て支援に関する講習の実施。また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	対象	未就学児及びその保護者
	手段	市内の保育所に委託し、育児相談や子育て講座を実施
	意図	育児に対する保護者の不安や負担感の解消

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	延べ利用者数(実績数)	19,664人	22,885人	23,000人	23,100人	23,200人
		22,885人				
		116.4%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て支援策として市が主体的に行う事業であり妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	子育て世代の保護者の交流の場の提供、相談等による子育て支援事業であり妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	子育て世代の親子であり妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	市内の保育所へ委託であり適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	国1/3、県1/3、市1/3		
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目											
款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	2	児童措置費			
細目	1	児童福祉援護経費	細々目	1	児童福祉援護経費(補助)	交付税算入		無	公表		

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			委託料	37,055	委託料	37,100	委託料	37,100	委託料	37,100	委託料	37,100
	歳出合計			37,055		37,100		37,100		37,100		37,100	
財源内訳	国庫支出金	割合	1/3			12,366		12,366		12,366		12,366	
	県支出金		1/3	18,527		12,366		12,366		12,366		12,366	
	地方債												
	その他												
	一般財源		1/3	18,528		12,368		12,368		12,368		12,368	
	歳入合計			37,055		37,100		37,100		37,100		37,100	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

保育緊急確保事業県負担金 県こども政策課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

山口県保育緊急確保事業費補助金要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	こども福祉課	保育係	No		-	10

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1 次世代育成支援の充実	1 地域子育て支援体制の充実
	実施計画名	事務事業名	
		地域子育て支援センター事業	

事業概要		
市内5箇所の保育園(焼野・須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付、子育て支援に関する講習の実施。また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	対象	小学校就学前の子及びその保護者
	手段	育児相談会・子育て講座の実施
	意図	育児不安の解消。育児中の母親のリフレッシュ。少子化の歯止め。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	委託料	37,455,000	37,055,000
合計		37,455,000	37,055,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	1/2	18,727,000	18,527,000
	地方債			
	その他			
	一般財源	1/2	18,728,000	18,528,000
合計			37,455,000	37,055,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.05	281,200

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	設置箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	普通	5箇所
2	支援センター延べ利用者数(実績数)	17,601	19,664	22,885	普通	22,885
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	保育緊急確保事業費補助金要綱により実施。
	目的の妥当性	妥当である	保育緊急確保事業費補助金要綱により実施。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	概ね適正である	県支出金
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	更に事業の周知及び実施保育園との連携の強化を図ることが必要(連絡協議会:年2回開催など)		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	金子

No		-	11

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2 仕事と子育ての両立支援	3 児童福祉施設の充実
	実施計画名	事務事業名	
	教育・保育施設運営費支給事業	私立幼稚園運営費負担事業	

事業概要		
子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。平成27年度は、市内で1園が新制度に移行する。	対象	教育標準時間認定(1号認定)を受けて新制度に移行する私立幼稚園に通園する児童
	手段	新制度に移行する私立幼稚園に施設型給付費を支給する
	意図	教育・保育施設の適正かつ円滑な運用を支援し、保育環境の充実を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	新制度に移行する私立幼稚園の支援園数			1園	1園	1園
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	子ども・子育て支援新制度により市が主体的に行う事業であり妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	子ども・子育て支援新制度による教育・保育施設の円滑な運営を支援する事業であり妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	全国統一費用部分(国2/4、県1/4、市1/4)、地方単独費用部分(県1/2、市1/2)	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	2	児童措置費		
細目	1	児童福祉援護経費	細々目	1	児童福祉援護経費(補助)	交付税算入	有		公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			負担金、補助及び交付金 39,628	負担金、補助及び交付金 39,628	負担金、補助及び交付金 39,628
	歳出合計	0	0	39,628	39,628	39,628
財源内訳	国庫支出金			10,337	10,337	10,337
	県支出金			13,063	13,063	13,063
	地方債					
	その他					
	一般財源			16,228	16,228	16,228
	歳入合計	0	0	39,628	39,628	39,628

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

施設型給付費国庫負担金、施設型給付費県負担金・県補助金　県こども政策課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、山陽小野田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則、山陽小野田市特定保育所における保育費用の徴収に関する規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	金子

No		-	12-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2 仕事と子育ての両立支援	2 放課後児童対策の充実
	実施計画名	事務事業名	
	児童クラブ事業	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	

事業概要		
市内12小学校区において、7児童館及び小学校の空き教室等を利用し実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、1時間延長保育あり。	対象	小学生の就労家庭の保護者とその児童(平成27年度から一部高学年も受入れ開始)
	手段	児童館、小学校の空教室で児童を預かり保育する
	意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	受入率(児童クラブ受入可能児童数÷申込児童数) ※「子ども・子育て支援事業計画の事業計画確保数」を受入可能数とする。	100%	100%	100%	100%	100%
		100%				
		100.0%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て支援策として市が主体的に行う事業であり妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	児童の健全育成及び保護者の就労支援のためでもあり妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	小学生で放課後に保育が必要な児童に対して行うため妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	業務委託をしており適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	国1/3、県1/3、市1/3であり適正である。		
有効性	目標達成度	検討が必要	年度当初の申請時と夏休期間中に待機児童が出るため、定員の見直し及び施設増設の検討要		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	6	児童クラブ費	
	細目	1	児童クラブ運営費	細々目	1	児童クラブ運営費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	需用費	794	需用費	816	需用費	603	需用費	603	需用費	603
		役務費	194	役務費	194	役務費	194	役務費	194	役務費	194
		委託料	56,981	委託料	59,971	委託料	59,971	委託料	68,001	委託料	68,001
		使用料及び賃借料	100	使用料及び賃借料	109	使用料及び賃借料	111	使用料及び賃借料	111	使用料及び賃借料	111
		備品購入費	229	備品購入費	250	備品購入費	253	備品購入費	253	備品購入費	253
	歳出合計		58,298		61,340		61,132		69,162		69,162
財源内訳	国庫支出金						15,202		17,878		17,878
	県支出金		29,534		30,020		15,202		17,878		17,878
	地方債										
	その他		15,889		15,140		15,480		15,480		15,480
	一般財源		12,875		16,180		15,248		17,926		17,926
	歳入合計		58,298		61,340		61,132		69,162		69,162

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

地域子ども・子育て支援事業県補助金 県こども政策課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

山陽小野田市児童クラブ条例、山陽小野田市児童クラブ条例施行規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課		河口

No		-	12-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2 仕事と子育ての両立支援	2 放課後児童対策の充実
	実施計画名	事務事業名	
	児童クラブ事業	放課後児童対策事業(児童クラブ)(追加・臨時)	

事業概要		
放課後児童クラブは、支援員の採用等も含め運営を業務委託している。支援員の賃金単価の見直しを図る。	対象	放課後児童クラブの支援員
	手段	賃金単価の改善
	意図	最低賃金もアップされたため、支援員の時間単価を見直す

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1						
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て支援策として市が主体的に行う事業であり妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	児童の健全育成及び保護者の就労支援のためでもあり妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	小学生で放課後に保育が必要な児童に対して行うため妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	業務委託をしており適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	国1/3、県1/3、市1/3であり適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	6	児童クラブ費		
細目	1	児童クラブ運営費	細々目	1	児童クラブ運営費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					委託料 8,030 (増額分) (68,001-59,971)		
	歳出合計			0	0	8,030	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合	1/3			2,676		
	県支出金		1/3			2,676		
	地方債							
	その他							
	一般財源		1/3			2,678		
	歳入合計			0	0	8,030	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市児童クラブ条例施行規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	こども福祉課	保育係	No		-	12

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2 仕事と子育ての両立支援	2 放課後児童対策の充実
	実施計画名	事務事業名	
		放課後児童対策事業(児童クラブ)	

事業概要		
市内12小学校区において、7児童館及び小学校の空き教室を利用して実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、1時間の延長保育有。	対象	小学1年から3年生
	手段	児童館、空教室に児童を預かり保育する。
	意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	815,673	793,916
	役務費	194,327	194,327
	委託料	59,971,000	56,981,066
	使用料及び賃借料	109,000	100,170
	備品購入費	250,000	228,976
合計		61,340,000	58,298,455

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	2/3	30,020,000	29,534,000
	地方債			
	その他		15,140,000	15,889,200
	一般財源	1/3	16,180,000	12,875,255
合計			61,340,000	58,298,455

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.9	2,556,060

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	児童クラブ定員数	486	496	496	悪い	
2	児童クラブ申込者数	588	553	607		
3	定員充足率 ①児童クラブ定員数 / ②児童クラブ申込者数	100% 120.00%	100% 111.00%	100% 122.00%		100%

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	山陽小野田市児童クラブ条例施行規則による。
	目的の妥当性	妥当である	山陽小野田市児童クラブ条例施行規則による。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	山陽小野田市児童クラブ条例施行規則による。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	山陽小野田市社会福祉協議会に業務委託。
	負担割合の適正化	検討が必要	児童クラブ保育料については検討が必要。
有効性	目標達成度	検討が必要	年度当初の申請時期と夏休期間中に待機児童が出るため、定員の見直し及び施設の増設等を検討する必要がある。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	
	○定員を大幅に超えている児童クラブは待機児童も年々増加傾向にあり、特に夏休み期間中は鮨詰め状態で保育を行っているため、増設または近隣の施設の利用を検討する。 ○保育料は現行月額3,000円であるが、長期休業期間の保育料も保育時間が長時間にもかかわらず、平日と同額の3,000円である。他市の動向を見て、今後長期休業期間の保育料の見直しが必要。 ○児童クラブ保育指導員の賃金は750円と近隣市町と比べて格段に低いため、今後、保育の質の向上を維持するためにも賃金改善の見直しは急務。

今後の方向性	事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要	改善時期	26年度中に改善に着手

特記事項	
	平成27年度子ども・子育て新制度に向けて条例改正が必要。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	社会福祉課	生活保護係	深井

No		-	13

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり	5 社会保障の充実	1 低所得者福祉の充実
	実施計画名	事務事業名	
	就労自立給付金給付事業	就労自立給付金給付事業	

事業概要		
概ね6ヶ月以上の雇用と最低限度の生活を維持するための収入を得ることができると認められることにより生活保護を脱却した者に、申請により就労自立給付金を支給する。支給額は単身者10万円、複数世帯15万円を上限とする。	対象	就労により生活保護を脱却した者
	手段	就労自立給付金を支給
	意図	生活保護脱却直後の負担増による生活の不安定を支え、自立を促進する。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	申請件数			随時	随時	随時
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	生活保護法の規定により、生活保護事業を実施している自治体が実施することとなっている。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	生活保護脱却者の脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止する。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	就労による生活保護脱却者	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	国庫負担がある	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	生活保護法の規定により、生活保護事業を実施している自治体が実施することとなっている。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	国庫負担率3／4	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	3	民生費	項	3	生活保護費	目	2	扶助費	
	細目	1	就労自立給付金	細々目	1	就労自立給付金	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				就労自立給付金 1,500	就労自立給付金 1,500	就労自立給付金 1,500
	歳出合計		0	0	1,500	1,500	1,500
財源内訳	国庫支出金	3/4			1,125	1,125	1,125
	県支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源	1/4			375	375	375
	歳入合計		0	0	1,500	1,500	1,500

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

就労自立給付金国庫負担金

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

生活保護法

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

①　就労による自立の促進（就労自立給付金の創設）

◎　生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。

◎　このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。　　【施行期日：平成２６年７月１日】

支給要件

※未確定の内容が含まれており、今後変更の可能性

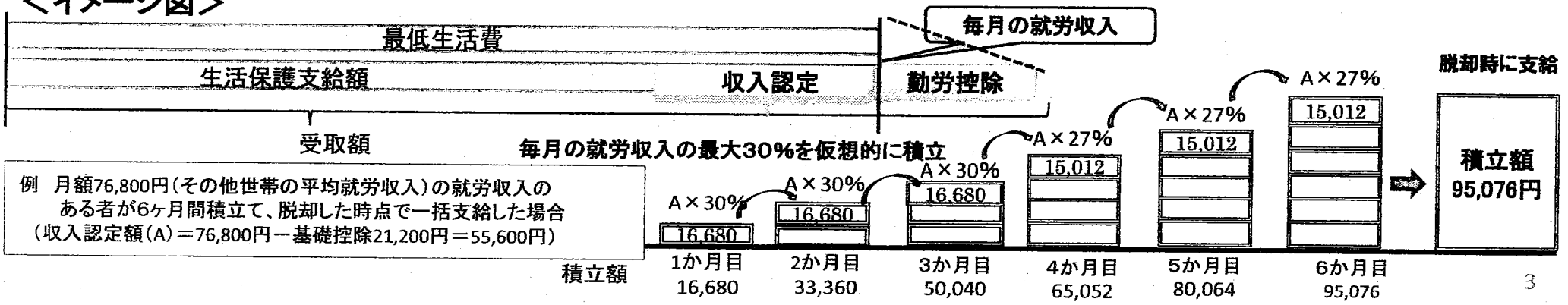
○支給方法：保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給（※）
○対　　象：安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたもの
○支 給 額：上限額　単身世帯　10万円、多人数世帯　15万円

保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の3箇月程度の補填を想定

○支給時期：保護脱却時に一括支給
○再受給までの期間：原則3年間

※（詳細）・支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額（最大30%）（積立額がない場合は支給しない）
・毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大30%以内とし、早期脱却を促す観点から就労期間の 経過とともに逓減させる。
（積立額：就労開始後　1~3月目収入認定額の30%　4~6月目27%　7~9月目18%、10~12月目12%）

＜イメージ図＞



例　月額76,800円（その他世帯の平均就労収入）の就労収入のある者が6ヶ月間積立て、脱却した時点で一括支給した場合
（収入認定額（A）＝76,800円－基礎控除21,200円＝55,600円）

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	母子保健係	河野

No		-	14

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	3 母子保健対策の充実	1 母子保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
	母子健康診査事業	妊婦健康診査事業	

事業概要		
平成21年2月「妊婦健康診査に係る公費負担の拡充」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)を受けて公費での妊婦健康診査を14回に拡充し実施する。	対象	妊娠届出を提出した妊婦
	手段	委託契約締結医療機関で実施
	意図	妊婦の経済的負担の軽減と異常の早期発見

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	妊婦健康診査補助券交付申請者に対する件数	随時	随時	随時	随時	随時
		532件				
2	妊娠届出に対する妊婦健康診査補助券利用による妊娠8週の健診受診率	100%	100%	100%	100%	100%
		99.70%				
		99.70%				
3	妊娠届出に対する妊婦健康診査補助券利用による妊娠36週の健診受診率	100%	100%	100%	100%	100%
		86.80%				
		86.80%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	母子保健法による		
	目的の妥当性	妥当である			
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である	診療報酬単価に準じている		
	実施主体の適正化	適正である	母子保健事業は市町村事業である		
	負担割合の適正化	適正である	事業目的から適正である		
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目											
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
	細目	2	母子保健事業	細々目	2	母子保健事業	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			需用費	116	需用費	138	需用費	138	需用費	140	需用費	140
				役務費	6	役務費	6	役務費	6	役務費	6	役務費	6
				委託料	50,315	委託料	50,735	委託料	51,035	委託料	50,735	委託料	50,735
				負担金、補助及び交付金	331	負担金、補助及び交付金	464	負担金、補助及び交付金	468	負担金、補助及び交付金	464	負担金、補助及び交付金	464
	歳出合計				50,768		51,343		51,647		51,345		51,345
財源内訳	国庫支出金	割合											
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源		100%		50,768		51,343		51,647		51,345		51,345
	歳入合計				50,768		51,343		51,647		51,345		51,345

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
母子保健法第13条、こども・子育て支援法

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	母子保健係	No		-	14

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	3 母子保健対策の充実	1 母子保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
		妊婦健康診査事業	

事業概要		
平成21年2月「妊婦健康診査に係る公費負担の拡充」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)を受けて公費での妊婦健康診査を14回に拡充し実施する。	対象	妊婦
	手段	医療機関と委託契約し妊婦健康診査を実施する
	意図	妊婦の経済的負担の軽減により受診しやすい体制づくり

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	116,000	116,000
	役務費	6,300	6,300
	委託料	50,735,000	50,314,890
	負担金、補助及び交付金	548,000	330,670
合計		51,405,300	50,767,860

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		51,405,300	50,767,860
合計			51,405,300	50,767,860

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.75	1,712,460

交付税参入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	妊婦健康診査補助券交付申請者に対する件数	随時	随時	随時	かなり良い	随時
		470件	492件	532件		
2	妊娠届出数に対する妊婦健康診査補助券利用による妊娠8週の健診受診率	100.00%	100.00%	100.00%		100.00%
		97.50%	98.90%	99.70%		
		97.50%	98.90%	99.70%		
3	妊娠届出数に対する妊婦健康診査補助券利用による妊娠36週の健診受診率	100.00%	100.00%	100.00%		100.00%
		94.70%	80.90%	86.80%		
		94.70%	80.90%	86.80%		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	母子保健法による
	目的の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	-
効率性	コスト効率	適正である	診療報酬単価に準じている
	実施主体の適正化	適正である	母子保健事業は市町村事業である
	負担割合の適正化	適正である	事業目的から適正である
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	妊婦の経済的負担の軽減に貢献している

課題	妊娠後期は、切迫流産等で妊婦健康診査補助券の利用率が低いので、早期に妊婦健康診査の結果により保健指導を強化する		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療対策室	木本

No		-	15-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2 地域医療の充実	1 地域医療体制の充実
	実施計画名	事務事業名	
	地域医療推進事業	二次救急医療体制支援事業	

事業概要		
宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	対象	輪番制で二次救急を実施している医療機関
	手段	かかった経費を各市の人口割で負担する。
	意図	広域での二次救急医様を確保し、地域医療の充実に資する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	協力医療機関数	10施設	10施設	10施設	10施設	10施設
		9施設				
		90.0%				
2	協力医療機関での二次救急稼動日数	365日	365日	366日	365日	365日
		365日				
		100.0%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	広域圏での二次救急医療体制の継続に資するため。		
	目的の妥当性	妥当である	二次救急医療体制の維持継続につながるため		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	二次救急医療体制を支えているため		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度	達成している	一年中(365日)受診できる体制が維持されているため		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目											
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
	細目	1	保健衛生総務費	細々目	2	保健衛生一般管理費(単独)	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	負担金、補助及び交付金 ・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	負担金	7,459	負担金	7,449	負担金	7,449	負担金	7,449	負担金	7,449
	歳出合計		7,459		7,449		7,449		7,449		7,449
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		7,459		7,449		7,449		7,449		7,449
	歳入合計		7,459		7,449		7,449		7,449		7,449

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
救急医療対策事業実施要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療対策室	木本

No		-	15-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2 地域医療の充実	1 地域医療体制の充実
	実施計画名	事務事業名	-
	地域医療推進事業	二次救急医療体制支援事業(追加分)	

事業概要		
宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。H26まで補助していなかった独立行政法人の実施分(休日・土・木曜日)を追加補助する。	対象	輪番制で二次救急を実施している独立行政法人の実施分(休日・土・木曜日)
	手段	かかった経費を各市の人口割で負担する。
	意図	広域での二次救急医様を確保し、地域医療の充実に資する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1						
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	広域圏での二次救急医療体制の継続に資するため。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	二次救急医療体制の維持継続につながるため	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	二次救急医療体制を支えているため	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目											
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
	細目	1	保健衛生総務費	細々目	2	保健衛生一般管理費(単独)	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	負担金、補助及び交付金					負担金 1,281	負担金 1,281	負担金 1,281
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)							
	歳出合計			0	0	1,281	1,281	1,281
財源内訳	国庫支出金	割合						
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源					1,281	1,281	1,281
	歳入合計			0	0	1,281	1,281	1,281

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
救急医療対策事業実施要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	地域医療対策室	No		-	15

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2 地域医療の充実	1 地域医療体制の充実
	実施計画名	事務事業名	
		二次救急医療体制支援事業	

事業概要		
宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要な経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担を行う。	対象	輪番制で二次救急を実施している医療機関
	手段	かかった経費を各市の人口割で負担する。
	意図	広域の二次救急医療を確保し、地域医療の充実に資する。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	負担金	7,459,000	7,458,550
合計		7,459,000	7,458,550

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		7,459,000	7,458,550
合計			7,459,000	7,458,550

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.15	843,600

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	協力医療機関数	10施設	10施設	10施設		10施設
		9施設	9施設	9施設		
		90%	90%	90%		
2	協力医療機関での二次救急稼動日数	365日	366日	365日		365日
		365日	366日	365日		
		100%	100%	100%	かなり良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	広域圏での二次救急医療体制の継続に資するため。
	目的の妥当性	妥当である	二次救急医療体制の維持継続につながるため。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	二次救急医療体制を支えているため。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	一年中(365日)受診できる体制が維持されているため。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	軽症者には、急患診療所等一次救急を利用してもらうよう啓発に努めているが、未だ二次救急の利用が見られる。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

二次救急医療体制支援事業

【27年度対象日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
休日	5	8	4	5	6	7	5	7	8	8	5	5	73
土曜	4	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	50
平日	21	18	22	22	21	19	21	19	19	19	20	22	243
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366

※休日：日曜、祝日、お盆8/15、年末年始12/29～1/3

日数（日）		単価（円）	補助金額（円）
休日	73	146,640	10,704,720
土曜	50	109,980	5,499,000
平日	243	73,320	17,816,760
合計	366		34,020,480

【負担金の算出】

補助金額の計×本市の人口÷3市の人口の合計＝本市の負担金額

人口は平成26年9月1日現在(住民基本台帳による)

	人口（人）	負担金（円）
宇部市	170,939	23,089,368
山陽小野田市	64,630	8,729,815
美祢市	16,297	2,201,297
合計	251,866	34,020,480

※美祢市人口は旧美東町・秋芳町は除く

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療対策室	木本

No		-	16

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2 地域医療の充実	1 地域医療体制の充実
	実施計画名	事務事業名	
	地域医療推進事業	地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業	

事業概要		
全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。	対象	宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携システム運用会議
	手段	行政の負担する経費については3市の人口に応じ負担する。
	意図	地域完結型医療の実現を図る。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	退院情報連絡システム利用件数		25件	40件	40件	40件
2	参加病院、診療所等数		108	120	120	120
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	地域の医療連携に有効なため	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である		妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費	
	細目	1	保健衛生総務費	細々目	2	保健衛生一般管理費(単独)	交付税算入	無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	負担金、補助及び交付金		負担金 310	負担金 310	負担金 310	負担金 310
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					
	歳出合計	0	310	310	310	310
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源		310	310	310	310
	歳入合計	0	310	310	310	310

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワーク運営規程

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	石井

No		-	17-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1	健康づくりの推進	2	保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名			
	成人健康診査事業		成人健康診査事業　(肝炎・生保等健康診査)			

事業概要		
健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ① 肝炎ウイルス検診 ② 健康診査 ③ 訪問健康診査	対象	他の制度等で健診を受けていない市民
	手段	集団健診、個別健診または、医師等による訪問診査
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	肝炎ウイルス検診受診者数		95人	95人	95人	95人
		77人				
2	健康診査受診者数		15人	15人	15人	15人
		11人				
3	訪問健康診査受診者数		2人	2人	2人	2人
		0人				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	健康増進法による		
	目的の妥当性	妥当である	健康増進法による		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	健康増進法による		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である	県支出金		
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する	県で行う肝炎ウイルス検診は、通年で年齢制限無し、また、市外の医療機関の受診も可能		
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目											
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
	細目	5	健康増進事業費	細々目	1	健康増進事業費(補助)	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			需用費	15	需用費	44	需用費	24	需用費	24	需用費	24
				委託料	360	委託料	483	委託料	387	委託料	387	委託料	387
	歳出合計				375		527		411		411		411
財源内訳	国庫支出金	割合											
	県支出金		2/3		204		212		251		251		251
	地方債												
	その他		受益者負担金		44		59		51		51		51
	一般財源				127		256		109		109		109
	歳入合計				375		527		411		411		411

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

健康増進事業費補助金　　山口県健康福祉部健康増進課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

健康増進法

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
	肝炎ウイルスについては、平成26年度は市で行うものと同様の検診を自己負担無しで県が実施している。 今後も県での実施状況を確認する。

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	成人保健係

No		-	17-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
		成人健康診査事業 ① (補助対象)	

事業概要		
健康増進法第19条の2に基づき ①肝炎ウイルス検診、②健康診査、③訪問健康診査 を集団健診、個別健診及び医師の訪問で実施し、疾病の早期発見を行い、生活習慣の改善や適正医療の必要性について知る機会とする。	対象	他の制度等で健診を受けていない市民
	手段	集団健診、個別健診または医師による訪問診査
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	19,000	14,700
	委託料	474,000	359,675
合計		493,000	374,375

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	2/3	254,000	204,000
	地方債			
	その他	受益者負担金	15,000	43,800
	一般財源		224,000	126,575
合計			493,000	374,375

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.05	19,806

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	肝炎ウイルス検診受診者数	53人	88人	77人		
2	健康診査受診者数	9人	11人	11人		
3	訪問健康診査受診者数	0人	0人	0人		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	健康増進法による
	目的の妥当性	妥当である	健康増進法による
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	健康増進法による
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	県支出金
有効性	目標達成度		
	類似事業の存在	存在する	県で行う肝炎ウイルス検診は通年で年齢制限無し、市外の医療機関の受診も可能。
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題			
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

事務事業調書

作成日	27.2.26

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	石井

No	8	-	2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
	成人健康診査事業	成人健康診査事業 (がん検診・女性の健康診査)	

事業概要		
健康増進法第19条の2に基づき健診を実施する。 ①がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺) ②女性の健康診査	対象	他の制度等で健診を受けていない市民
	手段	集団健診または医療機関で行う個別健診
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	集団健診の実施回数		10回	10回	14回	14回
		10回				
2	個別健診の受託医療機関数		52か所	52か所	52か所	52か所
		52か所				
3	がん検診(前立腺がん検診は除く)の全体受診率 (H25までは国の示した目標値、H26からは市の目標受診率)	50%	24.5%	25.9%	27.0%	28.2%
		19.9%				
		39.8%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	健康増進法による		
	目的の妥当性	妥当である	健康増進法による		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	健康増進法による		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	健康増進法による		
	負担割合の適正化	適正である	自己負担額・交付税の歳入有り		
有効性	目標達成度	検討が必要	受診率の目標値は、国に合わせて50%としてきたが、平成26年度から段階的な目標値を掲げることとした		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成　25以前　年度 ～ 平成　29以降　年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費	
	細目	2	疾病予防推進事業費	細々目	1	疾病予防推進事業費	交付税算入		有	公表

（単位：千円）

		H25（決算）		H26（予算）		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費　円 （H　年度→H　年度）	報償費	36	報償費	80	報償費	80	報償費	112	報償費	112
		需用費	620	需用費	627	需用費	501	需用費	551	需用費	606
		役務費	420	役務費	314	役務費	259	役務費	285	役務費	314
		委託料	90,697	委託料	83,904	委託料	98,849	委託料	108,734	委託料	119,607
	歳出合計		91,773		84,925		99,689		109,682		120,639
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他	受益者負担金	13,012		11,891		14,313		15,744		17,318
	一般財源		78,761		73,034		85,376		93,938		103,321
	歳入合計		91,773		84,925		99,689		109,682		120,639

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

健康増進法

特記事項

（市民への説明責任などの状況）

1割増で見込。 集団健診回数・・・平成27年度：10回⇒平成28年度以降：14回 とし、協会けんぽ被扶養者対象を実施することを要望予定。

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	成人保健係	No		-	17-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
		成人健康診査事業 ② (単独)	

事業概要		
健康増進法第19条の2に基づき健診を実施する。 ①がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺) ②女性の健康診査	対象	他の制度等で健診を受けていない市民
	手段	集団健診または医療機関で行う個別健診
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報償費	36,000	36,000
	需用費	623,100	619,441
	役務費	421,000	420,201
	委託料	90,698,000	90,697,214
合計		91,778,100	91,772,856

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他	受益者負担金	13,101,000	13,012,000
	一般財源		78,677,100	78,760,856
合計			91,778,100	91,772,856

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	25	9,903,039

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	集団健診の実施回数					10回
		8回	8回	10回		
2	個別健診の受託医療機関数					52か所
		47か所	47か所	52か所		
					悪い	
3	国が示した受診率に対する本事業のがん受診率 (前立腺がんを除く) (H26からは市の目標受診率)	50.0%	50.0%	50.0%		20.9%
		18.5%	18.2%	19.9%		
		37.0%	36.4%	39.8%		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	健康増進法による
	目的の妥当性	妥当である	健康増進法による
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	健康増進法による
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	健康増進法による
	負担割合の適正化	適正である	自己負担額・交付税の算入有り
有効性	目標達成度	検討が必要	受診率の目標値は、国に合わせて50%としてきたが、平成26年度から段階的な目標値を掲げることとした。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	受診率の向上に結びつく今後の施策として、受診状況や疾病統計などからアプローチする地域を選定し、モデル地区への関わりを模索するなどの検討が必要である。 受診者数が増加することで委託料の増大が予測されるが、委託料単価が個別健診に比べて低い集団健診への受診勧奨を行うためには、集団健診の実施回数の確保が前提となる		
今後の方向性	事業の進め方等に改善が必要	改善時期	26年度中に改善に着手

特記事項	がん検診受診率の向上について、各がん検診＋100人(子宮頸、乳は＋50人)増を目標として実施していく。

がん検診受診状況

40歳～69歳(子宮頸がん検診は20歳～69歳)

		H24	H25	H26(概数)
胃	対象者数	9,907	9,907	9,907
	受診者数	1,176	1,685	1,351
	受診率	11.9	17.0	13.6
大腸	対象者数	9,907	9,907	9,907
	受診者数	1,999	2,097	1,998
	受診率	20.2	21.2	20.2
肺	対象者数	9,907	9,907	9,907
	受診者数	2,411	2,564	2,484
	受診率	24.3	25.9	25.1
子宮頸	対象者数	8,714	8,714	8,714
	受診者数	977	1,236	1,588
	受診率	23.9	25.4	32.4
乳	対象者数	6,410	6,410	6,410
	受診者数	780	882	1,108
	受診率	26.2	25.9	31.0
前立腺	対象者数	3,448	3448	3448
	受診者数	466	497	506
	受診率	13.5	14.4	14.7

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	石井

No		-	17-3

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
	成人健康診査事業	成人健康診査事業 (がん検診クーポン事業)	

事業概要		
子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診について、国が定める該当者へ受診勧奨・がん検診手帳の交付・無料クーポン券の交付を個別に行い健康診査を実施する。	対象	子宮頸・乳・大腸がん検診の対象者で国が定めた年齢等の者
	手段	受診勧奨及びがん検診手帳・無料クーポン券の交付を個別郵送
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	市が目標としている本事業の子宮頸がん検診受診率に対する受診率 (H25までは、国が示す受診率を目標値としていた)	50%	30%	30%		
		26.5%				
		53.0%				
2	市が目標としている本事業の乳がん検診受診率に対する受診率 (H25までは、国が示す受診率を目標値としていた)	50%	30%	30%		
		21.8%				
		43.6%				
3	市が目標としている本事業の大腸がん検診受診率に対する受診率 (H25までは、国が示す受診率を目標値としていた)	40%	20%	20%		
		13.6%				
		34.0%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業	妥当である	23/26
	目的の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	健康増進法による	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	県支出金	適正である	
有効性	目標達成度	検討が必要	大腸がん検診の受診率については、クーポン以外の者も合わせた全体の受診率が18.8%と低い	検討が必要	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 25以前 年度 ～ 平成 27 年度				会計種別	一般		予算種別	継続	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費		
	細目	2	疾病予防推進事業費	細々目	1	疾病予防推進事業費	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		需用費 811 役務費 688 委託料 8,378	需用費 1,045 役務費 1,787 委託料 10,348 償還金 85	需用費 753 役務費 986 委託料 3,840		
	歳出合計		9,877	13,265	5,579	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合	3,846	6,632			
	県支出金				3,133		
	地方債						
	その他						
	一般財源		6,031	6,633	2,446		
	歳入合計		9,877	13,265	5,579	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(がん検診推進事業) 山口県健康福祉部地域医療推進室
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
健康増進法

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 事業の有無は国の決定によるため、平成28年度の予定については未定。H27年度の対象者・・・子宮頸がん及び乳がん:25年度クーポンを交付された者の内、過去5年間に市の検診を受診していない者および初回年齢(子宮頸がん20歳、乳がん40歳)。大腸がん:40～60歳 5歳間隔

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	成人保健係

No		-	17-3

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
		成人健康診査事業 ③ (クーポン事業)	

事業概要		
子宮頸がん検診:20歳以上の女性 5歳間隔 乳がん検診:40歳以上の女性 5歳間隔 大腸がん検診:40歳以上の者 5歳間隔 上記対象者へ受診勧奨、がん検診手帳及び無料クーポン券の交付を個別に行い健康診査を実施する	対象	子宮頸・乳・大腸がん検診の国が定めた年齢の者
	手段	がん検診手帳及び無料クーポン券を個別郵送
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	811,000	810,409
	役務費	963,900	688,035
	委託料	8,513,000	8,378,315
合計		10,287,900	9,876,759

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金	1/2	3,846,000	3,846,000
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		6,441,900	6,030,759
合計			10,287,900	9,876,759

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	5.95	2,356,923

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	国が示した受診率に対する本事業のがん受診率(子宮頸がん検診)(H26は市の目標受診率)	50.0%	50.0%	50.0%		30.0%
		28.3%	27.1%	26.5%		
		56.6%	54.2%	53.0%		
2	国が示した受診率に対する本事業のがん受診率(乳がん検診)(H26は市の目標受診率)	50.0%	50.0%	50.0%		30.0%
		22.4%	20.2%	21.8%		
		44.8%	40.4%	43.6%	悪い	
3	国が示した受診率に対する本事業のがん受診率(大腸がん検診)(H26は市の目標受診率)	40.0%	40.0%	40.0%		20.0%
		12.3%	13.3%	13.6%		
		30.8%	33.3%	34.0%		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業
	目的の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	健康増進法による
	負担割合の適正化	適正である	県支出金
有効性	目標達成度	検討が必要	課題参照
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	大腸がん検診の受診率については、クーポン以外の者も合わせた受診率(H25:18.8%)よりも低いことから、大腸がんクーポンの対象となっている40歳から60歳の働き盛りの年齢層への受診勧奨に工夫が必要である。		
今後の方向性	事業の進め方等に改善が必要	改善時期	26年度中に改善に着手

特記事項	

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	石井

No		-	17-4

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
	成人健康診査事業	成人健康診査事業 (結核検診)	

事業概要		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき胸部レントゲン検査を実施する。	対象	65歳以上の市民
	手段	集団検診または医療機関で行う個別検診
	意図	結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐ

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	集団検診の実施か所(延べ)		110か所	100か所	100か所	100か所
		110か所				
2	個別検診の受託医療機関数		30か所	30か所	30か所	30か所
		30か所				
3	市が目標とする受診率に対する受診率	50%	50%	50%	50%	50%
		32.8%				
		65.6%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による		
	目的の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による		
	負担割合の適正化	適正である	交付税算入有り		
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費		
細目	1	感染症予防費	細々目	2	結核予防費	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳		需要費	2	需要費	2	需要費	8		8		9
		役務費	100	役務費	93	役務費	96		101		106
		委託料	729	委託料	974	委託料	770		809		849
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)										
	歳出合計		831		1,069		874		918		964
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		831		1,069		874		918		964
	歳入合計		831		1,069		874		918		964

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

検診の伸びを 0.5割増で見込んだ。

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	成人保健係

No		-	17-4

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名	事務事業名	
		成人健康診査事業 ④ (結核検診)	

事業概要		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき胸部レントゲン検診を実施する。	対象	65歳以上の市民
	手段	集団健診または医療機関で行う個別健診
	意図	結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐ

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	2,000	1,960
	役務費	100,000	99,720
	委託料	948,000	728,763
合計		1,050,000	830,443

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		1,050,000	830,443
合計			1,050,000	830,443

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.1	39,612

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1 集団健診の実施回数					110か所
	127か所	115か所	110か所		
2 個別健診の受託医療機関数					30か所
	27か所	28か所	30か所		
				良い	
3 市が目標とする受診率に対する受診率	50.0%	50.0%	50.0%		50.0%
	24.8%	29.5%	32.8%		
	49.6%	59.0%	65.6%		

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
	目的の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
	負担割合の適正化	適正である	交付税算入有り
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	平成22年度から医療機関での個別検診が可能となり、受診率も向上している。(平成23年度 県平均受診率:17.6%)		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	環境課	生活衛生係	渡辺

No		-	18

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	10 資源循環型社会のまちづくり	2 環境衛生の向上	4 斎場・霊園の整備
	実施計画名	事務事業名	
	新火葬場建設事業(合併特例債活用事業)	新火葬場建設事業(合併特例債活用事業)	

事業概要		
老朽化した小野田・山陽両斎場を一つに統合した新火葬場を現山陽斎場の敷地に建設する方針を平成25年度に決定した。合併特例債を利用できる平成31年度の供用開始を目指し事業を展開する。平成26年度は基本計画を策定しており、平成27年度は都市計画決定・火葬炉選定・用地買収を行なう。平成28年度に基本設計・実施設計・測量調査を行い、平成29～30年度で造成・土木工事、建設工事、外構工事、現施設の解体工事を行い、平成31年度の供用開始を目指す。	対象	新火葬場
	手段	合併特例債を活用し、2箇所の斎場を統合・更新する。
	意図	老朽化している施設を更新するとともに、両斎場を一つに統合することにより、効率的な運営を図る。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	新火葬場建設に向けての条件整備を行い、年次的な計画にしたがい事業を推進する。	基本方針の決定	基本計画の策定	用地買収・都市計画決定・火葬炉選定	基本設計・実施設計・測量調査	造成・土木工事・建設工事
		基本方針の決定				
		100.0%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	火葬場許可を得ており、市固有の業務である	妥当である	26/26
	目的の妥当性	妥当である	現施設の老朽化から判断すると、新火葬場建設は妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	供用開始に向け、計画は順次進行しており、概ね達成している。	達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目											
	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	7	新火葬場整備費		
	細目	1	新火葬場整備費	細々目	1	新火葬場整備費	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	報償費	81	基本計画策定委託料	10,000	地元合意		基本・実施設計		造成・土木工事	
		需用費	9	報償費	126	都市計画決定		土木コンサルタント		建築・設備工事	
		役務費	278	需用費	9	火葬炉選定		敷地測量		施工監理	
				役務費	3	用地購入費	12,003	ボーリング調査			
								計	68,782	計	679,902
	歳出合計		368		10,138		12,003		68,782		679,902
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債						11,400		65,300		645,900
	その他										
	一般財源		368		10,138		603		3,482		34,002
	歳入合計		368		10,138		12,003		68,782		679,902

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	環境課	生活衛生係	No		-	18

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	10	資源循環型社会のまちづくり	2	環境衛生の向上	4	斎場・霊園の整備
	実施計画名		事務事業名			
			新火葬場建設整備事業			

事業概要		
小野田・山陽両斎場とも供用開始から30年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状況である。有利な財源である合併特例債を活用し複数の火葬場を一つにして新しい火葬場を建設する。	対象	両斎場の建て替え方法についての検討
	手段	検討委員会設置及び市民アンケートの実施による意見聴取
	意図	斎場建設の基本方針について市長に提言すること

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報償費	93,000	81,000
	需用費	28,000	8,350
	役務費	311,000	278,285
合計		432,000	367,635

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		432,000	367,635
合計			432,000	367,635

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.94	5,286,560

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	検討委員会の開催			3回		
				3回		
				100%		
2	市民アンケート調査			1回		
				1回		
				100.00%		
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	広く市民の意見を聞くことが第一であり、妥当である。
	目的の妥当性	妥当である	新火葬場建設に向けての提言をいただくものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	検討委員会での協議と市によるアンケート実施など役割が明確であり、適正である。
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

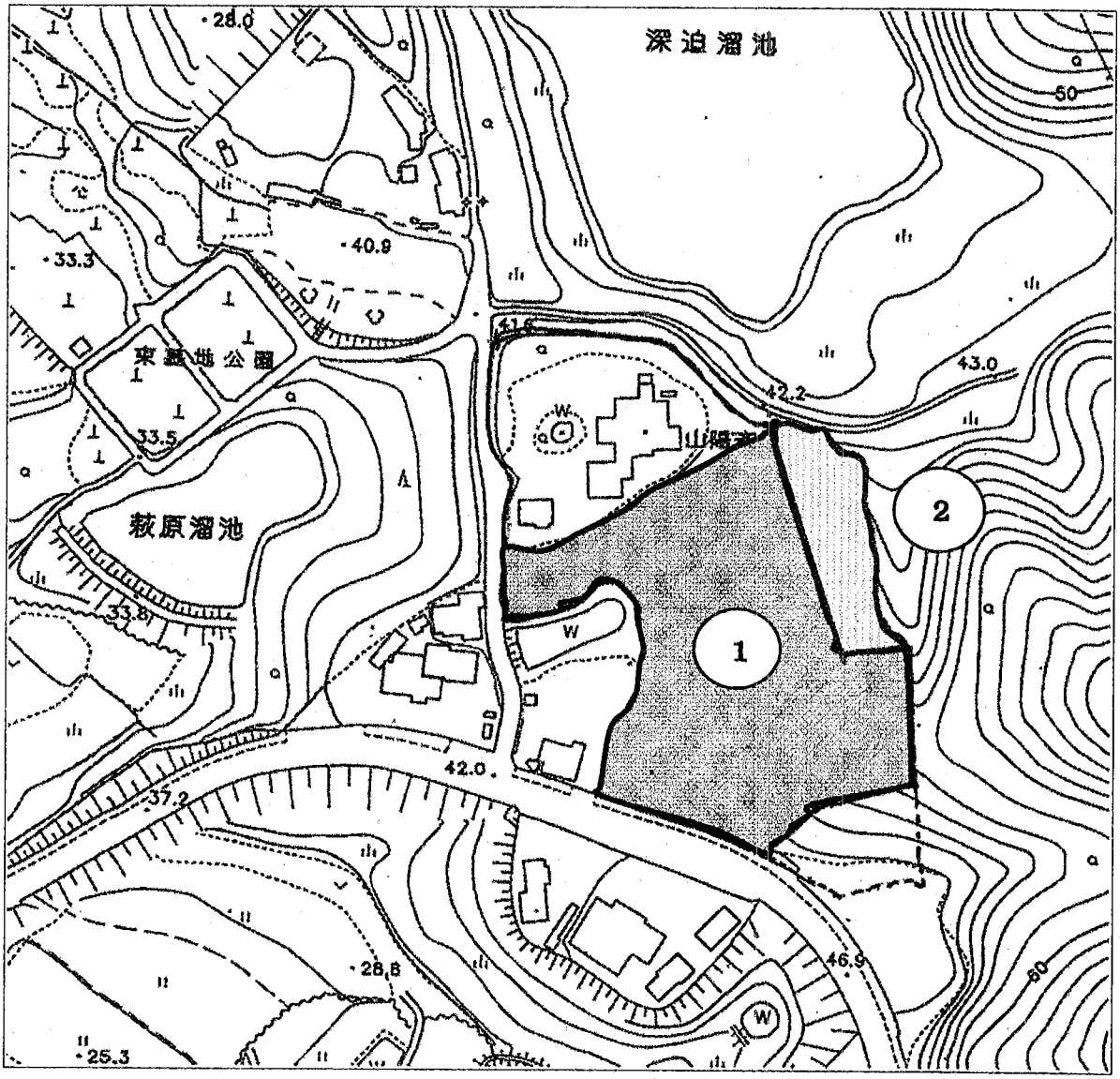
課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
改善時期	

特記事項	

【参考資料】

平成 27 年度　予算審議

新火葬場整備費
用地取得費
取得予定地



面積　　①　8,466 ㎡

②　1,536 ㎡

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	19

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	5	生活交通の充実	2	地域公共交通の利用促進
	実施計画名		事務事業名			
	生活交通推進事業		JR小野田線100周年記念事業			

事業概要		
H27年度は、JR小野田線100周年を迎えるため、JR美祢線・小野田線利用促進協議会で記念行事を開催する。記念事業を実施し、市民の交通手段として、また、本市の産業発展の礎となった小野田線の歴史を振り返るとともに、利用促進につながる取り組みとする。	対象	市民等
	手段	記念事業
	意図	JR小野田線100周年を契機とし、さらなる利用促進を図る。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	記念行事参加者数			3,000人		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	本市の生活交通であるJR小野田線100周年であり、妥当と判断する。	概ね妥当である	17/23
	目的の妥当性	妥当である	生活交通の活性化を図る事業であり、妥当である。	概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である		概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		検討が必要	
	実施主体の適正化	適正である	JR美祢線・小野田線利用促進協議会メンバーを主体とし、実施する。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	生活交通の活性化を図る事業であり施策貢献できる事業である。	概ね貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	7	商工費	項	1	商工費	目	1	商工総務費		
細目	1	商工総務費	細々目	1	商工総務費	交付税算入	無		公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			補助金 500		
	歳出合計	0	0	500	0	0
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			500		
	歳入合計	0	0	500	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市JR美祢線・小野田線利用促進事業補助金交付要綱	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

◆ＪＲ小野田線１００周年記念事業（案）

（事業内訳）

○ＪＲ小野田線鉄道展

（日程）平成２７年１１月の　土・日（２日間）

（会場）おのだサンパーク２階　催事場

・小野田線資料の展示

・フォトコンテスト作品の展示

・児童・生徒の小野田線絵画作品展

・鉄道模型の展示、ペーパークラフトの作成コーナー

・小野田線トークイベント

○100 周年記念グッズの作成

○ＰＲポスター、ＰＲチラシ作成の作成

○歴史民俗資料館企画展

○企画列車の運行

小野田駅～長門本山～宇部新川間に臨時列車を運行する。

○ＪＲ小野田線沿線ウォークキング

小野田線を利用して、目出駅周辺にある前原一誠旧宅跡など、本市の歴史にふれながらウォーキング大会を実施する。

○ＪＲ小野田線（南小野田駅～小野田港駅）周辺の清掃活動

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	20

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	5	生活交通の充実	2	地域公共交通の利用促進
	実施計画名		事務事業名			
	生活交通推進事業		地域公共交通網形成計画作成事業(地域公共交通総合連携計画の見直し)			

事業概要		
国の交通基本法の策定や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律など、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組が求められている。そのため、現在策定している「地域公共交通総合連携計画」を見直し、「地域公共交通網形成計画」を平成27年度末までに策定し、本市の将来を見据えた公共交通ネットワークの構築に取り組む。	対象	本市公共交通
	手段	地域公共交通網形成計画を山陽小野田市地域公共交通会議で作成する。
	意図	生活交通の確保、交通の利便性向上、円滑化、効率化

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	計画の策定			策定		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	本市の公共交通網を見直す作業であり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	市民の生活交通の確保や利便性を図る事業あり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市民の生活交通の確保や利便性を図る事業あり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市民の生活交通の確保や利便性を図る事業あり、適性である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市の計画策定に係るものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	地域公共交通の利用促進や既存交通の機能向上や交通機関の円滑な運営を図るものである。	貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	7	商工費	項	1	商工費	目	1	商工総務費		
細目	1	商工総務費	細々目	7	地域公共交通活性化事業	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					負担金 1,250	未定	
	歳出合計			0	0	1,250	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合						
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源					1,250		
	歳入合計			0	0	1,250	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

地域公共交通網形成計画について

○　地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。

○　広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独又は共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同する形で作成することが可能となりました。

～地域公共交通網形成計画の記載事項～

〔記載する事項〕（法§5②）

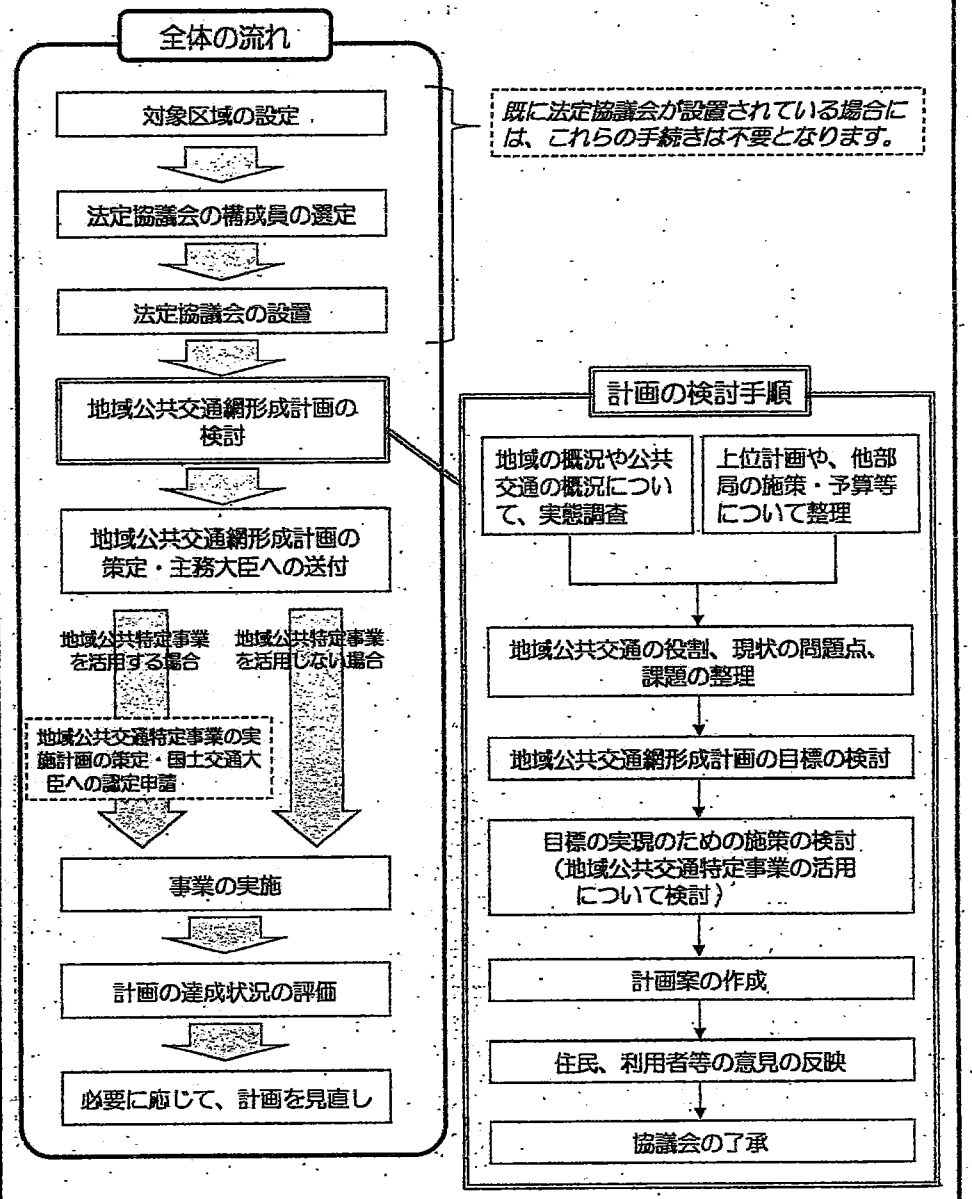
① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
② 計画の区域
③ 計画の目標
④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
　※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）
⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
⑥ 計画期間
⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕（法§5③）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

（参考）検討の進め方の例

○　本法律を活用する際の検討の進め方の一例



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	21

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	5	生活交通の充実	2	地域公共交通の利用促進
	実施計画名		事務事業名			
	生活交通推進事業		デマンド型交通運営事業			

事業概要	
	厚狭北部地域の27自治会の住民を対象に、H27年1月からデマンド型交通(乗合予約車両)を導入し、地域の交通不便の解消を図り、市民の生活交通手段の確保に努めている。 平成27年度は、対象地区エリアの世帯にアンケート調査を行い、運行内容を検証し、改善に努める。

対象	厚狭北部の交通不便者
手段	北部を2エリアにわけて、自宅と厚狭駅周辺の目的をつなぐ輸送サービスを実施
意図	生活交通の維持

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	一日当たりの乗車人数		33人以上	35人以上	40人以上	42人以上
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市民の生活交通手段の確保を図る事業であり、妥当である。	概ね妥当である	20/23
	目的の妥当性	妥当である	市民の生活交通手段の確保を図る事業であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	厚狭北部の交通不便地域で行う事業であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	生活交通手段であるため、市民が利用しやすい運賃を設定している。	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	概ね適正である	1乗車当たり、300円としている。	概ね適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	市民の生活交通手段の確保を図る事業、公共交通の活性化を図る事業であり貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
	款	7	商工費	項	1	商工費	目	1	商工総務費	
	細目	1	商工総務費	細々目	7	地域公共交通活性化	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

			H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		なし		報償費	8	需用費	270	需用費	50	需用費	50
					需用費	482	通信運搬費	67	運行業務委託料	6,974	運行業務委託料	6,974
					運行業務委託料	2,200	運行業務委託料	6,974				
					使用料・賃借料	10						
	歳出合計		0		2,700		7,311		7,024		7,024	
財源内訳	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他				0		1,337		1,300		1,300	
	一般財源				2,700		5,974		5,724		5,724	
	歳入合計		0		2,700		7,311		7,024		7,024	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

その他の財源は、運行事業者が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(国土交通省)を受けて、市に支出し、市が歳入するものである。

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

デマンド型交通利用状況

【登録者数(人)】

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線		湯の峠・陽光台・山川線	
1月	2月	1月	2月
135	141	75	93

【利用者数(人)】

《総　数》

	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線		湯の峠・陽光台・山川線	
	1月	2月	1月	2月
平成27年1月	26	29	19	45

《1日平均》

	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線		湯の峠・陽光台・山川線	
	1月	2月	1月	2月
平成27年1月	2.4	2.6	1.7	4.1

※一日平均 ＝ 利用者総数 ／ 11日(運行日数)

《便　別》

			松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線		湯の峠・陽光台・山川線	
			1月	2月	1月	2月
上り	1便	7:40 (7:50)	3	1	2	10
	2便	9:00	12	14	7	13
	3便	13:30	2	2	1	1
下り	1便	10:30	3	4	1	15
	2便	12:00	2	5	8	4
	3便	15:30	4	3	0	2

【運行回数・稼働率】

《全便》

	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線		湯の峠・陽光台・山川線	
	1月	2月	1月	2月
運行回数	20 回	22 回	17 回	31 回
稼 働 率	30.3%	33.3%	25.8%	47.0%

《便別》

			松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線				湯の峠・陽光台・山川線			
			1月		2月		1月		2月	
			運行回数	稼働率	運行回数	稼働率	運行回数	稼働率	運行回数	稼働率
上り	1便	7:40 (7:50)	2 回	18.2%	1 回	9.1%	2 回	18.2%	6 回	54.5%
	2便	9:00	8 回	72.7%	9 回	81.8%	7 回	63.6%	10 回	90.9%
	3便	13:30	2 回	18.2%	1 回	9.1%	1 回	9.1%	1 回	9.1%
下り	1便	10:30	3 回	27.3%	4 回	36.4%	1 回	9.1%	9 回	81.8%
	2便	12:00	2 回	18.2%	5 回	45.5%	6 回	54.5%	4 回	36.4%
	3便	15:30	3 回	27.3%	2 回	18.2%	0 回	0.0%	1 回	9.1%

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	22-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	5 生活交通の充実	2 地域公共交通の利用促進
	実施計画名	事務事業名	
	生活交通推進事業	地方バス路線維持対策事業	

事業概要		
バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	対象	バス事業者
	手段	地方バス路線維持費補助金の交付
	意図	市民の生活交通の維持、充実を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	1日当たりのバス利用者数	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く
		2,672人				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	生活交通の維持のため必要である。		
	目的の妥当性	妥当である	バス路線を確保して、市民の生活交通を利便性を図る。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	バス路線維持のため妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である	補助金交付要綱に基づき、交付しており適正である。		
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である	補助金交付要綱に基づき、適正に交付している。		
有効性	目標達成度	概ね達成している	バス路線の維持につながっている。		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	生活交通の充実を図る事業であり、貢献している。		

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	7	商工費	項	1	商工費	目	1	商工総務費		
細目	1	商工総務費	細々目	3	地方バス路線維持支援事業	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	補助金	126,366	補助金	135,000	補助金	135,000	補助金	136,000	補助金	136,000
	歳出合計		126,366		135,000		135,000		136,000		136,000
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金		5,760		8,500		6,000		6,000		6,000
	地方債										
	その他										
	一般財源		120,606		126,500		129,000		130,000		130,000
	歳入合計		126,366		135,000		135,000		136,000		136,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
地方バス路線維持費補助金 (山口県商工労働部交通政策課)、山口県バス運行対策費補助金交付要綱
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	22-2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	5	生活交通の充実	2	地域公共交通の利用促進
	実施計画名		事務事業名			
	生活交通推進事業		地方バス路線維持対策事業(市民病院乗り入れ分)			

事業概要		
市民病院のリニューアルにより市民病院敷地内にバス停が設置されることに伴い、平成27年4月1日から、路線バスの乗り入れを行う。	対象	バス事業者
	手段	地方バス路線維持費補助金の交付
	意図	市民の生活交通の維持、充実を図る。市民病院利用者の利便性向上。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	1日当たりのバス利用者数			できるだけ多く		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市民病院利用者の利便性向上のため必要と考える。	概ね妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	市民病院利用者の利便性向上のため必要と考える。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	バス路線維持のため妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	補助金交付要綱に基づき、交付しており適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	補助金交付要綱に基づき、適正に交付する。	適正である	
有効性	目標達成度		バス利用者の利便性の向上とバス路線の維持につながっている。		
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	生活交通の充実を図る事業であり、貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	7	商工費	項	1	商工費	目	1	商工総務費	
	細目	1	商工総務費	細々目	3	地方バス路線維持支援事業	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			補助金 1,000	補助金 1,000	補助金 1,000
	歳出合計	0	0	1,000	1,000	1,000
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			1,000	1,000	1,000
	歳入合計	0	0	1,000	1,000	1,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	商工労働課	商工労働係

No		-	22

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	5 生活交通の充実	2 地域公共交通の利用促進
	実施計画名	事務事業名	
		地方バス路線維持対策事業	

事業概要		
バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	対象	バス事業者
	手段	地方バス路線維持費補助金の交付
	意図	市民の生活交通の維持、充実を図る。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	補助金	126,866,000	126,366,000
合計		126,866,000	126,366,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金		5,760,000	5,760,000
	地方債			
	その他			
	一般財源		120,606,000	120,606,000
合計			126,366,000	126,366,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,124,800

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	1日当たりのバス利用者数	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く		できるだけ多く
		2,731人	2,641人	2,672人		
2						
					普通	
3						

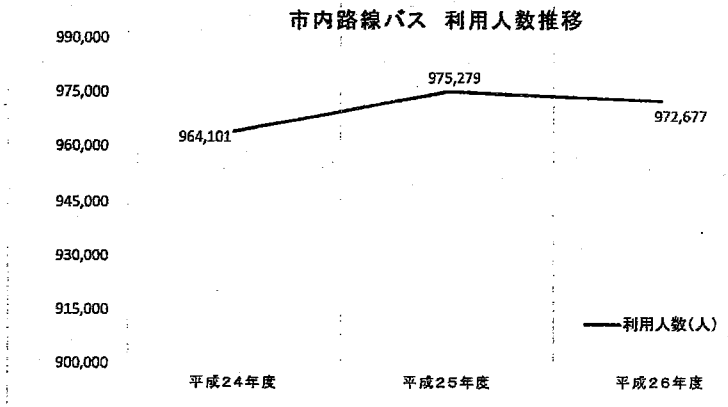
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	生活交通の維持のため必要である。
	目的の妥当性	妥当である	バス路線を確保して、市民の生活交通を利便性を図る。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	バス路線維持のため妥当である。
効率性	コスト効率	適正である	補助金交付要綱に基づき、交付しており適正である。
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	補助金交付要綱に基づき、適正に交付している。
有効性	目標達成度	概ね達成している	バス路線の維持につながっている。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	生活交通の充実を図る事業であり、貢献している。

課題	
	近年の燃料価格の上昇やバス利用者の減少等により、地方バス路線維持費補助が高額化しており、負担となっている。バス路線については、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により、市民の移動手段のニーズは多様化しており、効率的、効果的な移動手段が必要となっている。 市民の移動手段を確保し、将来的に持続可能な地域公共交通を形成するため、新たな交通計画の策定を検討する。

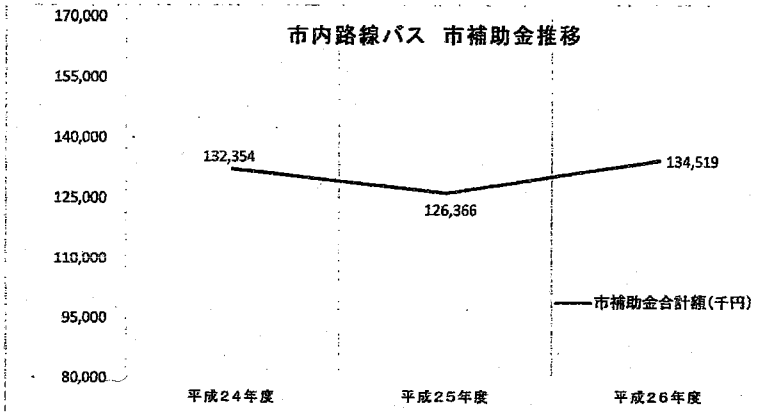
今後の方向性		改善時期	
	事業の進め方等に改善が必要		27年度以降、改善する予定

特記事項	

バスの利用状況について



	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(人)	964,101	975,279	972,677



		平成24年度	平成25年度	平成26年度
市補助金合計額(千円)		132,354	126,366	134,519
内訳	船木鉄道(千円)	112,142	108,762	117,400
	サンデン交通(千円)	18,336	15,800	15,510
	宇部市営(千円)	1,876	1,804	1,609

※年度は10月1日～9月30日(例:平成26年度:25.10.1～26.9.30)

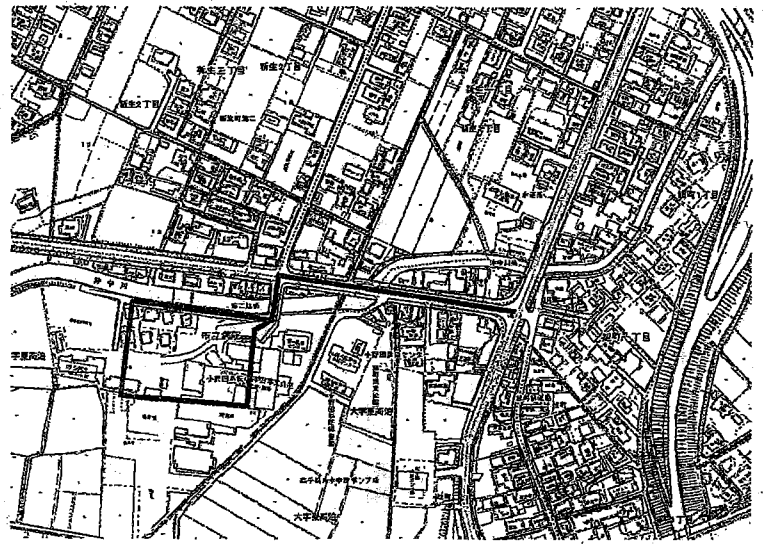
山陽小野田市民病院への路線バス乗り入れについて

1　概要

・山陽小野田市民病院（以下「市民病院」）が建て替えられ、平成２７年４月にグランドオープンすることにあわせて、市民病院玄関前への路線バスの乗り入れを行う。

・従来の路線バスは、県道小野田港線を運行し、市民病院から最寄りのバス停まで約４００メートルの距離があるが、市民病院玄関前への乗り入れを行うことにより、利便性の向上が見込まれる。

【市民病院周辺地図】



2　乗入本数

事業者名	種別	系　統　名	運行回数
ｻﾝﾃﾞﾝ交通㈱	国庫	下関駅～小月駅～宇部中央	2回
船木鉄道㈱	国庫	厚狭駅～サンパーク（中川通）～宇部中央	10回
	単独	船木～小野田駅～市民病院	1回
	単独	小野田駅～刈屋～理科大	1回
	廃代	高畑・高泊循環線	6.5回

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	商工労働係	山本

No		-	23

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	12	魅力と活力ある産業の振興	2	商業・サービス業の活性化	2	商業振興支援の充実
	実施計画名		事務事業名			
	商業振興支援事業		山陽小野田市地域通貨事業			

事業概要		
本市の商業・サービス業の活性化を図るため、山陽小野田市地域通貨事業を実施する。事業実施となる平成27年度については、介護ボランティア(いきいき介護支援サポーター)事業におけるボランティア登録者のポイントを地域通貨と発行できるようにする(将来的には発行できる事業を拡大を検討)。利用できる協力店については、小野田商工会議所、山陽商工会議所、小野田民主商工会の会員のうち登録した事業所とする。協力店からの地域通貨の換金については、小野田商工会議所、山陽商工会議所、小野田民主商工会に依頼する。	対象	市民(当面は、介護支援ボランティアのいきいき介護サポーター)
	手段	介護ボランティアのポイントを地域通貨として交換し、協力店(地元の商店、事業所等)で利用できるようにする。
	意図	地域経済の発展、市民の社会貢献活動支援

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	地域通貨流通量(円)			20,000	未定	未定
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	地域の経済発展につながる事業であり、妥当と判断する。	妥当である	21/23
	目的の妥当性	妥当である	地域経済の発展、市民ボランティアの増進につながるものであり、妥当と判断する	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	検討が必要	事業開始時においては、介護ボランティア登録者を対象とし、今後、拡大していく。	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	商業振興を図る事業であり、適正と判断する。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない	類似事業なし。	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	魅力と活力ある産業の振興に貢献できる事業である。	概ね貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	7	商工費	項	1	商工費	目	2	商工振興費	
	細目	1	商工振興費	細々目	1	商工振興費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					地域通貨委託料 通貨印刷代 協力店ステッカー印刷代 ポスター・チラシ印刷代	22 62 166 92	地域通貨委託料	未定	地域通貨委託料 通貨印刷代	未定 未定
	歳出合計		0		0		342		未定		未定
財源内訳	国庫支出金	割合									
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源			0	0		342				
	歳入合計			0	0		342		未定		未定

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

「山陽小野田市 地域通貨」事業 （案）

1．地域通貨発行の目的

山陽小野田市が発行する地域通貨の流通を通して、市内における社会貢献活動等を支援するとともに、本市の経済の活性化を図ることを目的とします。

2．発行対象事業

平成27年度は、「介護支援ボランティア制度」事業による登録者のポイント交換のみとする。

3．利用対象店舗

小野田商工会議所、山陽商工会議所、小野田民主商工会の会員事業所のうち、地域通貨利用を希望した登録店を対象とする。

4．発行する地域通貨の名称等

発行する地域通貨は、次のような名称及び形式、発券額の種類・換金額とします。

◇通貨単位名称：（仮称）ねたろう

◇地域通貨の発行形態：紙（紙幣）形式

◇換金レート：１ねたろう＝１円

◇発券額の種類：3種類　1,000ねたろう、 100ねたろう、 50ねたろう

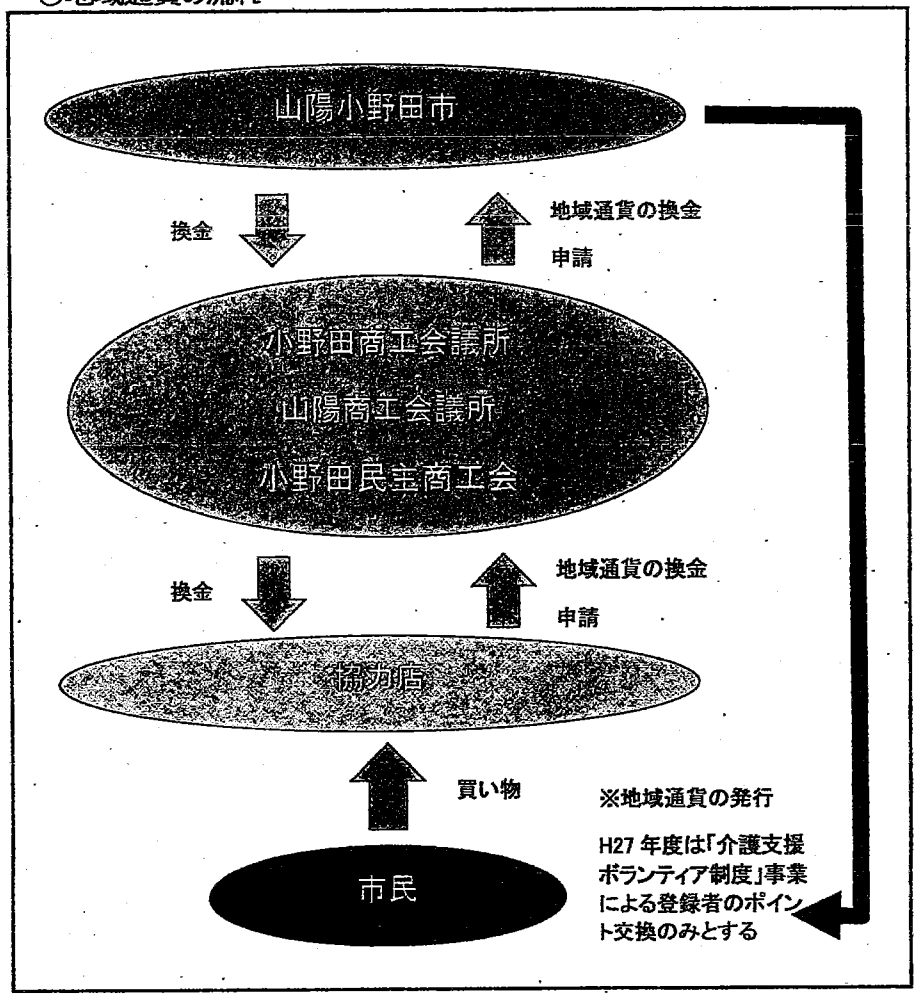
（1,000円）　（100円）　（50円）

5．その他

・協力店において地域通貨で額面以下のものを購入したときは、おつりがでないものとする。

・地域通貨は、偽造防止のための措置（すかし、通し番号、蛍光インク等）を行う。

○地域通貨の流れ



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	観光課	観光振興係	塚本

No		-	24

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	12	魅力と活力ある産業の振興	7	観光・交流の振興	2	情報発信・誘客体制の強化・充実
	実施計画名		事務事業名			
	観光推進組織支援事業		観光交流促進事業			

事業概要		
観光協会に補助金を交付し、①観光情報発信事業、②観光アテンダント事業、③名産品推奨事業などを実施し、山陽小野田市の観光資源の魅力の向上を図り、交流人口を増加させる。	対象	山陽小野田観光協会
	手段	運営補助金交付
	意図	交流人口の増大による観光振興

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	市観光協会ホームページ更新回数	60回	60回	60回	60回	60回
		50回				
		83.3%				
2	山陽小野田名産品認定数(3月31日現在)	30品目	32品目	32品目	33品目	33品目
		31品目				
		103.0%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の観光振興に寄与するものであり、妥当である。	妥当である	25/26
	目的の妥当性	妥当である	市の観光振興に寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市の観光振興に最も寄与している団体であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	事務局業務を市職員が行っているが、自主運営移行まで当面やむをえない。	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市の観光振興に最も寄与している団体であり、妥当である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	会費のみでは十分な財源が確保できないので、補助金交付は適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している		達成している	
	類似事業の存在	存在する		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	7	商工費	項	1	商工費	目	4	観光宣伝費		
細目	1	観光宣伝費	細々目	1	観光宣伝費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	補助金	1,000	補助金	1,000	補助金	700	補助金	500	補助金	500
	歳出合計		1,000		1,000		700		500		500
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		1,000		1,000		700		500		500
	歳入合計		1,000		1,000		700		500		500

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市補助金交付規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	観光課	観光振興課

No		-	24

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	12 魅力と活力ある産業の振興	7 観光・交流の振興	1 観光・交流資源の整備・充実
	実施計画名	事務事業名	
		観光協会運営支援事業	

事業概要		
観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を金銭的・人的に支援することを通し、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。	対象	山陽小野田市観光協会
	手段	運営補助金交付、事務局業務
	意図	交流人口の増大による観光振興

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	負担金、補助及び交付金	3,299,000	3,299,000
合計		3,299,000	3,299,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	100	3,299,000	3,299,000
合計			3,299,000	3,299,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.6	3,378,400

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	市観光協会ホームページのビュー数	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く		できるだけ多く
		41,707ﾋﾞｭｰ	51,978ﾋﾞｭｰ	49,055ﾋﾞｭｰ		
2	市の観光客数	660,000人	660,000人	950,000人		980,000人
		853,010人	909,370人	977,051人		
		129%	138%	103%	かなり良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	検討が必要	将来的には自主運営に移行することが望ましい。
	目的の妥当性	妥当である	市の観光振興に寄与するものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市の観光振興に最も寄与している団体であり、妥当である。
効率性	コスト効率	検討が必要	ほとんどの業務を市職員が行っている。自主運営に向けた検討が必要。
	実施主体の適正化	検討が必要	将来的には自主運営に移行することが望ましい。
	負担割合の適正化	適正である	会費のみでは十分な財源が確保できないので、補助金交付は適正である。
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	事務局業務を市職員が行っている。将来的に事業内容を見直し、自主運営に移行することが望ましい。		
今後の方向性	事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要	改善時期	27年度以降、改善する予定

特記事項	観光客数調査の数値は、平成23年から基準が変更されてイベント入場者数が加わったため、大幅に増加した。しかしながら、H23とH24の目標値は従前のものをそのまま引き継いでいたため、低い値となっている。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	観光課	観光振興係	塚本

No		-	25

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	12 魅力と活力ある産業の振興	7 観光・交流の振興	2 情報発信・誘客体制の強化・充実
	実施計画名	事務事業名	
	観光宣伝事業	観光パンフレット作成事業	

事業概要		
平成27年度には新市誕生10周年記念事業とねんりんピックがあり、多くのパンフレット需要を見込んでいる。そのため、観光協会の観光パンフレット5,000部の増刷経費を補助する。	対象	山陽小野田観光協会から市内外住民・団体へ配布
	手段	パンフレット増刷の補助
	意図	本市観光情報の発信

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	観光パンフレット配布数	10,000部	10,000部	15,000部	10,000部	10,000部
		9,000部				
		90.0%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	本市の観光情報の提供を行うものであり、妥当である。	妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	本市の観光情報の提供を行うものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	観光協会は、市の観光振興に最も寄与している団体である。また、パンフレット配布先は広く個人・団体であり妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	既存パンフレットの増刷は効率的。	概ね適正である	
	実施主体の適正化	概ね適正である	観光協会が作成した観光パンフレットの増刷であり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	観光パンフレットは広く個人・団体に配布するものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	7	商工費	項	1	商工費	目	4	観光宣伝費		
細目	1	観光宣伝費	細々目	1	観光宣伝費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			補助金 454		
	歳出合計	0	0	454	0	0
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			454		
	歳入合計	0	0	454	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市補助金交付規則

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	観光課	観光振興課	No		-	25

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	12	魅力と活力ある産業の振興	7	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実
	実施計画名		事務事業名			
			観光協会運営支援事業			

事業概要		
観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を金銭的・人的に支援することを通し、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。	対象	山陽小野田市観光協会
	手段	運営補助金交付、事務局業務
	意図	交流人口の増大による観光振興

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	負担金、補助及び交付金	3,299,000	3,299,000
合計		3,299,000	3,299,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳 割合	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	100	3,299,000	3,299,000
合計			3,299,000	3,299,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.6	3,378,400

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	市観光協会ホームページのビュー数	できるだけ多く	できるだけ多く	できるだけ多く		できるだけ多く
		41,707ビュー	51,978ビュー	49,055ビュー		
2	市の観光客数	660,000人	660,000人	950,000人		980,000人
		853,010人	909,370人	977,051人		
		129%	138%	103%	かなり良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	検討が必要	将来的には自主運営に移行することが望ましい。
	目的の妥当性	妥当である	市の観光振興に寄与するものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市の観光振興に最も寄与している団体であり、妥当である。
効率性	コスト効率	検討が必要	ほとんどの業務を市職員が行っている。自主運営に向けた検討が必要。
	実施主体の適正化	検討が必要	将来的には自主運営に移行することが望ましい。
	負担割合の適正化	適正である	会費のみでは十分な財源が確保できないので、補助金交付は適正である。
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	事務局業務を市職員が行っている。将来的に事業内容を見直し、自主運営に移行することが望ましい。		
今後の方向性	事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要	改善時期	27年度以降、改善する予定

特記事項	観光客数調査の数値は、平成23年から基準が変更されてイベント入場者数が加わったため、大幅に増加した。しかしながら、H23とH24の目標値は従前のものをそのまま引き継いでいたため、低い値となっている。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	土木課	管理係	中本

No		-	26-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	5	生活交通の充実	1	生活道路の整備
	実施計画名		事務事業名			
	小規模土木事業		小規模土木事業			

事業概要		
生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に補助金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:80%	対象	市民(自治会)
	手段	自治会の事業を審査し、補助金を助成
	意図	市民の生活環境の向上を図る

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	実施件数	50件	55件	67件	55件	50件
		47件				
		94.0%				
2	待機件数	70件	70件	64件	50件	50件
		86件				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共性の高い道路等を整備することへの助成は妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	住民のニーズが高く、事業は妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会を対象としているので妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である	工事費の見積りをチェックしており適正である。		
	実施主体の適正化	適正である	自治会を対象としているので適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	補助金の割合は適正である。		
有効性	目標達成度	概ね達成している	待機件数は増えてはいるが、事業費不足の結果であり、概ね達成している。		
	類似事業の存在	存在する	小規模土地改良事業補助金(7割補助)		
	上位施策への貢献度	貢献している	事業は市民の生活環境の向上に貢献している。		

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	8	土木費	項	2	道路橋りょう費	目	1	道路橋りょう総務費		
細目	1	道路橋りょう総務費	細々目	1	道路橋りょう総務費	交付税算入	無		公表	

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			補助金 27,790	補助金 21,395	補助金 21,395	補助金 21,395	補助金 21,395
	歳出合計			27,790	21,395	21,395	21,395	21,395
財源内訳	国庫支出金	割合						
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源			27,790	21,395	21,395	21,395	21,395
	歳入合計			27,790	21,395	21,395	21,395	21,395

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市小規模土木事業補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	土木課	管理係	井上

No		-	26-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	5 生活交通の充実	1 生活道路の整備
	実施計画名	事務事業名	
	小規模土木事業	小規模土木事業(臨時経費要求分)	

事業概要		
生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に補助金を交付する。 現在、申請から実施までに約3年かかっているため、予算を増額して待機件数の解消に努めたい。 事業費限度額:200万円 補助率:80%	対象	市民(自治会)
	手段	自治会の事業を審査し、補助金を助成
	意図	市民の生活環境の向上を図る

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1						
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共性の高い道路等を整備することへの助成は妥当である。	概ね妥当である	24/26
	目的の妥当性	妥当である	住民のニーズが高く、事業は妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会を対象としているので妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	工事費の見積りをチェックしており適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	自治会を対象としているので適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	補助金の割合は適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	待機件数は増えてはいるが、事業費不足の結果であり、概ね達成している。	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在する	小規模土地改良事業補助金(7割補助)	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	事業は市民の生活環境の向上に貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	8	土木費	項	2	道路橋りょう費	目	1	道路橋りょう総務費		
細目	1	道路橋りょう総務費	細々目	1	道路橋りょう総務費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	※決算額は、経常の調書にまとめて記載 ・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		補助金 13,605	補助金 19,905	補助金 13,605	補助金 9,605
	歳出合計	0	13,605	19,905	13,605	9,605
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源		13,605	19,905	13,605	9,605
	歳入合計	0	13,605	19,905	13,605	9,605

(財源内訳 割合)

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市小規模土木事業補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	土木課	管理係	No		-	26

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	5 生活交通の充実	1 生活道路の整備
	実施計画名	事務事業名	
		小規模土木事業	

事業概要		
生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に補助金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:80%	対象	市民(自治会)
	手段	自治会の事業を審査し、補助金を助成
	意図	市民の生活環境の向上を図る

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	小規模土木事業補助金	27,800,000	27,790,000
合計		27,800,000	27,790,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		27,800,000	27,790,000
合計			27,800,000	27,790,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	1.25	7,030,000

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	実施件数	50件	50件	50件		55件
		41件	42件	47件		
		82%	84%	94%		
2	待機件数					
		72件	72件	86件		
					普通	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共性の高い道路等を整備することへの助成は妥当である。
	目的の妥当性	妥当である	住民のニーズが高く、事業は妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	自治会を対象としているので妥当である。
効率性	コスト効率	適正である	工事費の見積をチェックしており適正である。
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	補助金の割合は適正である。
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	事業は市民の生活環境の向上に貢献している。

課題	市民生活に密接した事業で申請件数が多いため、申請件数に対する事業費が不足しており、現在は申請から施行まで約3年待たせている。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	平成25年度は申請件数が例年に比べてかなり増加し59件あり、待機件数が増えた。

小規模土木事業(平成27年度　当初予算)

H27年2月末現在

	平成23年度	平成24年度				平成25年度				平成26年度(見込み)				平成27年度(予定)			
	待機件数	実施件数			待機件数	実施件数			待機件数	実施件数			待機件数	実施件数			待機件数
		一般	緊急	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ		一般	緊急	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ		一般	緊急	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ		一般	緊急	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ	
継続事業	3	2			1	1			1	2			0	5	1		1
H21以前受付	14	15			9	8			1	0			1				0
H22受付分	5	4	1		17	12			5	4			0				0
H23受付分	19		1		21	2	2		17	16			2	2			0
H24受付分			11	7	24		2	1	22	6			15	15			0
H25受付分							10	9	37	1	3	5	28	24			4
H26受付分(見込)											7	8	29		2	2	25
H27受付分(見込)															8	8	34
小計	41	21	13	7	72	23	14	10	83	29	10	13	75	46	11	10	64
申請件数計	件	42 件				56 件				44 件				50 件			
実施件数計	件	41 件				47 件				52 件				67 件			
待機件数計	件	72 件				83 件				75 件				64 件			
予算現額	円	30,800,000 円				27,800,000 円				35,000,000 円				41,300,000 円			
決算額	円	30,194,000 円				27,790,000 円				34,684,000 円				41,300,000 円			
摘要		H18:継続事業(1) H21:中止(3) 合併(1) H22:合併(1) 緊急には一部実施(1)を含む H24:中止(1) 緊急には一部実施(1)を含む				H18:継続事業(1) H21:合併(1) H22:合併(1) H24:緊急には一部実施(1)を含む H25:緊急には一部実施(1)を含む				H18:継続事業(1) H21:継続事業(1) H26:緊急には一部実施(2)を含む				H18:継続事業(1) H21:継続事業(1) H23:継続事業(2) H25:緊急・継続事業(1)+継続事業(1)			

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	土木課	道路整備係	森

No		-	27

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	5	交通安全と治安の確保	2	交通安全環境の整備
	実施計画名		事務事業名			
	通学路安全対策事業		通学路安全対策事業			

事業概要		
小・中学校の通学路の安全確保を目的に、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して行なった合同点検により抽出された要対策箇所について、防災・安全交付金を活用して、路側帯や歩道の整備を行なう。	対象	自転車、歩行者(児童・生徒)
	手段	路側帯の整備 (路肩の拡幅、カラー舗装化、側溝の蓋掛け)、歩道の整備
	意図	通学路の安全環境向上

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	路側帯整備延長(要対策箇所)		820m	820m		
2	歩道整備延長(要対策箇所)		120m	120m		
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市道は市が整備すべきであり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	路側帯の整備は通学路の安全向上につながるものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	道路利用者の多くは市民であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	施工金額を指名競争入札で決定しており、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市道は市が整備すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市道の整備は市の負担で行なうものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	施策体系外	道路整備により安全環境は向上しており、貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	8	土木費	項	2	道路橋りょう費	目	4	道路新設改良費		
細目	1	道路新設改良費	細々目	46	道路改良事業費(交付金)	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			用地測量 工事費 用地費 (日の出町船越線) (小野田山手1号線) (長沢大須恵線) (須賀大須恵線)	1,674 15,448 1,512	工事費 用地費 (小野田山手1号線) (須賀大須恵線) (高泊千崎線)	19,000 1,000	工事費	20,000	工事費	20,000
	歳出合計		0		18,634		20,000		20,000		20,000
財源内訳	国庫支出金	割合	55		10,248		11,000		11,000		11,000
	県支出金										
	地方債				7,500		8,100		8,100		8,100
	その他										
	一般財源				886		900		900		900
	歳入合計		0		18,634		20,000		20,000		20,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
防災・安全交付金事業 (国土交通省)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	大和毅司

No		-	28

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	1 良質な居住の確保	1 総合的な住宅政策の展開
	実施計画名	事務事業名	
	コンパクトなまちづくり推進事業	コンパクトなまちづくり推進事業	

事業概要		
土地区画整理事業完了後の低未利用地において、民間活力を活用し、再生可能エネルギーを有効に活用した「スマートタウン」の実現や「コーポラティブ方式」を導入し、良好なコミュニティを形成する住みよい地域づくりをめざす。駅の南北で都市機能を分担しつつ、一体性のある都市拠点の形成を図る。	対象	厚狭駅周辺
	手段	「コンパクトなまちづくりモデル事業」による整備
	意図	駅周辺地区に相応しい良好な市街地の形成

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	基本構想の策定	策定				
		完了				
		100.0%				
2	基本計画の策定		策定			
3	計画の実施			コーディネート業務の実施		

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	モデル事業として市が施行すべきであり、妥当である。	妥当である	26/26
	目的の妥当性	妥当である	有効な土地利用と市街化の進展に寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	県から平成25年度からの概ね3年間で一定の事業成果を求められているため、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	県創設のモデル事業で国費1/2であり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している		達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	8	土木費	項	5	都市計画費	目	1	都市計画総務費		
細目	1	都市計画総務費	細々目	1	都市計画総務費	交付税算入	無		公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		計画策定委託料 3,957	計画策定委託料 5,238	企画調整委託料 10,044	業務委託料 5,000 公社差損補填 26,639	公社差損補填 48,950
	歳出合計		3,957	5,238	10,044	31,639	48,950
財源内訳	国庫支出金	割合		2,619	5,022		
	県支出金		3,957				
	地方債						
	その他				5,000		
	一般財源			2,619	22	31,639	48,950
	歳入合計		3,957	5,238	10,044	31,639	48,950

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金:平成26年度 社会資本整備総合交付金(国土交通省) 補助率:1／2
平成27年度 社会資本整備総合交付金(国土交通省) 補助率:1／2
平成28年度 土地活用促進業務費(単独)
平成29年度 土地活用促進業務費(単独)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	都市計画課	計画係	No		-	28

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり	1 適正な土地利用の推進	2 市街地の整備
	実施計画名	事務事業名	
		コンパクトなまちづくりモデル事業	

事業概要		
土地区画整理事業完了後の低未利用地において、民間活力を活用し、再生可能エネルギーを有効に活用した「スマートタウン」の実現や「コーポラティブ方式」を導入し、良好なコミュニティの形成する住みよい地域づくりをめざす。駅の南北で都市機能を分担しつつ、一体性のある都市拠点の形成を図る。	対象	厚狭駅周辺
	手段	山口県の「コンパクトなまちづくりモデル事業」による整備
	意図	駅周辺地区に相応しい良好な市街地の形成

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	委託料	3,968,000	3,956,400
合計		3,968,000	3,956,400

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金		3,968,000	3,956,400
	地方債			
	その他			
	一般財源			
合計			3,968,000	3,956,400

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	1	5,624,000

交付税算入	無

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	基本構想の策定			調査		
				完了		
				100%		
2					良い	
3						

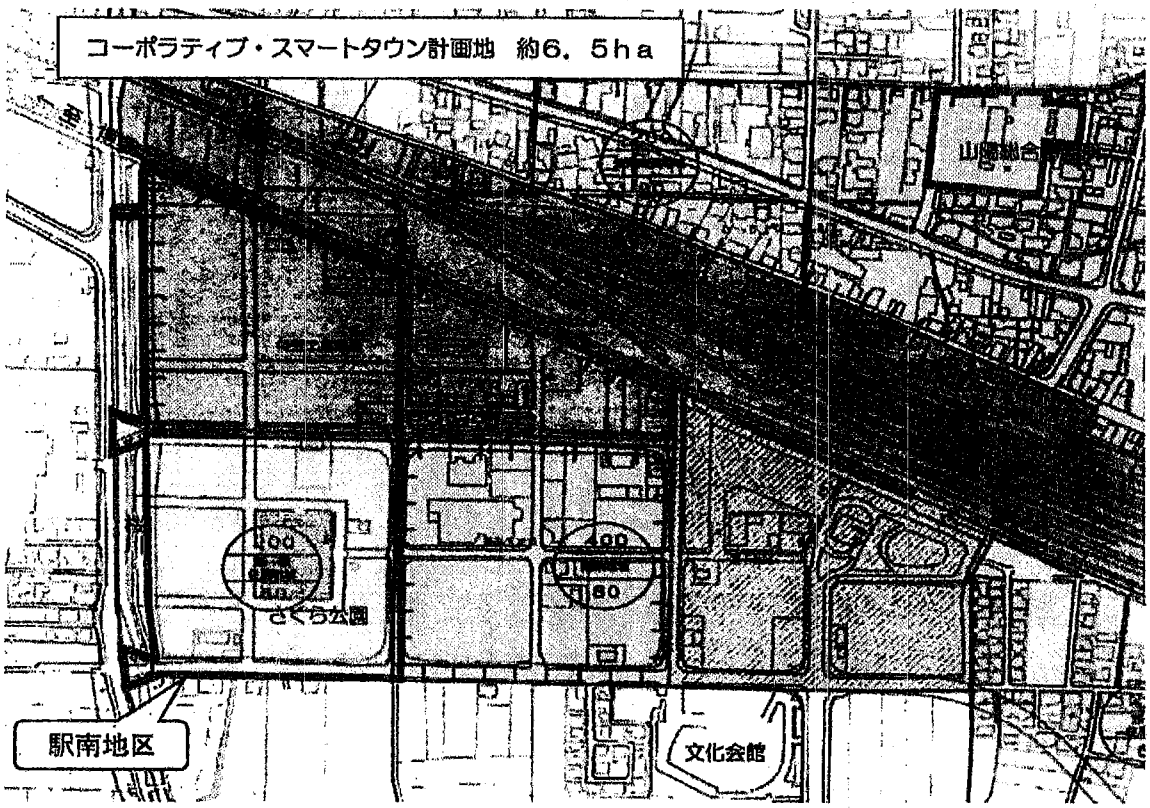
妥当性			
	自治体関与の妥当性	妥当である	モデル事業として市が施行すべきであり、妥当である
	目的の妥当性	妥当である	有効な土地利用と市街化の進展に寄与するものであり、妥当である
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	県創設のモデル事業で県の支出金であり、適正である
	実施主体の適正化	適正である	市が主体で実施すべきであり、適正である
	負担割合の適正化	適正である	県創設のモデル事業で県の支出金であり、適正である
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
改善時期	

特記事項	

コンパクトなまちづくりモデル推進事業

1．位置図



2．経緯

平成２５年　７月	「コンパクトなまちづくりモデル事業」決定
平成２５年度	厚狭駅周辺まちづくり基本構想策定業務
平成２６年　７月	山口県コンパクトなまちづくりモデル事業協議会
平成２７年　１月	コンパクトなまちづくりシンポジウム
平成２６年度	コンパクトなまちづくり計画策定業務
平成２７年度	コンパクトなまちづくり企画調整業務

3．平成２７年度事業内容

コーポラティブ住宅分譲の実施に向けてのコーディネート業務

○設計者・施工者の調整

○まちなみ協定・建築ルール等素案の作成

○広報・ＰＲ計画の作成・実施

○入居希望者募集準備（ワークショップの企画素案作成）

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	都市整備係	高橋雅彦

No		-	29

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり	1 適正な土地利用の推進	2 市街地の整備
	実施計画名	事務事業名	
	JR小野田駅周辺地区整備事業	小野田駅前土地区画整理区域整備事業	

事業概要		
住民意向調査や勉強会等により、合意が得られれば、区画街路や公園などを直接買収方式により整備し、区画整理事業と概ね同等の整備水準とすることで、土地利用制限の解除を行う。事業メニューは、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)を想定している。	対象	小野田駅前土地区画整理事業区域の未施行区域
	手段	直接買収方式による整備を行う。
	意図	駅前地区に相応しい良好な市街地の形成を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	合意形成に向けた住民への説明会等の開催	(随時)	(随時)			
		0回				
2	関係機関との協議		(随時)	(随時)	(随時)	(随時)
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	区画整理事業は市が施行するべきであり、妥当である。	妥当である	24/26
	目的の妥当性	妥当である	有効な土地利用と市街化の進展に寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度			検討が必要	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目											
	款	8	土木費	項	5	都市計画費	目	1	都市計画総務費		
	細目	1	都市計画総務費	細々目	3	都市計画変更事業費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		0	計画策定委託料	1,300	区域廃止業務委託料	1,300	測量試験費 建物調査費	15,000 25,000	用地補償費	225,000
	歳出合計		0		1,300		1,300		40,000		225,000
財源内訳	国庫支出金	40%							16,000		90,000
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源				1,300		1,300		24,000		135,000
	歳入合計		0		1,300		1,300		40,000		225,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 説明会の出席率は30%程度であり、住民及び権利者の問題意識の低下が懸念されるが、地元自治会の協力を得ながら関係者の理解を得て事業を進めていく必要がある。

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	都市計画課	都市整備係	No		-	29

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり	1 適正な土地利用の推進	2 市街地の整備
	実施計画名	事務事業名	
		小野田駅前土地区画整理区域整備事業	

事業概要		
住民意向調査や勉強会等により、合意が得られれば、区画街路や公園などを直接買収方式により整備し、区画整理事業と概ね同等の整備水準とすることで、土地利用制限の解除を行う。事業メニューは、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)を想定している。	対象	小野田駅前土地区画整理事業区域の未施行区域
	手段	直接買収方式による整備を行う。
	意図	駅前地区に相応しい良好な市街地の形成を図る。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	計画策定委託料	1,300,000	0
合計		1,300,000	0

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		1,300,000	
合計			1,300,000	0

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,124,800

交付税算入	無

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

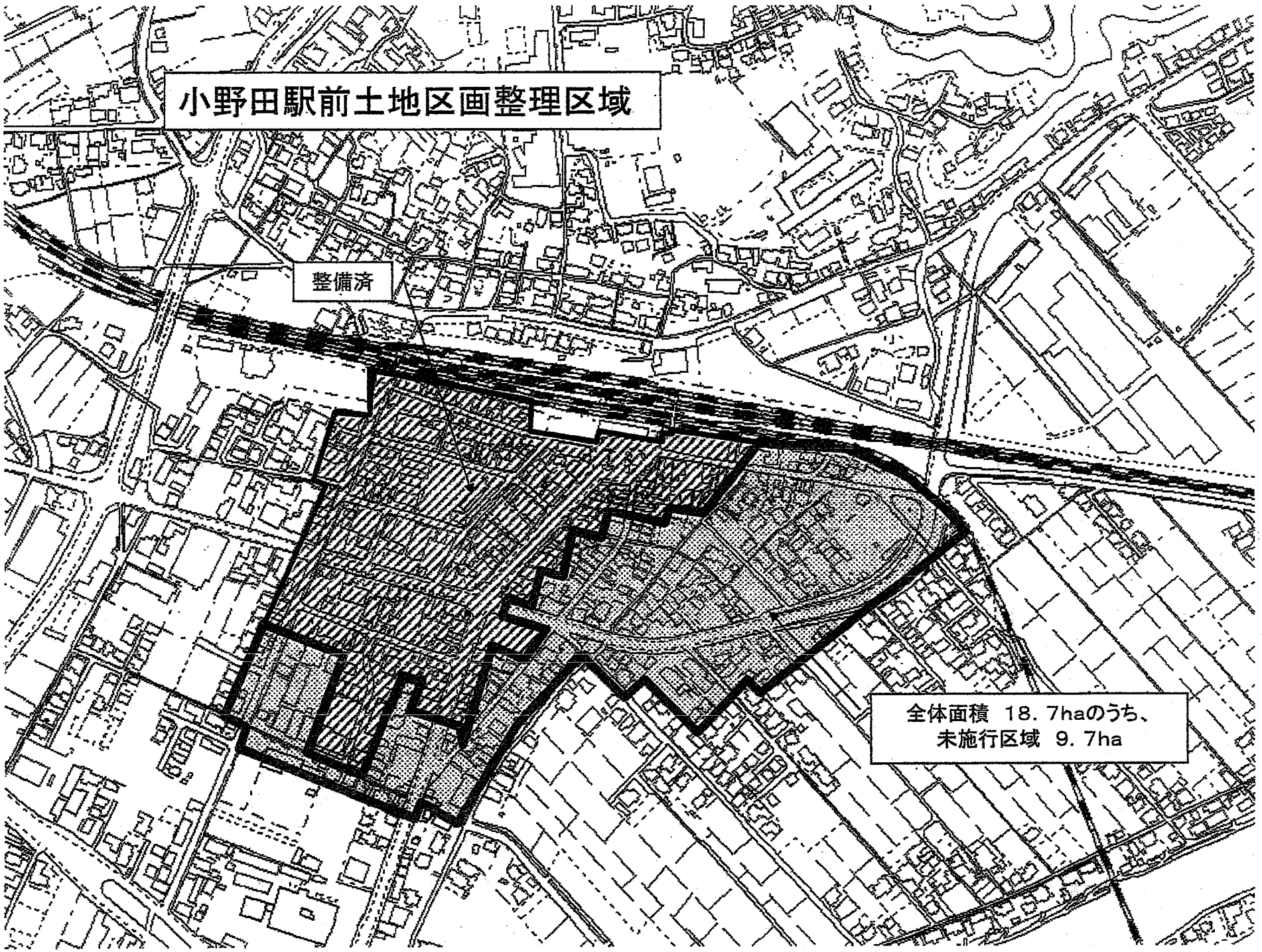
活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	合意形成に向けた住民への説明会等の開催	(随時)	(随時)	(随時)		(随時)
		2回	1回	0回		
2						
3						

妥当性			
	自治体関与の妥当性	妥当である	区画整理事業は市が施行すべきであり、妥当である。
	目的の妥当性	妥当である	有効な土地利用と市街化の進展に寄与するものであり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度		
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	
	これまで開催した説明会の出席率は30%程度であり、住民及び権利者の問題意識の低下が懸念されるが、地元自治会の協力を得ながら関係者の理解を得て事業を進めていく必要がある。 しかし、地元説明会で色々な意見や要望があり、特に沖中川の浸水対策など早期に解決することができない課題があるため、平成26年度に課題や問題を再度整理し、地元合意を図りたいと考えている。 今後の予定は、平成27年度に地元合意に基づいた整備計画を策定し、平成28年度の事業着手を目指す。

今後の方向性		改善時期	
	事業の進め方等に改善が必要		26年度中に改善に着手

特記事項	


小野田駅前土地区画整理区域
整備済
全体面積　18．7haのうち、
未施行区域　9．7ha

小野田駅前土地区画整理事業に関する取組状況について

都市計画課

年　月　日	内　　容
平成22年11月19日(金) ～12月15日(水)	アンケート調査　配布 267、回収 116、回収率 43% 【内容】区画整理の認知度、公共施設に関する要望など
平成22年11月8日(月)	関係団体への説明会 【内容】区画整理事業の見直しについて
平成22年12月2日(木) 12月5日(日)	地元説明会(第1回) 【内容】区画整理事業とは 小野田駅前土地区画整理事業の経緯と現状 アンケート調査および現地調査のお願い
平成23年4月19日(火)	関係団体との協議会(第1回) 【内容】小野田駅前整備の進め方、ワークショップ
平成23年6月1日	「小野田駅前まちづくり通信 No.1」の発行 ・事業見直しの背景　・見直しに向けたこれまでの経緯 ・アンケート結果　・説明会のお知らせ
平成23年6月11日(土) ～6月26日(日)	地元説明会(第2回) 【内容】アンケート調査の結果、今後の整備方針(案) ワークショップ
平成23年11月21日(月)	関係団体との協議会(第2回) 【内容】地元説明会での意見、小野田駅前整備計画(案) 今後の進め方
平成23年12月1日	「小野田駅前まちづくり通信 No.2」の発行 ・事業見直しについて　・説明会での主な意見 ・説明会のお知らせ　・まちづくりの課題
平成23年12月15日(木) ～12月26日(月)	地元説明会(第3回) 【内容】小野田駅前整備計画(案)、今後の予定
平成24年2月1日(水)	関係団体との協議会(第3回) 【内容】地元説明会欠席者への対応について
平成24年11月1日	「小野田駅前まちづくり通信 No.3」の発行 ・見直しの状況　・説明会の主な意見　・今後の状況
平成24年12月4日(火)	関係団体との協議会(第4回) 【内容】小野田駅前整備計画(修正案)
平成24年12月20日(木) ～12月26日(水)	地元説明会(第4回) 【内容】小野田駅前整備計画(修正案)
平成27年1月27日(火)	関係団体との協議会(第5回) 【内容】取組状況、整備計画(案)、今後の予定
平成27年2月22日(日) 2月24日(火)	地元説明会(第5回) 【内容】取組状況、整備計画(案)、今後の予定
平成27年3月1日	「小野田駅前まちづくり通信 No.4」の発行 ・インフラに関する整備計画(案)　・今後の予定

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	管理緑地係	渡邉俊浩

No		-	30

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	2	公園・緑地の整備・保全	1	都市公園の整備・管理
	実施計画名		事務事業名			
	開設公園維持管理事業		江汐公園管理運営事業			

事業概要		
公園施設の維持管理、破損箇所の補修、有料公園施設の受付及び料金徴収、公園内の行為許可、公園内の占用許可などを行う。平成25年4月1日から指定管理者制度を導入した。	対象	江汐公園
	手段	指定管理者制度による管理運営を行う。
	意図	快適な公園環境の整備・管理を行う。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	来園者人数	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
		160,681				
		100.4%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公園施設は市により管理すべきである。		
	目的の妥当性	概ね妥当である			
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である			
効率性	コスト効率	概ね適正である			
	実施主体の適正化	適正である	公園施設は市により管理すべきである。(プロポーザルによる決定である。)		
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	公園の整備保全を達成し、誰もが快適に暮らせるまちづくりに貢献している。		

事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常
予算費目 款	8 土木費	項	5 都市計画費	目	2 緑地公園費	
予算費目 細目	1 緑地公園費	細々目	1 緑地公園一般管理費	交付税算入	有	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	指定管理委託料	25,000	指定管理委託料	25,200	指定管理委託料	24,686	指定管理委託料	24,686	指定管理委託料	24,686
	歳出合計		25,000		25,200		24,686		24,686		24,686
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		25,000		25,200		24,686		24,686		24,686
	歳入合計		25,000		25,200		24,686		24,686		24,686

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

山陽小野田市都市公園条例第2条の2

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	都市計画課	管理緑地係	No		-	30

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	2 公園・緑地の整備・保全	1 都市公園の整備・管理
	実施計画名	事務事業名	
		江汐公園管理運営事業	

事業概要		
公園施設の維持管理、破損箇所の補修、有料公園施設の受付及び料金徴収、公園内の行為許可、公園内の占用許可などを行う。平成25年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っている。	対象	江汐公園
	手段	指定管理者制度による管理運営
	意図	快適な公園環境の整備・管理

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	委託料	25,000,000	25,000,000
合計		25,000,000	25,000,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		25,000,000	25,000,000
合計			25,000,000	25,000,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.05	281,200

交付税算入	有

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

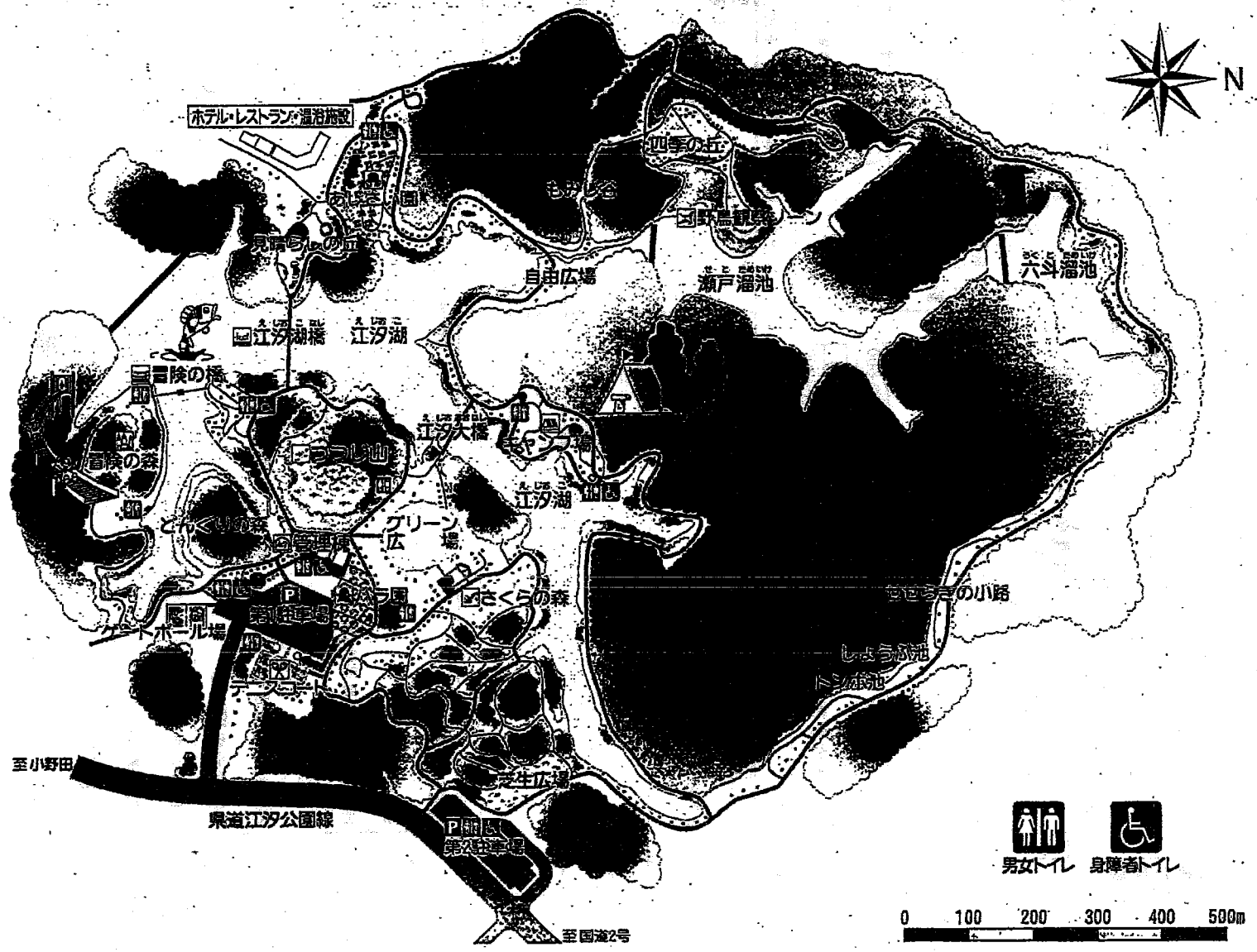
活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	来園者数	160,000	160,000	160,000		160,000
		161,125	158,635	160,681		
		101%	99%	100.4%		
2					良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公園施設は市により管理すべきである。
	目的の妥当性	概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公園施設は市により管理すべきである。(プロポーザルによる決定である。)
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	公園の整備保全を達成し、延いては誰もが快適に暮らせるまちづくりに貢献している。

課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
改善時期	

特記事項	

江汐公園案内図 E.jio Park



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	大和毅司

No		-	31

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	2	公園・緑地の整備・保全	1	都市公園の整備・管理
	実施計画名		事務事業名			
	開設公園維持管理事業		都市公園施設整備事業			

事業概要		
山陽小野田市公園施設長寿命化計画に基づき、今後進展する公園施設の老朽化に対する安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から健全度がD・C判定となっている公園施設のうち重要度・利用度の高い施設の計画的な更新・補修を行う。	対象	公園
	手段	公園施設の劣化状況に合わせ、更新や補修を行う。
	意図	公園施設の長寿命化を図り、市民が長期にわたり安全・安心して利用できる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	浜河内緑地公園トイレ施設の改修			実施設計	工事	
2	小野田中央公園体育館屋根の改修			工事		
3	江汐公園の遊具の改修				工事	

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	都市公園施設は市が整備すべきであり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	利用者に対する安心・安全な公園施設の長期的な提供を図るものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	利用者からの強い要望もあり、老朽化した都市公園施設の整備であるため、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	工事経費が高騰傾向であるが全国的なものであり、概ね適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	都市公園施設整備は市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	社会資本総合整備計画に基づき補助率1/2の国庫補助金もあり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	山陽小野田市公園施設長寿命化計画に基づき実施する。	貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目											
	款	8	土木費	項	5	都市計画費	目	2	緑地公園費		
	細目	1	緑地公園費	細々目	1	緑地公園一般管理費	交付税算入		有	公表	

(単位:千円)

				H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 598,500 円 (H24年度→H25年度)			計画策定委託料	12,957			浜河内緑地トイレ実施設計	4,200	浜河内緑地トイレ改修工事	42,700		
								小野田中央公園体育館屋根の改修工事	12,800	江汐公園大へびの遊具改修	20,000		
								物見山公園フェンス改修	1,280	竜王山公園休憩所改修	200		
								竜王山大型コンビネーション遊具改修	741	物見山公園擬木柵改修	50		
								竜王山公園擬木柵改修	640	若山公園フジ棚改修	360		
										二番堤公園木橋改修	260		
										二番堤公園鉄棒改修	25		
	歳出合計			12,957		0		19,661		63,595		0	
財源内訳	国庫支出金	割合	50%	6,000				7,890		28,000			
	県支出金												
	地方債							7,100		25,200			
	その他		江汐基金							10,000			
	一般財源			6,957				4,671		395			
	歳入合計			12,957		0		19,661		63,595		0	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金:平成27年度 社会資本整備総合交付金(国土交通省) 補助率:1/2

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

浜河内緑地公園トイレは平成24年7月に要望書の提出があった。また、9月市議会の一般質問にて、「水洗化を図りたい」と回答している。

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	都市計画課	計画係

No		-	31

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	2 公園・緑地の整備・保全	1 都市公園の整備・管理
	実施計画名	事務事業名	
		公園施設長寿命化計画策定事業	

事業概要		
都市公園施設の今後進展する老朽化に対する安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全型管理による長寿命化対策を含めた計画的な維持管理・更新を的確に行う取組みを推進する「公園施設長寿命化計画」を策定し、長寿命化に係る費用を平準化する	対象	都市公園64箇所
	手段	計画的な維持管理・更新を推進する公園施設長寿命化計画を策定する。
	意図	都市公園の整備・管理を行う。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	委託料	12,957,000	12,957,000
合計		12,957,000	12,957,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳 割合	国庫支出金	50%	6,000,000	6,000,000
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	50%	6,957,000	6,957,000
合計			12,957,000	12,957,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.4	2,249,600

交付税算入	有

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	計画の策定		策定	策定		
			未了(繰越)	完了		
			80%	100%		
2					良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	計画の策定は市が整備するものであり、妥当である
	目的の妥当性	概ね妥当である	公園施設の長寿命化を図るための計画であり、概ね妥当である
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	山陽小野田市全域の整備であり、妥当である
効率性	コスト効率	概ね適正である	全国的な傾向であり、適正である
	実施主体の適正化	適正である	市が主体で実施すべきであり、適正である
	負担割合の適正化	適正である	市の負担で行うものであり、適正である。
有効性	目標達成度	達成している	策定が完了したため、達成している
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	公園施設の整備に向けた実施が必要		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

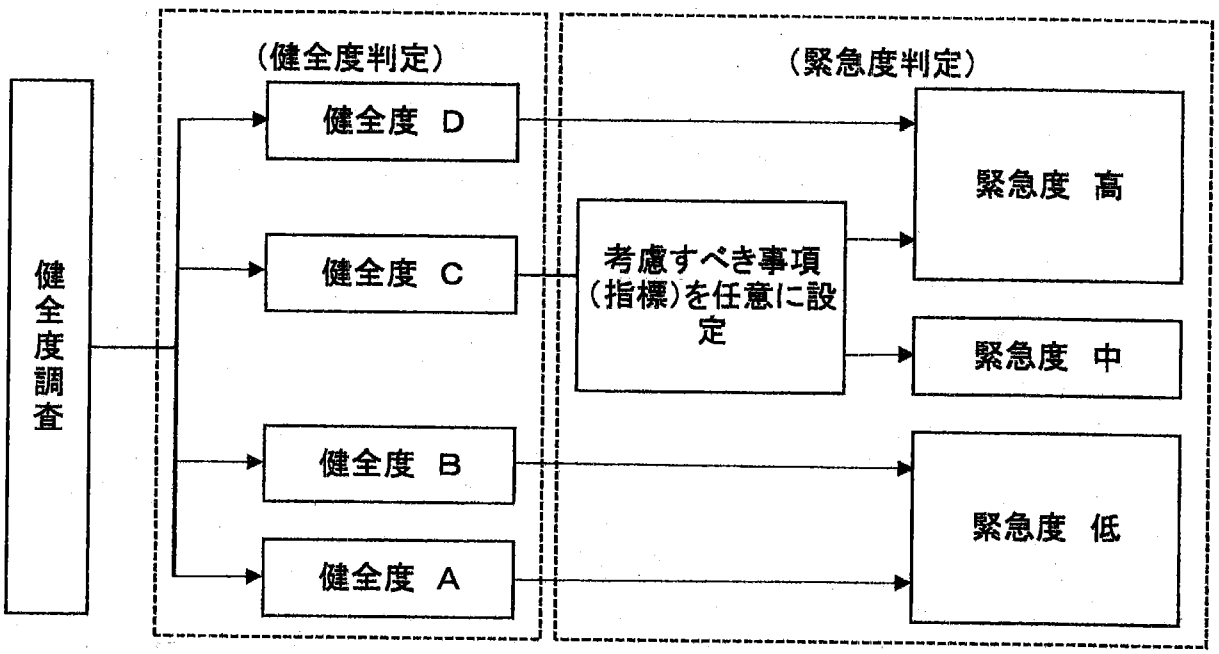
公園施設長寿命化計画に基づく更新及び修繕について

1. 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

2. 緊急度判定のフロー

健全度Ｃの施設は、基本的には「緊急度　中」に分類されるが、施設の重要度や優先度を考慮し、任意の指標を設定して「緊急度　高」としてよいとなっている。



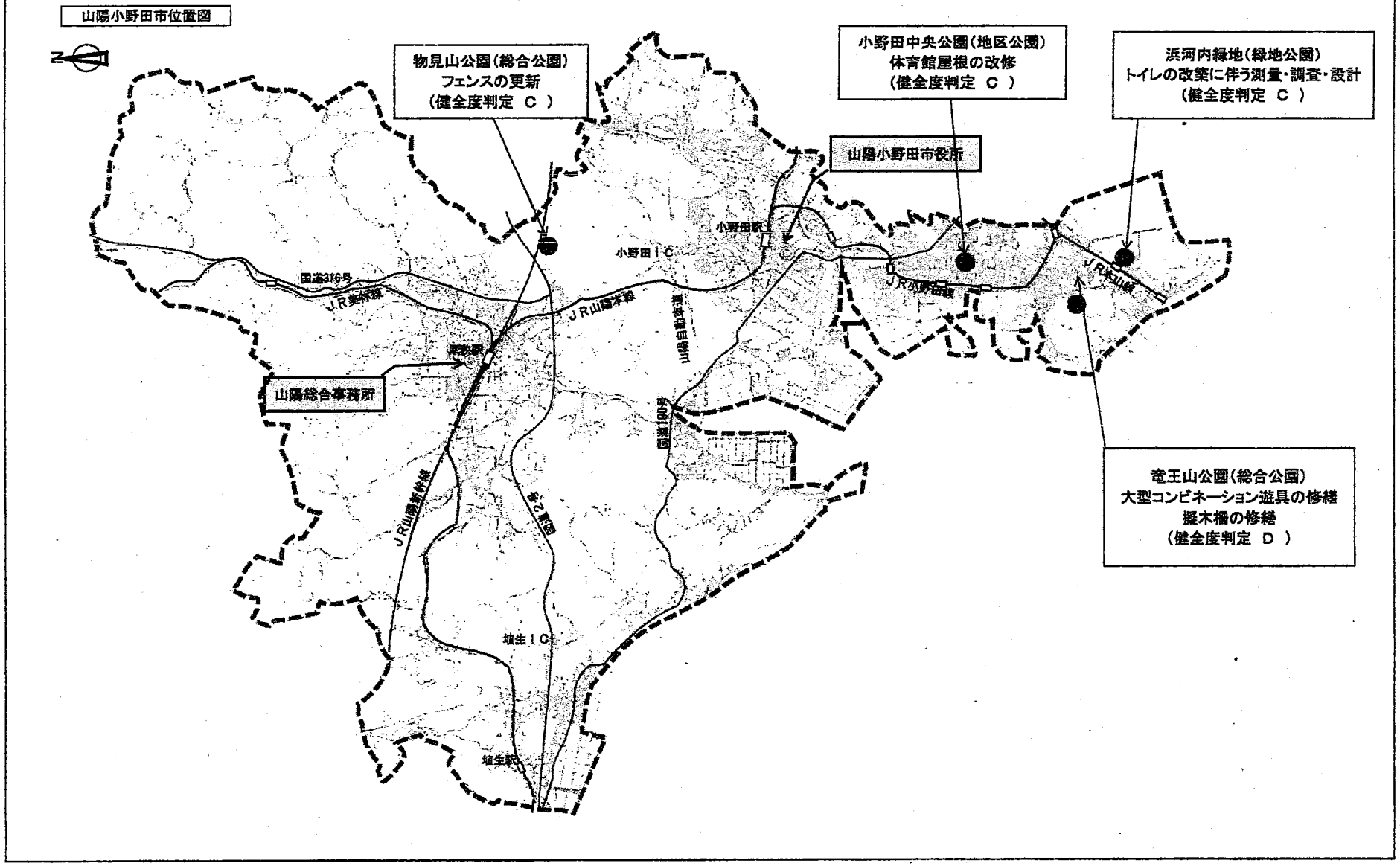
3. 目的

公園施設を適切に維持管理し、維持管理コストの削減、平準化することを目的とする。

4. 対象公園（2ha以上の14公園）

1　本山岬公園
2　若山公園
3　小野田中央公園
4　縄地ヶ鼻公園
5　糸根公園
6　石山公園
7　二番堤公園
8　竜王山公園
9　物見山公園
10　江汐公園
11　浜河内緑地
12　東沖緑地
13　新沖緑地
14　有帆緑地

都市公園施設整備事業	平成２７年度　公園施設長寿命化計画に基づく更新・修繕箇所



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	建築住宅課	建築係	長尾

No		-	32

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	1	良質な居住の確保	5	住まいづくりの推進体制づくり
	実施計画名		事務事業名			
	住宅リフォーム助成事業		住宅リフォーム資金助成制度			

事業概要		
リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	対象	自らが居住する家屋のリフォーム工事を行う家屋の所有者
	手段	市広報紙等で広く募集し、工事完了後、助成金を支給する
	意図	地域経済の活性化と住環境の向上

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	助成件数					
		173件				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	概ね妥当である	良質な居住の確保を図ることは、市の責務である。	概ね妥当である	20/23
	目的の妥当性	概ね妥当である	住環境の向上を図るためには、住宅リフォームを促進させることが必要であり、概ね妥当である。	概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	市内に既存の住宅を所有する市民を交付の対象とし、市民の住環境の向上を図っているため、概ね妥当である。	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する	介護保険又は障害者福祉制度における住宅改修(バリアフリー化)	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	8	土木費	項	6	住宅費	目	1	住宅管理費		
細目	1	住宅管理費	細々目	2	市営住宅維持管理費(単独)	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	助成金	9,920	助成金	10,000	助成金	10,000	助成金	10,000	助成金	10,000
	歳出合計		9,920		10,000		10,000		10,000		10,000
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		9,920		10,000		10,000		10,000		10,000
	歳入合計		9,920		10,000		10,000		10,000		10,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	建築住宅課	建築係	No		-	32

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	1	良質な居住の確保	5	住まいづくりの推進体制づくり
	実施計画名		事務事業名			
			住宅リフォーム資金助成制度			

事業概要		
リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	対象	自らが居住する家屋のリフォーム工事を行う家屋の所有者
	手段	市広報紙等で広く募集し、工事完了後、助成金を支給する
	意図	地域経済の活性化と住環境の向上

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	住宅リフォーム助成金	10,000,000	9,920,000
合計		10,000,000	9,920,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		10,000,000	9,920,000
合計			10,000,000	9,920,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	1.3	3,932,850

交付税算入	無

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	助成件数	172件	130件	173件		
2						
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	概ね妥当である	良質な居住の確保を図ることは、市の責務である。
	目的の妥当性	概ね妥当である	住環境の向上を図るためには、住宅リフォームを促進させることが必要であり、概ね妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	市内に既存の住宅を所有する市民を交付の対象とし、市民の住環境の向上を図っているため、概ね妥当である。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度		
	類似事業の存在	存在する	介護保険又は障害者福祉制度における住宅改修(バリアフリー化)
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	
	広報紙やホームページ等の活用による、所有者・事業者等に対するより一層の普及啓発、情報提供の強化が必要である。

今後の方向性		改善時期	
	事業の進め方等に改善が必要		26年度中に改善に着手

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	学校教育課	学務係	古屋

No		-	33

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	14	意欲のある人づくり	2	義務教育の充実	1	教育環境の整備
	実施計画名		事務事業名			
	学校施設整備事業		小学校タブレット端末整備事業			

事業概要		
市内小学校には、合併前に整備されたパソコンが設置されており、主に調べ学習に活用されているが、パソコンが古く、更新する必要がある。 よって、国の「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」(H26年～H29年)に基づき、パソコンを整備することとするが、整備に先立ち、学校にアンケート等を行い、学校の意向を調査した結果、小学校では調べ学習が主な活用方法であるため、今後の授業への汎用性等を考慮し、デスクトップ型パソコンではなく、タブレット型パソコンを整備することとする。	対象	市内小学校
	手段	各小学校に無線環境を整備し、1校につき約20台を設置予定。
	意図	IT化が急速に進展する中で、時代の流れに即したIT教育環境の整備を図る。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	タブレット端末の設置学校数			13(校)	13(校)	13(校)
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	学校の教育環境整備は市が計画的に行うべきものである	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	IT化が急速に進展する中で、時代の流れに即したIT教育環境の整備を図る	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	中学校は平成24年にパソコン教室を整備した。今回は小学校にタブレットを整備するもの	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	入札により、業者を決定予定	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	学校ニーズを踏まえて、市が計画的に行う事業	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	平成26年度から「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」において、交付税措置されている	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	10	教育費	項	2	小学校費	目	2	教育振興費	
	細目	1	小学校教育振興費	細々目	4	小学校教育用コンピュータ整備事業費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	(配置予定) ・小学校13校 ・1校につき、約20台 パソコン教室に設置 児童用は2人に1台・・・17台 教員用・・・3台 ・モニター ・プロジェクター ・専用サーバー ・無線環境の整備			機械器具借上料 2,784 ※H28年2月より5年間のリース予定	機械器具借上料 16,704	機械器具借上料 16,704
	歳出合計	0	0	2,784	16,704	16,704
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			2,784	16,704	16,704
	歳入合計	0	0	2,784	16,704	16,704

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

（学校教育課）

○小学校タブレット端末整備事業

（事業概要）

市内小学校には、合併前に整備されたパソコンが設置されており、主に調べ学習に活用されているが、パソコンが古いため、更新する必要がある。

よって、国の「教育のＩＴ化に向けた環境整備４か年計画」（Ｈ２６年～Ｈ２９年）に基づき、パソコンを整備することとするが、整備に先立ち、学校へアンケートを行い、学校の意向を調査した結果、小学校では調べ学習が主な活用方法であるため、今後の授業への汎用性等を考慮し、デスクトップ型パソコンではなく、タブレット型パソコンを整備することとする。

（整備計画）

市内小学校１３校にパソコン教室（３５人）で使用するタブレット端末を整備する。

・１校あたり　約２０台（児童２名に１台、教員用３台）
・無線環境整備
・モニター・プロジェクター整備
・専用サーバー

（予算）

・８３，４８６千円（６０ヶ月のリース契約）
※平成２８年２月からの運用予定のため、平成２７年度は２ヶ月分のリース料を計上。

（タブレット端末の活用例）

・グループでの調べ学習
・授業へ活用（児童）（支援ソフトの活用）
・補助教材としての授業への活用（教員）
・写真・動画機能を使った学習
・特別支援学級（視覚障害）への活用
・ＩＴ教育の推進

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	学校教育課	保健係・学校施設係	小野

No		-	34-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	14	意欲のある人づくり	2	義務教育の充実	1	教育環境の整備
	実施計画名		事務事業名			
	学校施設整備事業		知的障害特別支援学級設置事業			

事業概要		
現在、小野田地区には、知的障害特別支援学級の集合体として、赤崎小学校・竜王中学校松原分校が設置されている。国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場所で学ぶことができる権利を認め、それを実現するための環境を整備する方針を示した。本市では保護者から、居住している校区の小・中学校に知的障害特別支援学級を設置してほしいとの要望が高まっている。これらのことから、小野田地区の各小・中学校に、必要に応じて、知的障害特別支援学級を開設する。	対象	松原分校以外の小野田地区の小・中学校
	手段	パソコンや室内遊具その他の必要な教材備品の配備
	意図	居住地校区の学校に通学したい障害のある子どもとその保護者の要望に応えられるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、生活することを通して、互いに人格と個性を尊重し支え合う心を育てる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	松原分校以外の知的障害特別支援学級の開設数(小野田地区)			5校5学級(見込み)	未定	未定
2	松原分校以外の知的障害特別支援学級の児童生徒数(小野田地区)			15人(見込み)	未定	未定
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の財産となるものの購入と施設の改修であり、妥当である。	妥当である	21/23
	目的の妥当性	妥当である	子どもと保護者の意向を反映し、インクルーシブ教育を推進するためのものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	知的障害特別支援学級が設置されていない学校であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である		概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市の財産となるものを整備するものであり、市が行うことは適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	教育基本法により、市が全額を負担する必要があり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する	主に小野田地区の知的障害のある児童生徒を対象とする、特別支援に特化した赤崎小学校・竜王中学校松原分校が設置されている。	存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している	知的障害のある児童生徒の教育環境が整備されるため、貢献している。	貢献している	

事業期間		平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度				会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	10	教育費	項	2,3	小学校費 中学校費	目	2	教育振興費		
	細目	1	小・中学校教育振興費	細々目	2	小・中学校教育振興費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				備品購入費 500 1校10万円×5校		
	歳出合計		0	0	500	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源				500		
	歳入合計		0	0	500	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
障害者の権利に関する条約(平成26年1月20日批准)、中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)、学校教育法

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	学校施設係	池田

No		-	34-2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	14	意欲のある人づくり	2	義務教育の充実	1	教育環境の整備
	実施計画名		事務事業名			
	学校施設整備事業		知的障害特別支援学級設置事業			

事業概要		
現在、小野田地区には、知的障害特別支援学級の集合体として、赤崎小学校・竜王中学校松原分校が設置されている。国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場所で学ぶことができる権利を認め、それを実現するための環境を整備する方針を示した。本市では保護者から、居住している校区の小・中学校に知的障害特別支援学級を設置してほしいとの要望が高まっている。これらのことから、小野田地区の小・中学校に知的障害特別支援学級を新設する。	対象	小野田地区の小・中学校において知的障害特別支援学級を新設する学校
	手段	教室内に間仕切りの設置やホワイトボード等の管理備品の設置
	意図	新設する知的障害特別支援学級の学習環境の整備

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	松原分校以外の知的障害特別支援学級の開設数(小野田地区)			5校5学級(見込み)	未定	未定
2	松原分校以外の知的障害特別支援学級の児童生徒数(小野田地区)			15人(見込み)	未定	未定
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の財産となるものの購入と施設の改修であり、妥当である。	妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	知的障害特別支援学級の新設に伴うものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	保護者から、知的障害特別支援学級の新設を要望されており、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市の財産となるものを整備するものであり、市が行うことは適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	教育基本法により、市が全額を負担する必要があり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する	主に小野田地区の知的障害のある児童生徒を対象とする、特別支援に特化した赤崎小学校・竜王中学校松原分校を設置している。	存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している	知的障害のある児童生徒の教育環境が整備されるため、貢献している。	貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款	10 教育費	項	2,3 小学校費 中学校費	目	1,3 学校管理費 学校建設費	
予算費目 細目	1 小・中学校管理費 小・中学校建設費	細々目	1, 4,1 小・中学校一般管理費 小・中学校施設改良補修事業費	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			備品購入費 900 工事請負費 1,078		
	歳出合計	0	0	1,978	0	0
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			1,978		
	歳入合計	0	0	1,978	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
障害者の権利に関する条約(平成26年1月20日批准)、中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)、学校教育法

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

○知的特別支援学級設置事業

【事業概要】

現在、小野田地区には、知的障害特別支援学級の集合体として、赤崎小学校・竜王中学校松原分校が設置されている。

国は、平成２４年７月に中央教育審議会でインクルーシブ教育システム構築の方向性を示し、平成２６年１月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場所で学ぶことができる権利を認め、それを実現するための環境を整備する方針を示した。

本市では、保護者から居住している校区の小・中学校に知的障害特別支援学級を設置してほしいとの要望が高まっている。

これらのことから、小野田地区の各小・中学校に、必要に応じて、知的障害特別支援学級を開設する。

【事業の内容】

知的障害特別支援学級の新設を予定がしている５校（有帆小、高千帆小、須恵小、高千帆中、小野田中）に、教材・管理備品を整備する。この中で、教室に空きがない高千帆小と小野田中では、１つの教室を２つに仕切って教室を設ける。

（教材・管理備品の購入）

・ノートパソコン　　・トランポリン
・カード類（ＳＳＴ、読み、数字、自立活動）
・ジャンピングシェイプ　・バランスディスク
・事務机、イス　・教卓　・ホワイトボード　　等

（教室の改修）

・教室の間仕切り　　・照明用配線の付け替え
・黒板の移設

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	学校施設係	山本

No		-	35

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	3	防災体制の充実	4	建築物の耐震強化
	実施計画名		事務事業名			
	学校施設耐震化事業		学校屋内運動場等非構造部材の耐震化事業			

事業概要		
地震発生時に小・中学校の屋内運動場等の吊り天井等が落下して、死傷者を出し、又は避難所として使用できなくなる事態を防ぐため、吊り天井等の非構造部材を耐震化する。	対象	天井が一定の高さ又は面積以上ある屋内運動場、武道場等
	手段	工事に向けた非構造部材の点検、非構造部材の撤去・落下防止対策
	意図	災害時の児童生徒・教職員、避難住民の安全確保

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	非構造部材の点検	点検完了				
		完了				
		100.0%				
2	実施設計書の作成		実施設計完了	実施設計完了		
3	非構造部材の耐震対策工事			工事完了	工事完了	

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の施設の耐震化であり、妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	安全に学校生活や避難生活を送ることができるようにする必要があり、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	文部科学省等が定めた基準に基づいて対象を選定しており、妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である	競争入札を経て発注しており、適正である。		
	実施主体の適正化	適正である	点検の発注・業務管理は市が行い、点検作業および設計は設計会社に請け負わせており、適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	教育基本法により、市が全額を負担する必要があり、適正である。		
有効性	目標達成度	達成している	点検は完了しており、達成している。		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	地震による建物の内装材や設備の落下を防ぐためのものであり、貢献している。		

事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 28 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	10	教育費	項	2,3	小・中学校費	目	3	学校建設費		
細目	1	小・中学校建設費	細々目	4,1	小・中学校施設改良補修事業費	交付税算入	有		公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	点検委託料	4,064	調査設計委託料 (H27工事分)	8,711	調査設計委託料 (H28工事分)	6,702				
						工事監理委託料	21,687	工事監理委託料	21,502		
						工事請負費 (小小・埴小・津小・高中・小中・竜中・埴中・陽中)	214,090	工事請負費 (有小・高小・泊小・小小・須小・赤小・本小・狭小・陽小・出小・狭中・陽中)	139,038		
	歳出合計		4,064		8,711		242,479		160,540		0
財源内訳	国庫支出金	割合 1/3					82,309		56,304		
	県支出金										
	地方債	100%,95%,75%			6,400		158,300		98,900		
	その他										
	一般財源		4,064		2,311		1,870		5,336		
	歳入合計		4,064		8,711		242,479		160,540		0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

・国庫支出金:学校施設環境改善交付金防災機能強化事業(文部科学省)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

・国庫支出金:学校施設環境改善交付金交付要綱(文部科学省) 交付割合1/3

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	教育総務課	学校施設係	No		-	35

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	4 市民が安心して暮らせる環境づくり	3 防災体制の充実	4 建築物の耐震強化
	実施計画名	事務事業名	
		学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業	

事業概要		
地震発生時に小・中学校の屋内運動場等の吊り天井等が落下して、死傷者を出し、又は避難所として使用できなくなる事態を防ぐため、吊り天井等の非構造部材を耐震化する。平成25年度は、全小・中学校の屋内運動場等において、その工事に向けて吊り天井等を点検・確認した。	対象	天井が一定の高さ又は面積以上ある屋内運動場、武道場等
	手段	工事に向けた非構造部材の点検、確認
	意図	災害時の児童生徒・教職員、避難住民の安全確保

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	点検委託料	4,794,245	4,063,500
合計		4,794,245	4,063,500

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	100%	4,794,245	4,063,500
合計			4,794,245	4,063,500

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,124,800

交付税参入	有

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	非構造部材の点検			点検完了		
				完了		
				100%		
2	実施設計書の作成					実施設計完了
					良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の施設の耐震化であり、妥当である。
	目的の妥当性	妥当である	安全に学校生活や避難生活を送ることができるようにする必要があり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	文部科学省等が定めた基準に基づいて対象を選定しており、妥当である。
効率性	コスト効率	適正である	競争入札を経て発注しており、適正である。
	実施主体の適正化	適正である	点検の発注・業務管理は市が行い、点検作業は設計会社に請け負わせており、適正である。
	負担割合の適正化	適正である	教育基本法により、市が全額を負担する必要があり、適正である。
有効性	目標達成度	達成している	点検は完了しており、達成している。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	地震による建物の内装材や設備の落下を防ぐためのものであり、貢献している。

課題			
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業

● 工事（吊り天井のある屋内運動場等）

【内容】

・吊り天井を撤去し、屋根の野地裏に断熱材を吹き付け
・照明器具、バスケットゴール、スピーカー等に落下防止ワイヤを取付け
・非強化ガラス、非網入りガラスに飛散防止フィルムを貼付

【対象施設】

NO	学校名	施設名	NO	学校名	施設名
1	埴生小学校	屋内運動場	5	竜王中学校	屋内運動場
2	津布田小学校	屋内運動場	6	埴生中学校	屋内運動場
3	高千帆中学校	屋内運動場	7	厚陽中学校	武　道　場
4	小野田中学校	屋内運動場	8	小野田小学校	多目的ホール

● 設計（吊り天井のない屋内運動場）

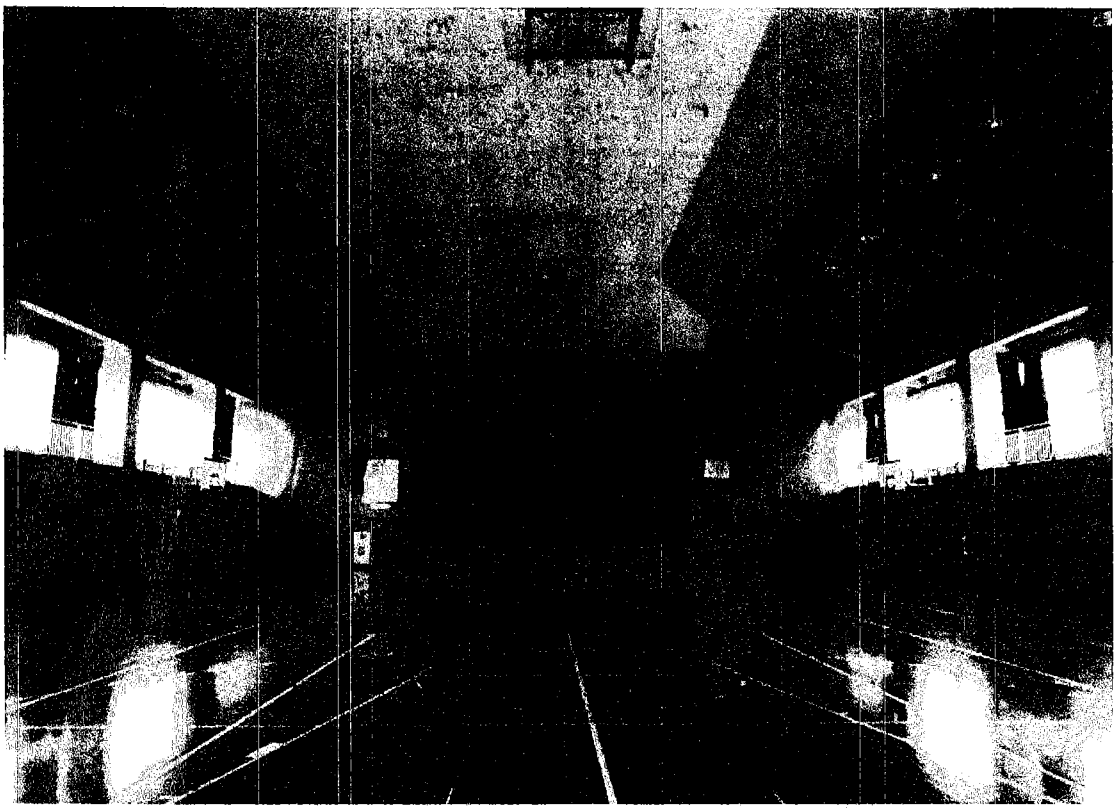
【内容】

・照明器具、バスケットゴール、スピーカー等に落下防止ワイヤを取付け
・ステージ手前上部の音響反射板を撤去し、壁に変更
・非強化ガラス、非網入りガラスに飛散防止フィルムを貼付

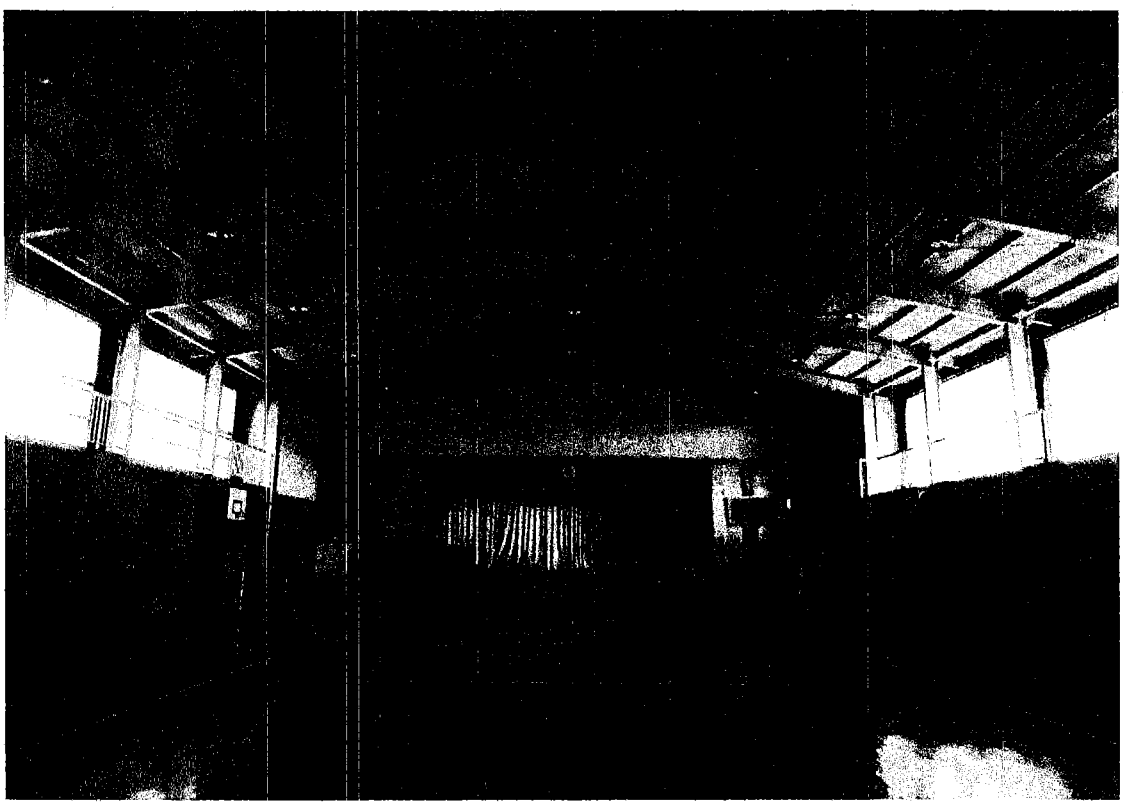
【対象施設】

NO	学校名	施設名	NO	学校名	施設名
1	有帆小学校	屋内運動場	7	本山小学校	屋内運動場
2	高千帆小学校	屋内運動場	8	厚狭小学校	屋内運動場
3	高泊小学校	屋内運動場	9	厚陽小学校	屋内運動場
4	小野田小学校	屋内運動場	10	出合小学校	屋内運動場
5	須恵小学校	屋内運動場	11	厚狭中学校	屋内運動場
6	赤崎小学校	屋内運動場	12	厚陽中学校	屋内運動場

【小野田中学校　屋内運動場】（吊り天井あり）



【高泊小学校　屋内運動場】（吊り天井なし）



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	総務係	原野

No		-	36

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	14 意欲のある人づくり	2 義務教育の充実	3 学校給食の充実
	実施計画名	事務事業名	
	学校給食施設整備事業	学校給食共同調理場建設事業	

事業概要		
安全・安心な学校給食の安定的な提供は何より重要であり、本市の給食施設の衛生面と老朽化の課題解決のため、衛生面に優れたドライ方式の新しい給食施設(5500食規模)を整備し、平成29年2学期の供用開始を目指す。	対象	学校給食施設
	手段	衛生面に優れたドライ方式の新しい給食施設を整備する。
	意図	全ての児童生徒に安全な学校給食を安定的に提供する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	基本設計・実施設計の策定			基本設計・実施設計		
2	工程の進捗状況				建設工事着手	建設工事完了
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市の施設を整備するものであり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	学校給食法に給食を実施するよう努める旨、規定されており、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	現在の給食施設の衛生面と老朽化の課題を解決するものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	競争入札や複数業者の見積もり合わせを経て発注するため、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	工事の発注・施工管理は市が行い、工事は建設会社等に請け負わせるため、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	教育基本法により、市が全額を負担する必要があり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	安全な給食を安定的に提供できるようになり、学校給食の充実に貢献できる。	貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目											
款	10	教育費	項	6	保健体育費	目	3	給食共同調理場建設費			
細目	1	給食共同調理場建設費	細々目	1	給食共同調理場建設費	交付税算入	有		公表		

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			土地購入費	94,938				
				委託料	46,404	委託料	16,158		
						工事請負費	1,611,385	工事請負費	74,800
						備品購入費	771,906	備品購入費	2,334
				消耗品費	200	消耗品費	48,327	消耗品費	200
				報償費	4				
				その他	1,878	その他	2,041	その他	1,930
	歳出合計	0	0		143,424		2,449,817		79,264
財源内訳	国庫支出金	50%					266,149		
	県支出金								
	地方債	95%			126,600		1,890,200		71,000
	その他								
	一般財源				16,824		293,468		8,264
	歳入合計	0	0		143,424		2,449,817		79,264

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

・国庫支出金 ： 学校施設環境改善交付金(文科省) 補助率1/2
・地方債 ： 合併特例債

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

学校給食法

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

保護者説明会12回、地域説明会9回開催(H23.12月～H24.3月)、市政説明会12回開催(H25.7～9月)、パブリックコメント(実施:H24.3.15～4.13、回答:H26.3月)

学校給食センター建設スケジュール（案）

区分	平成26年度		平成27年度												平成28年度												平成29年度											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
予算・契約に関する議案等	当初予算													当初予算			契約			契約			契約			当初予算											
	基本・実施設計、地質・測量調査、用地購入											工事請負費（地盤改良・本体・附帯、機械・電気設備、外構、雇用能力開発支援センター工作物移設・駐車場整備）、工事監理委託、厨房機器購入、配送車購入					工事請負費（本体・附帯）の本契約				厨房設備購入本契約				配送車購入の本契約				務委託	工事請負費（各校給食施設改装）、配送業											
設計及び工事等																																					

- 用地取得
- 業者選定（地質調査、測量調査）
- 地質調査、測量調査
- 業者選定（厨房設備設計）
- 業者選定（基本・実施設計（建築））
- 基本・実施設計（建築・厨房設備）
- 建築確認申請
- 入札、仮契約（工事）
- 工事（本体・附帯、機械・電気設備、外構、雇用能力開発支援センター工作物移設・駐車場整備）
- 工事監理
- 入札、仮契約（厨房設備）
- 厨房設備納入・設置
- 入札（各校給食施設改装）
- 各校給食施設改装
- 入札・仮契約（配送車）
- 入札（配送業務）
- 配送車納車

平成２５年度　学校給食用食品購入状況

番号	所在地	業者名	納入学校数	食品区分	金額(円)
1	市内	A	2	肉類	901,330
2		B	2	肉類	1,701,592
3		C	4	肉類	2,866,181
4		D	1	肉類	243,909
5		E	8	肉類	6,126,999
6		F	12	魚介類	6,642,706
7		G	3	豆腐類	425,400
8		H	1	豆腐、その他	126,523
9		I	3	豆腐、卵、その他	395,088
10		J	2	卵、こんにゃく、その他	442,278
11		K	1	ちくわ、調味料、その他	452,587
12		L	4	麺類	66,544
13		M	1	海苔	2,800
14		N	5	しょうゆ	515,702
15		O	1	しょうゆ	169,344
16		P	1	酒類	72,231
17		Q	1	酒類	53,000
18		R	3	製菓	245,660
19		S	2	製菓	200,200
20		T	12	食品全般	17,736,028
21	市外	U	7	肉類	13,903,070
22		V	1	豆腐類	734,215
23		W	4	こんにゃく	645,774
24		X	1	みそ	78,802
25		Y	2	キムチ	253,887
26		Z	4	乳製品	71,114
27		AA	6	調味料、その他	1,126,356
28		AB	4	調味料、その他	1,092,405
29		AC	12	食品全般	43,885,415
30		AD	8	包装容器	423,870
合　　計					101,601,010

※この表に掲載していない「青果」については、各学校と小野田中央青果とで売買（平成25年度　45,030,228円）しており、各学校への配送は市内の小売店を含む１０業者が行っています。

■栄養教諭

・光市の栄養教諭の数　４人（センター方式）
（国の基準２人+加配１人+旧大和給食センターから１人）
（平成２６年度の児童生徒数　約３，９００人）

・本市の栄養教諭の数　７人（親子方式＋自校方式）
（国の基準７人）
（平成２６年度の児童生徒数　約５，２００人）

■本市で１センターとなった場合の栄養教諭の数　３人
（国の基準２人+加配１人）
※栄養教諭とは別に、主にアレルギー対応を行う市費任用の栄養士１人

■栄養教諭の業務実態

栄養管理や衛生管理といった給食管理業務を優先しなければならず、１日の過半を献立の作成、調理作業の工程表の作成、温度チェック、検食・保存食の管理・記録、食材の購入といった業務に充てている。

■食育推進員の配置数

各学校に配置する食育推進員の数　１７人

■食育推進員の活動内容（例示）

・食育推進員が給食時間に教室に入って、子どもの傍で給食を摂りながら会話し、食事の喜びや楽しさを子どもに感じてもらう。
・その日の献立にまつわることをみんなに話したり、給食便りに書かれていること、旬の野菜や地場産物を紹介する。
・配膳の状況や食事の様子、マナー、残食や好き嫌いの状況を給食センターに伝え、その情報を食の指導に関する全体計画を作成に役立ててもらう。
・時には教室でなく、放送室から食育に関することを放送委員の子どもと一緒に、全校児童生徒に対して一斉放送する。

■食育推進員の育成方法（概念）

給食センターに作る学校給食運営委員会の食育推進部会において決定した方針に基づき、栄養教諭が指導するとともに、健康増進課の管理栄養士が育成する。

■給食センターにおける食育の環境整備

見学スペース、食育展示スペース、研修室を設置

アレルギー食対応調理室

配置計画

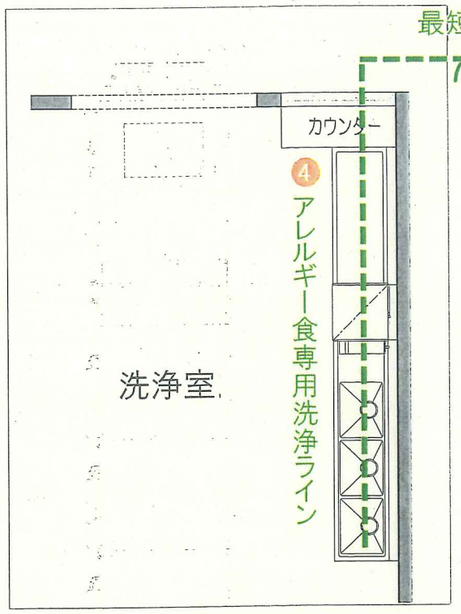
- アレルギー対応食室は、除去すべきアレルゲンの混入を防ぐ為、調理エリアにおいても**最も衛生度が高い配置計画**とします。
- 各食材の受渡しについては、下処理室からの**加熱前食材**と調理室内からの**除去食用の加熱済食材**の受渡しカウンターを設置し、加熱前・加熱後食材を明確に区分が行えます。
- 各学校から返却された容器についても、**アレルギー食専用の洗浄ラインを設置した洗浄室から、最短の距離で返却が可能**な配置とします。

洗浄工程（容器の洗浄）【④】

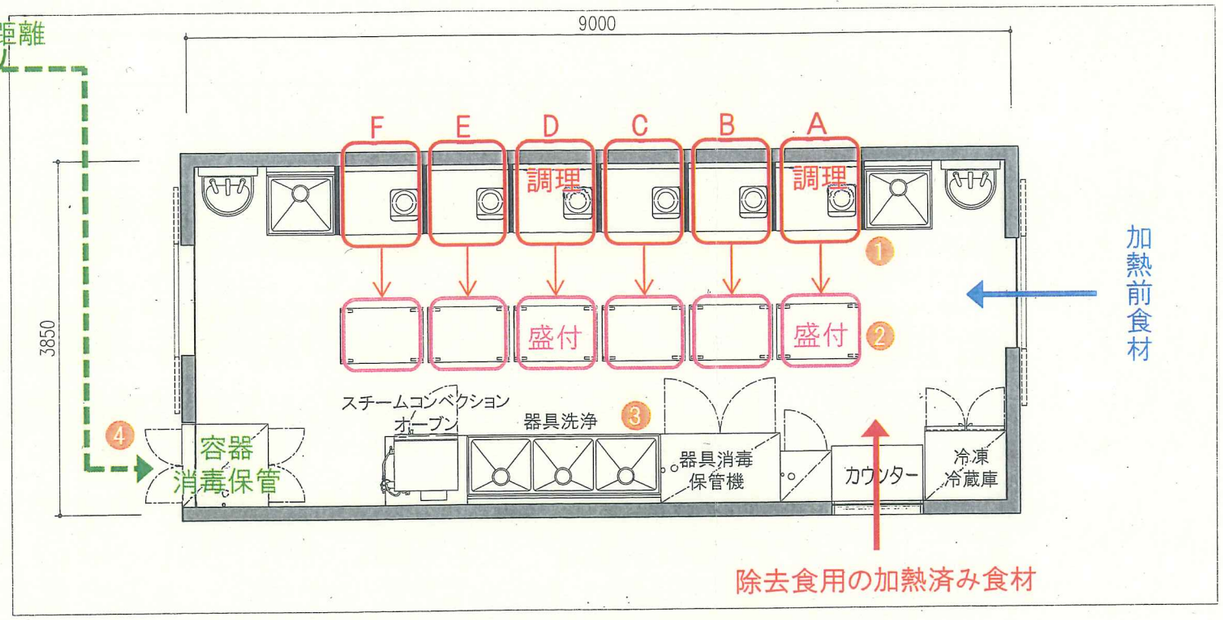
- 各学校から返却された容器の洗浄については、**洗浄室内にアレルギー食専用の洗浄ラインを設置**し、一般食用食器との交差を防止します。
- 洗浄後の容器は、**パススルー式消毒保管機**にてアレルギー対応調理室に返却します。



【専用洗浄ライン　イメージ】



【アレルギー食専用洗浄ライン（洗浄室内）】



【アレルギー食対応調理室】

洗浄工程（器具の洗浄）【③】

- アレルギー食対応調理室内で使用した調理器具は、**室内に設置した専用の三槽シンクと器具消毒保管機**で、洗浄・消毒を行います。
- 使用する器具類も献立毎に色分けすることにより、アレルゲンの交差を防止することが可能です。



【器具洗浄・消毒保管機　イメージ】

盛付スペース【②】

- 部屋の中央には、**6箇所の盛付スペースを配置**し、配食時におけるアレルゲンの混入を防止します。
- アレルギー対応食は、アレルギー食対応調理室内で専用の容器に配缶し、学校名・クラス・名前・献立名等の情報を貼り付け、配缶ミスやアレルゲンの混入を防止します。



【盛付イメージ】



【盛付台イメージ】



【専用容器】

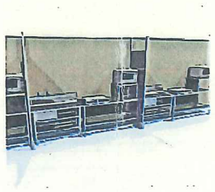
調理スペース【①】

- アレルギー対応食室内の調理スペースは、**多品目の調理に対応できるように6箇所のスペースに分離**し、代替え食・除去食に対応することが可能です。加熱調理機器は、IHコンロ（6台）とスチームコンベクションオーブン（1台）を設置しています。
- また、6箇所の**調理スペースはブースタイプ**にすることで、アレルゲンの混入防止を徹底します。



【シンク】

【IHコンロ】



【ブース　イメージ】

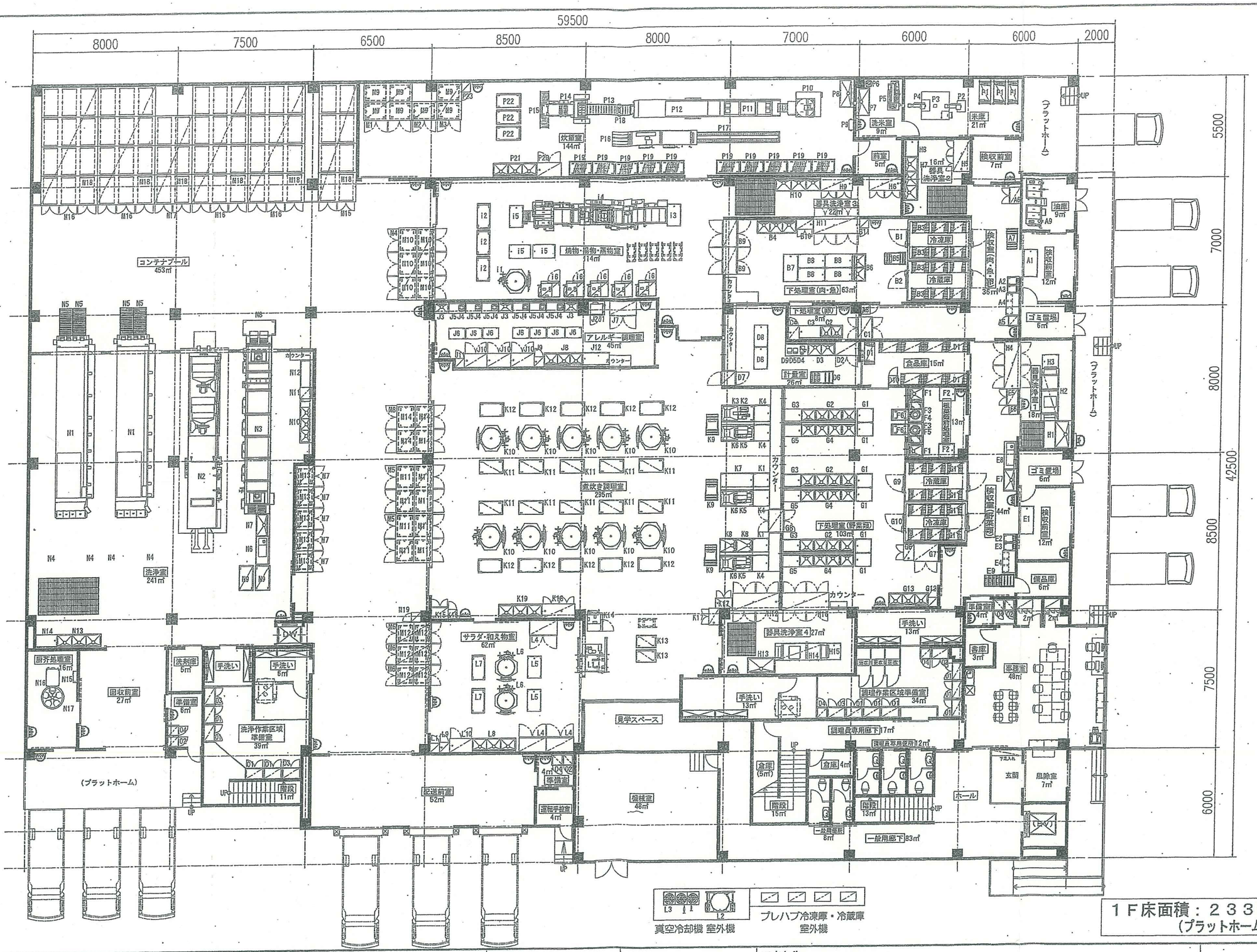


【スチームコンベクションオーブン】

試算経費比較表【１センター方式の建設費】

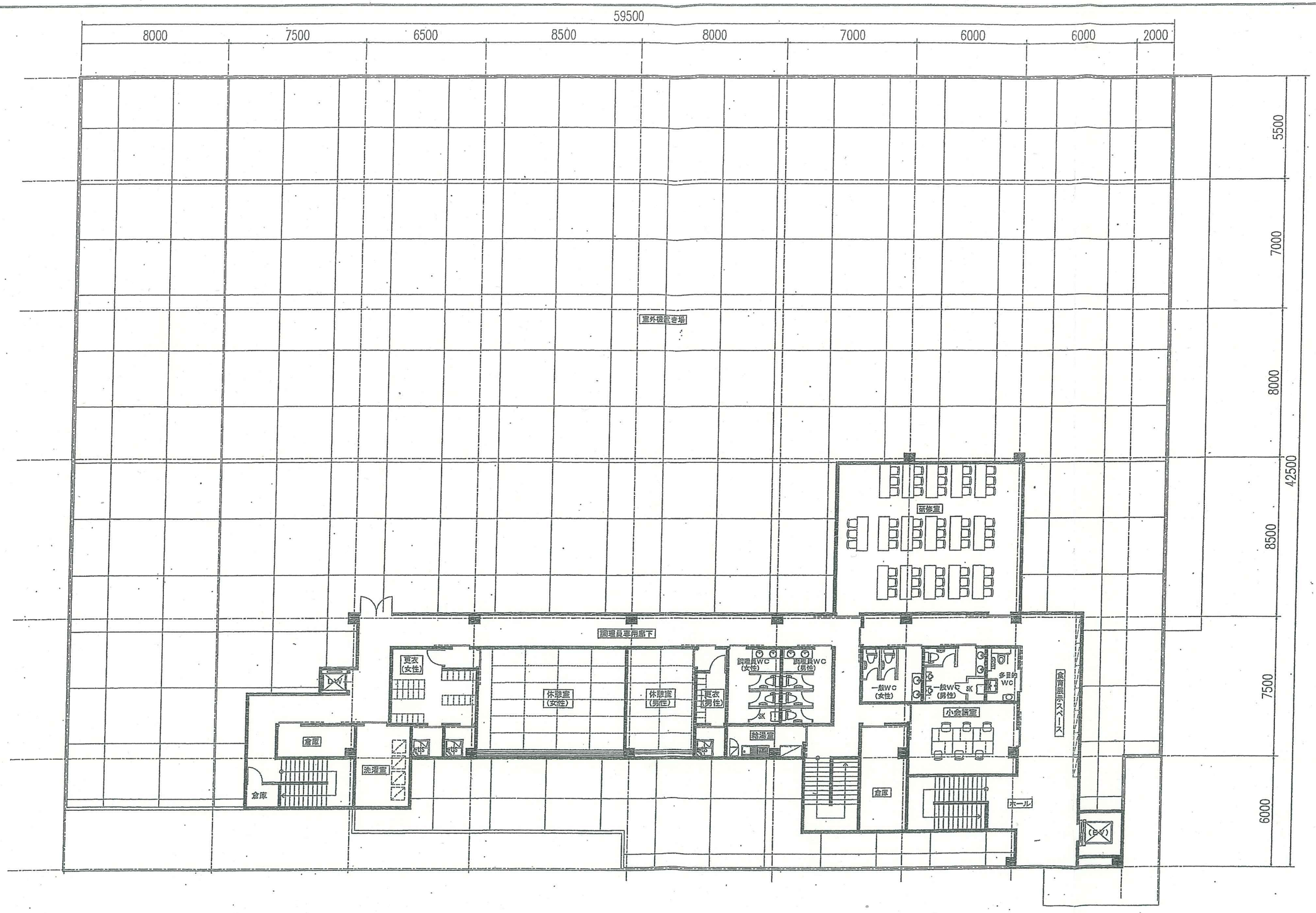
（単位；千円）

項目		事業費【パブコメ時点】(A)	事業費【現時点】(B)	増減 (B-A)	主な増減理由
合　　計（消費税を含む）		1,665,622	2,669,501	1,003,879	
内訳	建物・外構等整備費（センター建築主体工事、附帯設備工事、雇用能力開発支援センター駐車場整備工事等）	940,700	1,686,185	745,485	・震災復興や公共工事を取り巻く環境の変化により、建築資材・人件費が３割近く高騰しているため、給食センターの建築単価を３割引き上げた。（約４億３千万円） ・給食センターの延床面積を、パブコメ時点では他市の給食センターを参考に2,500㎡と見積もっていたが、その後、業者に図面を作成していただいて、約2,840㎡となり、増えた面積の工事費用を追加した。（約１億４千万円の増） ・用地を広く確保するため、雇用能力開発支援センターの消防ポンプと受変電設備の移設費用と、同センターにも給食センター用の駐車場を確保するための整備費用を追加した。（約３千万円の増）
	調理設備等購入費（回転釜、スチームコンベクションオーブン、洗浄機、食器、食缶等）	568,700	760,038	191,338	・パブコメ時点では、調理設備や備品購入費等を他市の給食センターを参考に積算していたが、その後、業者に図面を作成していただき、調理設備や備品の価格を見積もっていただいた結果、これらの費用が増加した。（約１億７千万円の増）
	配送車両購入費（９台+予備１台）		59,895	59,895	・パブコメ時点では、配送業者が車を購入し、その費用を配送委託料に上乗せする想定としていたが、市で車を購入すると合併特例債を充当することができ、実質的に安く用意できるため、市で購入するよう変更した。（約６千万円の増）
	設計・調査・監理費（建物の設計、地質調査等）	49,198	65,847	16,649	・建物面積の増加（2,500㎡⇒約2,840㎡）に連動して、基本・実施設計費や工事監理委託料が増加した。（約１千７百万円の増）
	事務室備品等購入費		2,598	2,598	・事務室の備品等の購入費を追加した。（約３百万円の増）
	用地費（大塚工業団地）	107,024	94,938	△ 12,086	・建設予定地（市土地開発公社所有）の売却価格が下がった。（約１千万円の減）



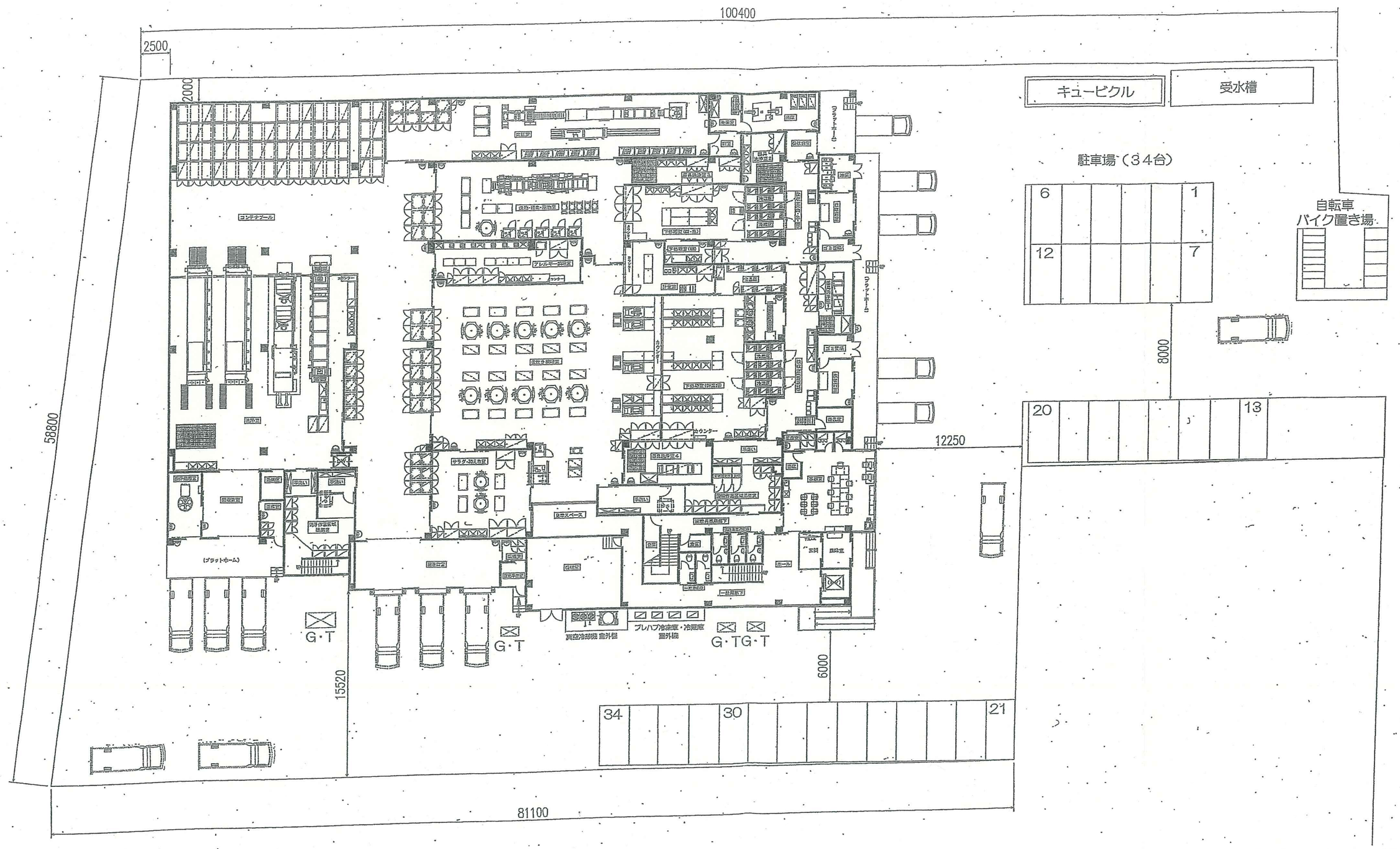
1F床面積：2330㎡
(プラットホーム除く)

				工事名称	山陽小野田市学校給食センター	
				図面名称	平面図（1階）	No. * / Quant. * / SCALE 1：200



2F床面積：506．87㎡

*			DATE 2014.01.09	工事名称 山陽小野田市学校給食センター				* ― *
			FILE WYG110505E01D	図面名称 平面図（2階）	No. *	Quant. *	SCALE 1：200	



敷地面積：約５４００㎡

				工事名称 山陽小野田市学校給食センター			
				図面名称 敷地配置図	No. ＊	Quant. ＊	SCALE 1：300



建設予定地と建物の配置図



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室		村田

No		-	37

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	2	芸術文化の振興	2	芸術文化活動の推進
	実施計画名		事務事業名			
	文化によるまちづくり推進事業		絵画展開催事業			

事業概要		
市内在住の画家(プロ、セミプロ等)の作品を集め、絵画展を開催することで、地元の画家に作品の発表の場を提供できるとともに市民にとっても芸術に触れる機会を創出することにより、芸術文化活動の推進および活性化を図る。	対象	市民他
	手段	絵画展の開催
	意図	地元の画家に作品の発表の場を提供することにより、文化振興を推進する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	出品点数			50	60	70
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	芸術文化を育む環境づくりのための市としての取組みの一つである。	概ね妥当である	19/23
	目的の妥当性	妥当である	当事業は芸術文化を育む環境づくりに寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	必要最小限の経費負担であり、適正である。	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市が主催する文化事業であり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度		平成27年度からの事業		
	類似事業の存在	存在しない		存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	24	文化振興費		
細目	1	文化振興費	細々目	1	文化振興費	交付税算入	無	公表		

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					消耗品費	152	消耗品費	152	消耗品費	152
						印刷製本費	135	印刷製本費	135	印刷製本費	135
						保険料	20	保険料	20	保険料	20
	歳出合計		0		0		307		307		307
財源内訳	国庫支出金	割合									
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源						307		307		307
	歳入合計		0		0		307		307		307

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

市民絵画展

1　目的

絵画展を開催することにより、画家の日頃の創作活動の成果発表の機会を提供するとともに、市民の文化意識の向上を図る。

2　事業の概要

（1）種　　目	日本画・洋画・版画
（2）展示期間	約２週間（時期は未定）
（3）展示会場	山陽小野田市文化会館　小ホール
（4）出品資格	市内在住又は市内事業所勤務の絵画を制作する活動をしているプロ、セミプロの方（自己申告で良い）
（5）作品展示	原則として申込者全員の作品を展示する
（6）そ の 他	額縁と下げる紐は準備してもらう 出品数に制限は設けないが、参加人数が多い場合は調整する

3　費用

		金額（税込）
消耗品	絵画を飾るためのフック 1,500×50 個=75,000 円	108,000 円
立て看板		22,000 円
横断幕		22,000 円
ポスター		59,000 円
チラシ		76,000 円
保険料	50 作品	20,000 円
計		307,000 円

4　その他

- 当初は絵画のみで実施し、軌道に乗れば彫刻、工芸、写真など分野を増やすことを検討する。
- 出品料については未定

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	文化会館	岩壁

No		-	38

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	2 芸術文化の振興	1 芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名	事務事業名	
	芸術文化の鑑賞機会の充実事業1	芸術文化を育む事業(⑦歌ごえコンサート)	

事業概要		
市民に気軽に文化に触れていただき文化に親しんでいただくことを目的とした「市民参加型コンサート」を実施。ゲストにプロの歌手を招き、会場一体となって歌い楽しいひとときを過ごす。 開催日　平成27年10月25日(日)　予定 ゲスト　ボニージャックス	対象	市民他
	手段	プロのアーティストを迎え、参加できるコンサートを実施する。
	意図	市民の文化意識向上を図る。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	公演回数			1回	1回	1回
2	満足度(アンケートによる)			80%	80%	80%
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	芸術文化を育む環境づくりのための市としての取組みの一つである。	概ね妥当である	21/23
	目的の妥当性	妥当である	当事業は芸術文化を育む環境づくりに寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	入場料収入があり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	24	文化振興費		
細目	1	文化振興費	細々目	1	文化振興費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					需用費	80	需用費	80	需用費	80
						役務費	195	役務費	195	役務費	195
						委託料	1,515	委託料	1,515	委託料	1,515
						使用料及び賃借料	20	使用料及び賃借料	20	使用料及び賃借料	20
	歳出合計		0		0		1,810		1,810		1,810
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他	入場料					800		800		800
	一般財源						1,010		1,010		1,010
	歳入合計		0		0		1,810		1,810		1,810

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 入場料は2,000円を予定

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	文化会館	岩壁

No		-	39

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	2	芸術文化の振興	1	芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名		事務事業名			
	芸術文化の鑑賞機会の充実事業1		展覧会事業			

事業概要		対象	市民他
	美術分野における鑑賞機会の充実を図るため、役者・演出家・画家と幅広く活躍された米倉斉加年氏の絵画展を開催する。 開催期間　平成27年9月19日(土)～9月30日(水)　12日間 会場　　文化会館小ホール	手段	米倉斉加年氏の絵画作品の展示
		意図	芸術文化に親しむ環境をつくる

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	展示日数			12日間		
2	満足度(アンケートによる)			80%		
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	芸術文化を育む環境づくりのための市としての取組みの一つである。	概ね妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	当事業は芸術文化を育む環境づくりに寄与するものであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	入場料収入があり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	24 文化振興費	
予算費目 細目	1 文化振興費	細々目	1 文化振興費	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

				H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					委託料 1,000		
	歳出合計			0	0	1,000	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合						
	県支出金							
	地方債							
	その他		入場料			300		
	一般財源					700		
	歳入合計			0	0	1,000	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 入場料は500円を予定

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	文化会館	西田

No		-	40

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	2 芸術文化の振興	1 芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名	事務事業名	
	芸術文化の鑑賞機会の充実事業2	サンタクロース派遣事業	

事業概要		
フィンランドから本場のサンタクロースが山口県を訪れている状況下において、市内の子どもたちに本場のサンタクロースに接してもらい、交流し異国文化を感じる環境をつくる。 訪問日　平成27年12月(未定)	対象	市内の子どもたち
	手段	市内保育園・幼稚園や養護施設などを訪問する。
	意図	本場のサンタクロースに接することで異国文化を感じさせる。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	訪問日数			1日	1日	1日
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である		概ね妥当である	19/23
	目的の妥当性	妥当である		概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市内の子どもたちであり、妥当である。	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	応分な負担であり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		概ね貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	24	文化振興費		
細目	1	文化振興費	細々目	1	文化振興費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					委託料	200	委託料	200	委託料	200
	歳出合計		0		0		200		200		200
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源						200		200		200
	歳入合計		0		0		200		200		200

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号（事務事業調書）

事務事業調書

課（局・室・所）・係・担当者	成長戦略室		村田

No		-	41-1

施策体系	大項目（政策）	中項目（施策）	小項目（基本事業）
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	2 芸術文化の振興	1 芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名	事務事業名	
	きららガラス未来館整備事業	きららガラス未来館維持整備事業（溶解炉）	

事業概要		
当館は、開館後10年が経過し、施設等に修繕が必要になっている。特にガラス作品を製作するための設備である溶解炉、グローリーホール、徐冷炉はガラス工房の心臓部といえるものであるが、すでに耐用年数（概ね5～7年程度）も過ぎ、更新が必要となっている。 このため、今後5年程度をかけて、ガラス溶解炉等の修繕を負荷の多い箇所から計画的に修繕する。	対象	きららガラス未来館
	手段	計画的な修繕
	意図	施設の維持管理

※上段：目標　中段：実績　下段：達成率

	活動指標、または成果指標	H25（実績）	H26	H27	H28	H29
1	修繕箇所	1件		1件	1件	1件
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である	施設の維持、美化につながり、妥当である。		
	対象（受益者）の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である	施設の維持管理に必要な費用であり、適正である。		
	実施主体の適正化	適正である	公共施設は市が維持管理すべきであり、適正である。		
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	芸術文化を育む環境づくりに貢献している。		

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	27	きららガラス未来館費		
細目	1	きららガラス未来館管理運営費	細々目	1	きららガラス未来館管理運営費	交付税算入	無	公債		

(単位:千円)

			H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		修繕料	684			修繕料	2,183	修繕料	1,967	修繕料	1,967
	歳出合計			684		0		2,183		1,967		1,967
財源内訳	国庫支出金	割合										
	県支出金											
	地方債											
	その他(電源立地振興基金)							2,183				
	一般財源			684						1,967		1,967
	歳入合計			684		0		2,183		1,967		1,967

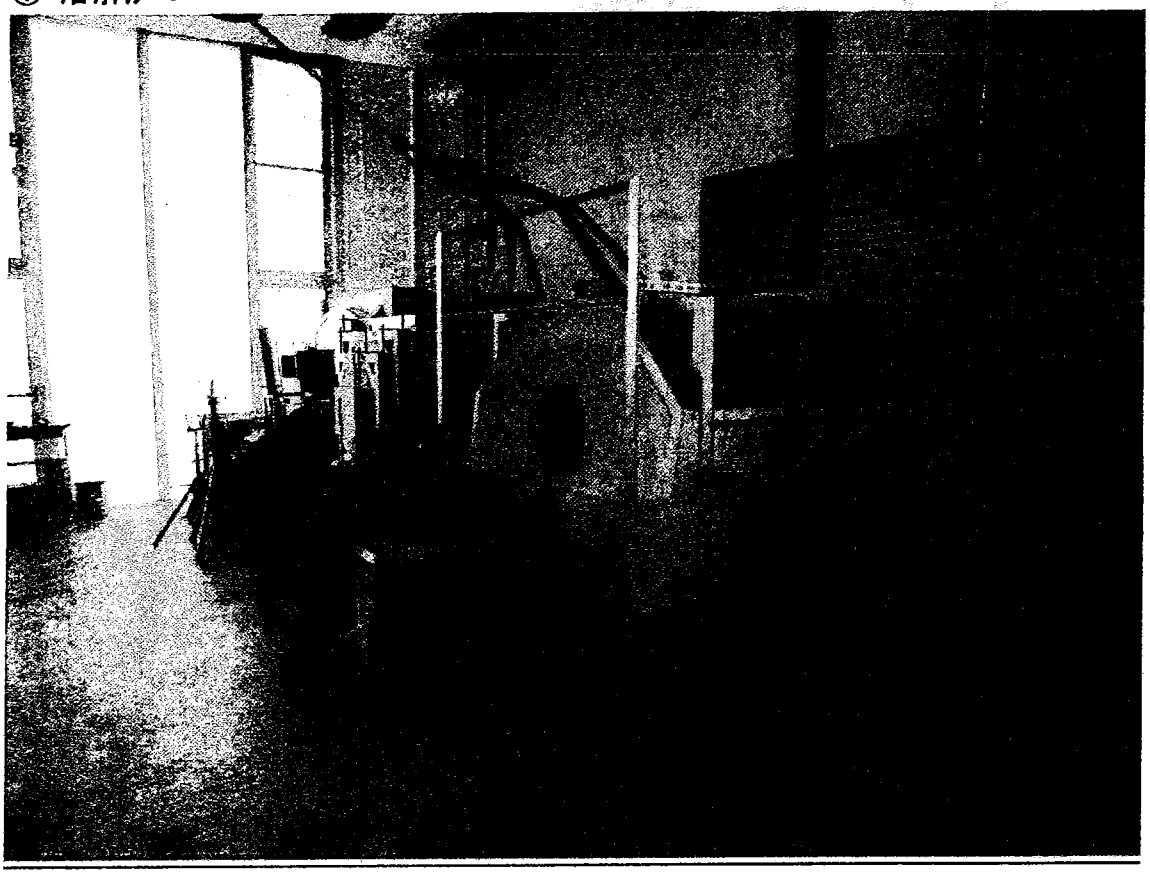
国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

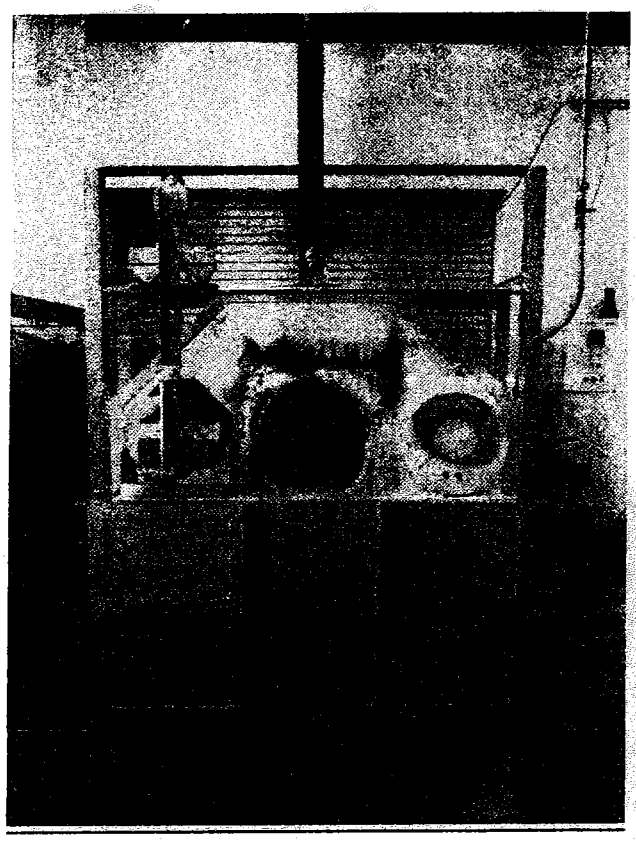
特記事項	(市民への説明責任などの状況)

きららガラス未来館　溶解炉等設備

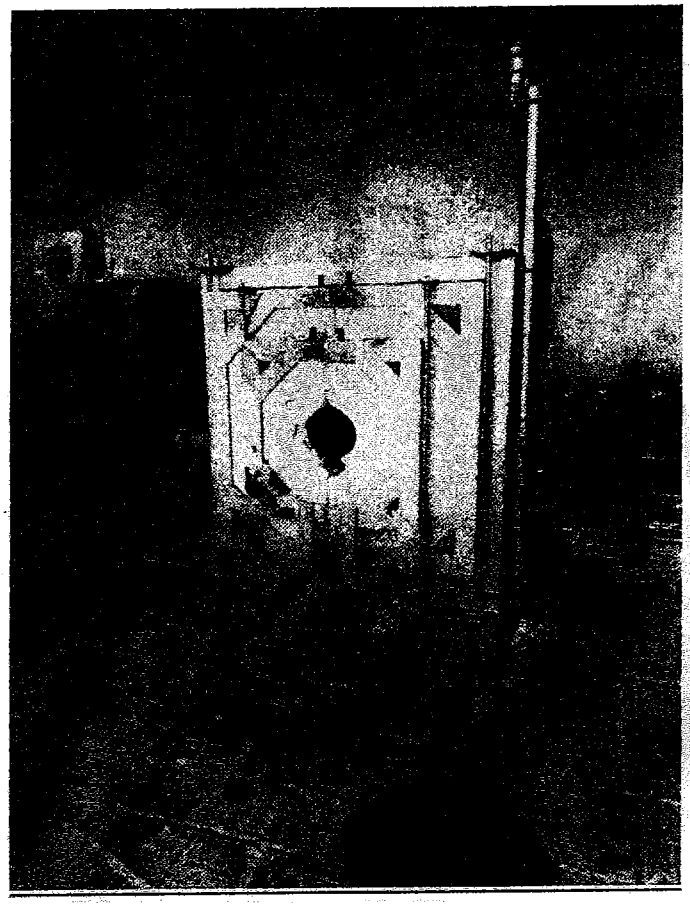
① 溶解炉１



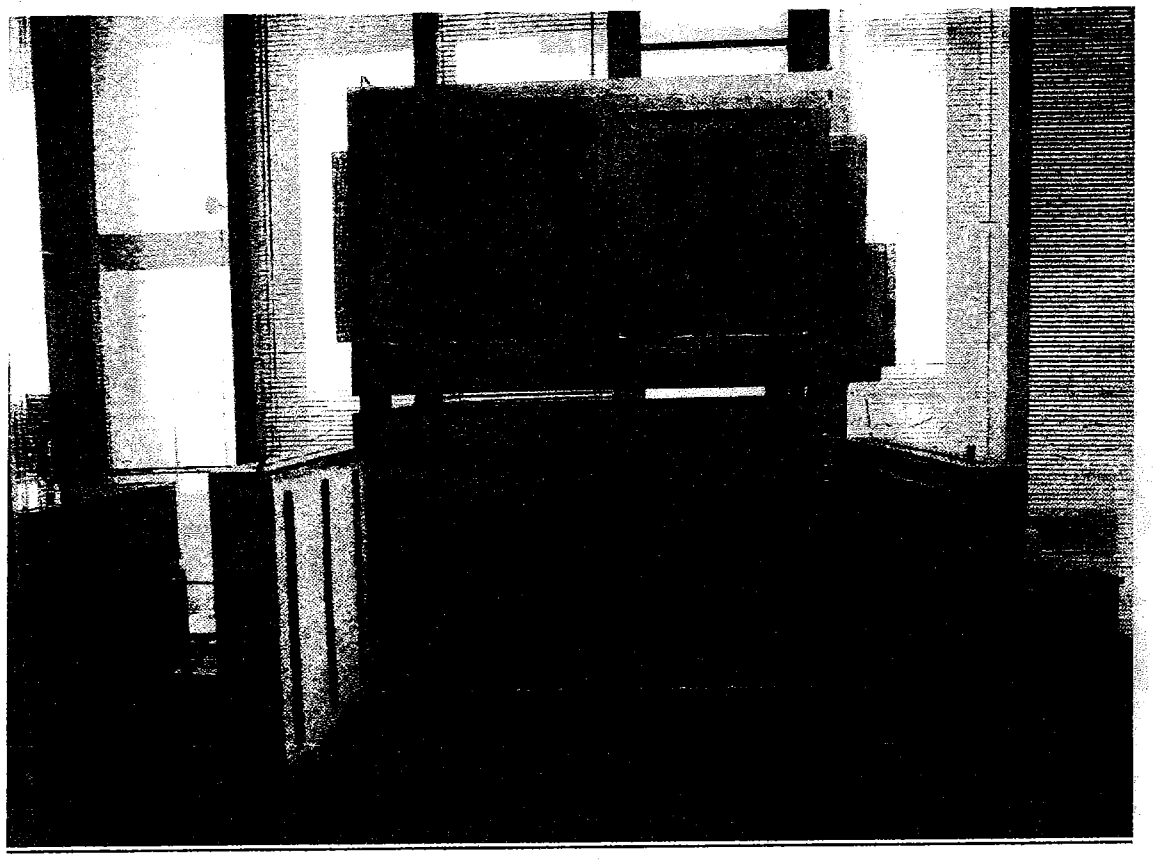
② 溶解炉２



③ グローリーホール



④ 徐冷炉



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室		村田

No.		-	41-2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	2	芸術文化の振興	1	芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名		事務事業名			
	きららガラス未来館整備事業		きららガラス未来館維持整備事業(外壁)			

事業概要		
当館は、開館後10年が経過し、施設等に修繕が必要になっている。当館は海に隣接する位置にあり、外壁の劣化が著しく、ひび割れが発生してきており放置できない状態になっていることから、計画的に修繕する。	対象	きららガラス未来館
	手段	計画的な修繕
	意図	施設の維持管理

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	修繕箇所	1件		1件	1件	1件
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である	施設の維持、美化につながり、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である	施設の維持管理に必要な費用であり、適正である。		
	実施主体の適正化	適正である	公共施設は市が維持管理すべきであり、適正である。		
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	芸術文化を育む環境づくりに貢献している。		

様式第3号(事務事業調書)

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目											
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	27	きららガラス未来館費			
細目	1	きららガラス未来館管理運営費	細々目	1	きららガラス未来館管理運営費	交付税算入	無		公表		

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		修繕料 966		修繕料 1,836	修繕料 1,080	修繕料 1,080
	歳出合計		966	0	1,836	1,080	1,080
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他(電源立地振興基金)				407		
	一般財源		966		1,429	1,080	1,080
	歳入合計		966	0	1,836	1,080	1,080

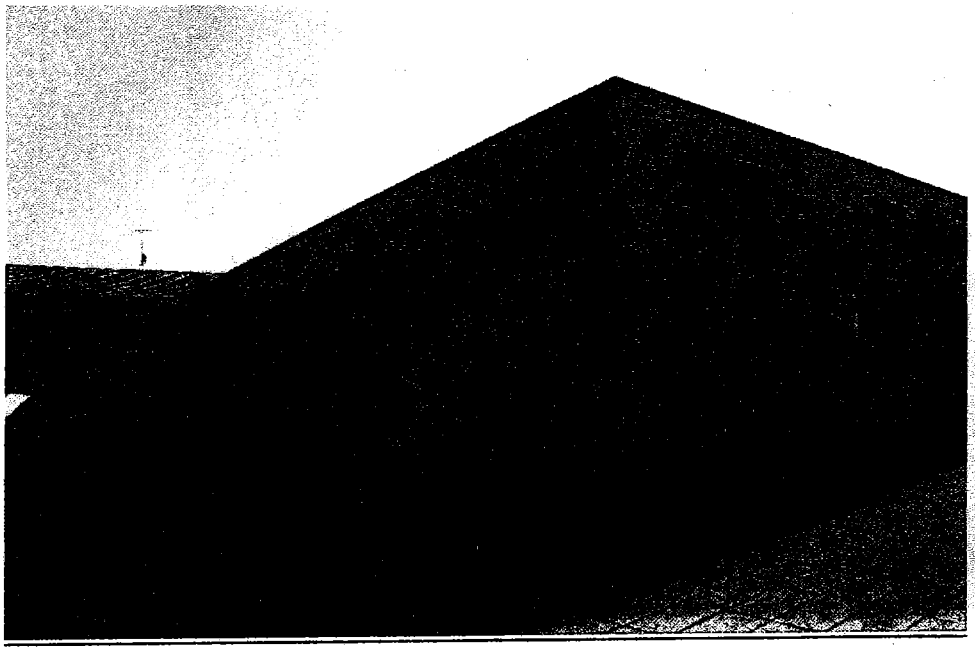
国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

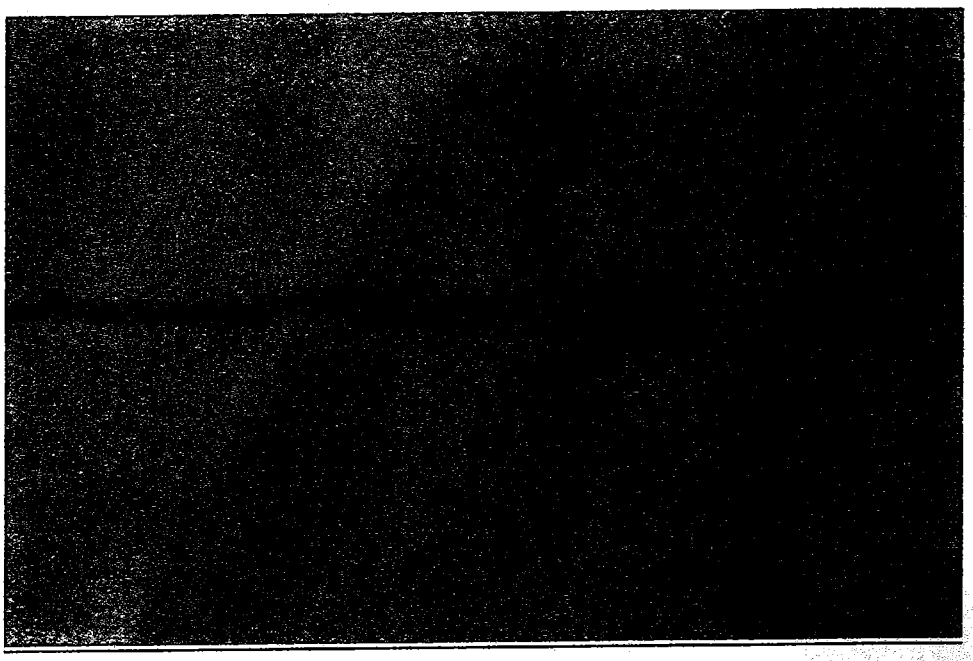
特記事項	(市民への説明責任などの状況)

きららガラス未来館の外壁塗装

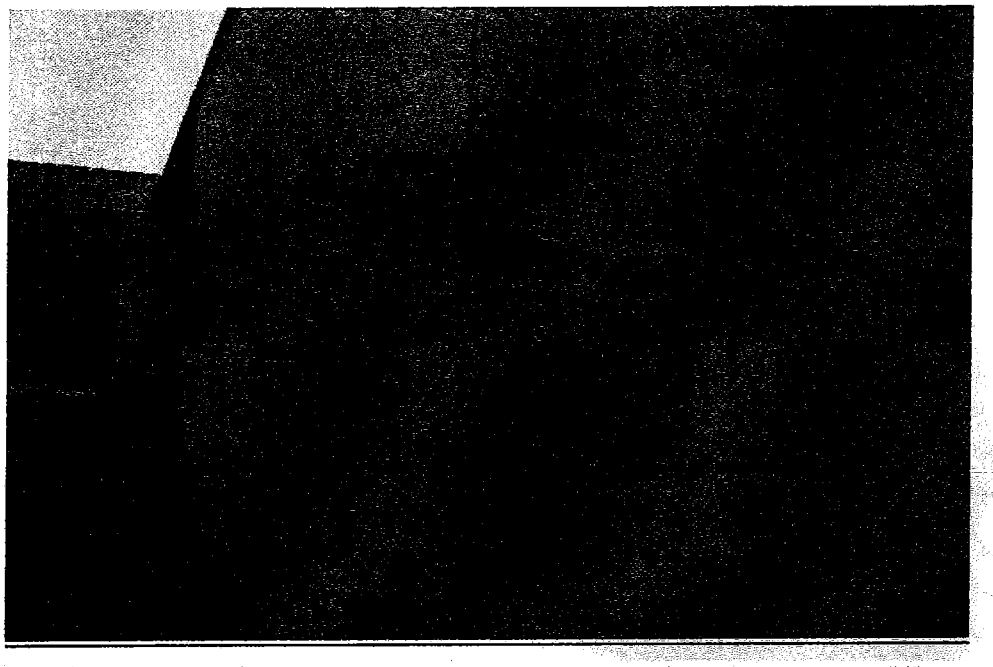
① 外観全体



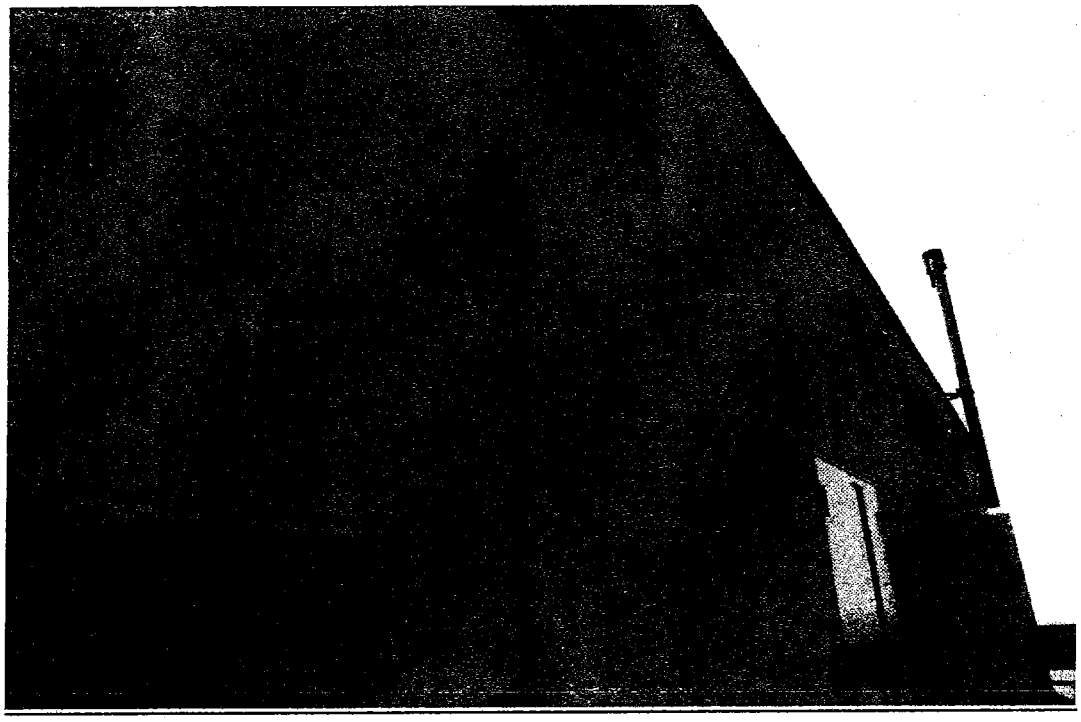
② 東面（正面）



③ 東面（正面）２



④ 南面



様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室		村田

No		-	42

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	3	スポーツ・レクリエーションの振興	3	スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名		事務事業名			
	スポーツによるまちづくり推進事業		レノファ山口とのパートナーシップ事業			

事業概要		
平成26年5月、JFLに参戦しているレノファ山口から、ホームタウンの依頼とまちづくりに対する協力の申し出があり、9月16日、Jリーグよりホームタウンに承認された。今後、レノファ山口とパートナーシップを組んでスポーツによるまちづくり等を推進する。	対象	市民
	手段	市民(保育園、社会福祉施設、学校他)を対象にしたスポーツ交流事業
	意図	スポーツによるまちづくりの推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	交流事業の実施回数		7回	12回	12回	12回
2	行事に参加した人数		250人	600人	600人	600人
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	まちづくりは市が実施する事業であり、妥当である。	妥当である	21/23
	目的の妥当性	妥当である	スポーツ交流を促進することにより、まちづくりの推進に寄与する。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	多くの市民に参加してもらう必要がある。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	必要最低限の経費負担であり、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である		概ね適正である	
有効性	目標達成度		平成26年度からの事業		
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		概ね貢献している	

事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	28	スポーツ振興費	
	細目	1	スポーツ振興費	細々目	1	スポーツ振興費	交付税算入		無	公費	

(単位:千円)

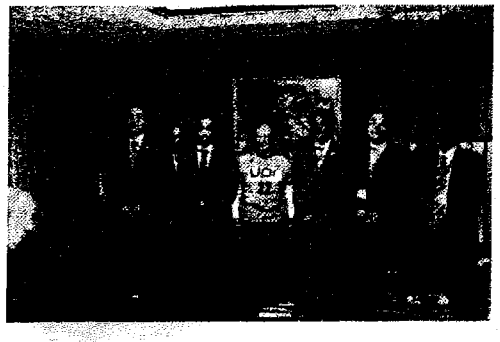
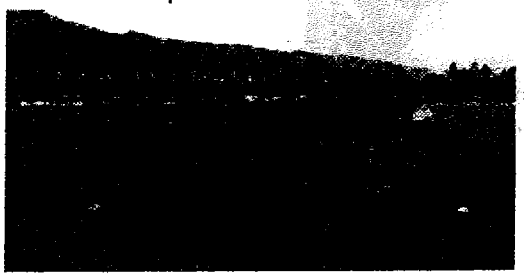
		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					委託料	360	委託料	360	委託料	360
	歳出合計		0		0		360		360		360
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源						360		360		360
	歳入合計		0		0		360		360		360

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

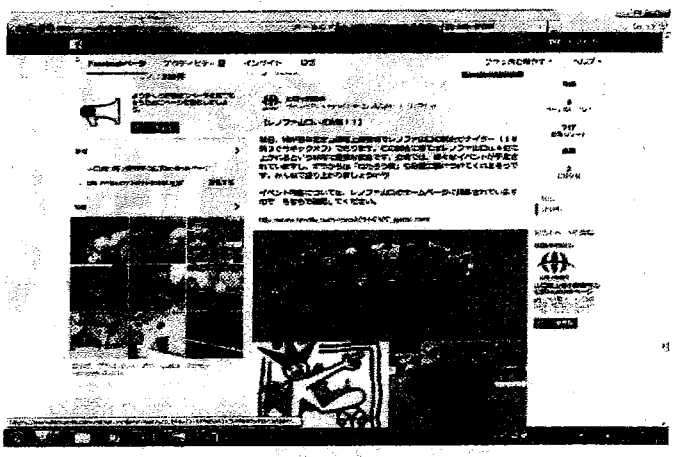
レノファ山口との取組みについて

5月	１２日	レノファ山口の河村社長、上野監督、平林キャプテン、スタッフが市長を表敬訪問（ホームタウン承諾） 
6月	７日	レノファ山口ホーム試合でのイベント ・市長挨拶、山陽小野田市エスコートキッズ、ねたろう君による山陽オートのボールペンプレゼント 
	１１日	サビエル高校女子サッカー部に寺田選手が訪問 サッカー指導等の交流 
	２６日	真珠保育園に寺田選手、内山コーチが訪問 園児たちとボールを使っての交流 

7月	23日	知的障害者授産施設 まつば園、心身障害者福祉作業所 のぞみ園を訪問 （上野監督、岩淵選手、ジャン選手、小塚選手） 園生と一緒に清掃作業、軽運動を実施  
9月	１６日	Ｊリーグよりホームタウン承認（下関市、山陽小野田市）
	１８日	レノファ山口を応援する議員連盟発足（全議員２１人で構成） 
	２４日	焼野保育園に寺田選手、安岡コーチが訪問 園児たちと遊戯室でボール等を使った運動 

10月	２０日	貞源寺第二保育園に吉弘選手と三橋選手、安岡コーチが訪問 園児たちとボール等を使った交流 
	２６日	児童養護施設 陽光園の園生９人を試合観戦に招待、選手との交流 市長が試合観戦 
	27日	J３昇格とシーズン成績報告のため、河村社長、上野監督、島屋選手が市長を表敬訪問 
		山口地方法務局、山口県、人権擁護委員会連合会による人権教室開催 

【サポーター会員募集、広報活動等】

5月から	市フェイスブックに試合や練習等の情報を掲載 
5月から	市内の各公共施設にポスターやサポーター会員募集案内を設置  中央図書館にレノファ山口応援コーナーを常設 

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	スポーツ振興	川崎信宏

No		-	43-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	3	スポーツ・レクリエーションの振興	3	スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名		事務事業名			
	ふれあいスポーツ推進事業		ふれあいスポーツ推進事業(高校サッカーフェスティバル)			

事業概要		
小野田工業高校が全国大会出場を記念して昭和57年3月に第1回大会を開催した。第1回から第9回は小野田工業高校の主催により開催。平成2年、小野田市制50周年記念事業として第10回大会を体育協会主催、市共催で開催し、以降毎年開催している。現在市の基本計画「スポーツによるまちづくりの推進」、及び戦略プロジェクト「スポーツまちづくりプロジェクト」で重要な事業として位置づけており、平成27年度で35回を迎える歴史ある大会である。	対象	高校サッカー部
	手段	市内11会場(民間施設を含む)で4日間交流試合を開催する
	意図	参加校の交流により、スポーツによるまちづくりの推進を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	参加校数	50校	55校	55校	55校	55校
		55校				
		110.0%				
2	参加者数	1,000人	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人
		1,875人				
		187.5%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である			
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である			
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	28	スポーツ振興費		
細目	1	スポーツ振興費	細々目	1	スポーツ振興費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		需用費	999	需用費	1,029	需用費	1,029	需用費	1,029	需用費	1,029
			負担金補助及び交付金	829	負担金補助及び交付金	1,183	負担金補助及び交付金	1,183	負担金補助及び交付金	1,183	負担金補助及び交付金	1,183
	歳出合計			1,828		2,212		2,212		2,212		2,212
財源内訳	国庫支出金	割合										
	県支出金											
	地方債											
	その他											
	一般財源			1,828		2,212		2,212		2,212		2,212
	歳入合計			1,828		2,212		2,212		2,212		2,212

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 平成25年度は、55校、1,875人の参加

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	成長戦略室	スポーツ振興

No		-	43-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	3 スポーツ・レクリエーションの振興	3 スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
		ふれあいスポーツ推進事業(高校サッカーフェスティバル開催事業)	

事業概要

小野田工業高校が全国大会出場を記念して昭和57年3月に第1回大会を開催した。第1回から第9回は小野田工業高校の主催により開催。平成2年、小野田市制50周年記念事業として第10回大会を体育協会主催、市共催で開催し、以降毎年開催している。現在市の基本計画「スポーツによるまちづくりの推進」、及び戦略プロジェクト「スポーツまちづくりプロジェクト」で重要な事業として位置づけており、平成25年度で33回を迎える歴史ある大会である。

対象	高校サッカー部
手段	市内11会場(民間施設を含む)で4日間交流試合を開催する
意図	参加校の交流により、スポーツによるまちづくりの推進を図る

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	1,062,700	999,022
	負担金補助及び交付金	1,150,000	828,104
合計		2,212,700	1,827,126

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		2,212,700	1,827,126
合計			2,212,700	1,827,126

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.65	2,402,830

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	参加校数	50校	50校	50校		55校
		48校	46校	55校		
		96.00%	92.00%	110.00%		
2	参加者数	1000人	10000人	1000人		1900人
		1675人	1636人	1875人		
		167.50%	163.60%	187.50%	かなり良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	
	目的の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	この大会をさらにまちづくりに繋げる工夫が必要である。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	スポーツ振興	川崎信宏

No		-	43-2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	3	スポーツ・レクリエーションの振興	3	スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名		事務事業名			
	ふれあいスポーツ推進事業		ふれあいスポーツ推進事業(少年サッカーフェスティバル)			

事業概要		
平成23年度開催の山口国体の翌年度から始まった県補助事業を活用して、県立おのだサッカー交流公園にて小学生を対象としたサッカーフェスティバルを開催し、サッカーを通して幅広い交流を図る。	対象	市内チーム及び県内外チーム(小学生)
	手段	市内6チームと18チームを県内外から招いて2日間の交流戦を行う
	意図	参加チームの交流により、スポーツによるまちづくりの推進を図る

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	参加チーム数	24チーム	24チーム	24チーム	24チーム	24チーム
		24チーム				
		100.0%				
2	参加者数	480人	480人	480人	480人	480人
		447人				
		93.1%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である		妥当である	21/26
	目的の妥当性	妥当である		概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	概ね適正である		概ね適正である	
	負担割合の適正化	適正である		概ね適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している		概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	28	スポーツ振興費		
細目	1	スポーツ振興費	細々目	1	スポーツ振興費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	報償費	0	報償費	0	報償費	50	報償費	50	報償費	50
		需用費	278	需用費	437	需用費	437	需用費	437	需用費	437
		役務費	20	役務費	10	役務費	10	役務費	10	役務費	10
		委託料	239	委託料	461	委託料	461	委託料	461	委託料	461
		使用料及び賃借料	58	使用料及び賃借料	60	使用料及び賃借料	60	使用料及び賃借料	60	使用料及び賃借料	60
	歳出合計		595		968		1,018		1,018		1,018
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金	1/2	237		424						
	地方債										
	その他	参加費	120		120		120		120		120
	一般財源		238		424		898		898		898
	歳入合計		595		968		1,018		1,018		1,018

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

我がまちスポーツ推進事業補助金、山口県総合企画部 スポーツ・文化局 スポーツ推進課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

我がまちスポーツ推進事業補助金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	成長戦略室	スポーツ振興	No		-	43-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	3 スポーツ・レクリエーションの振興	3 スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
		ふれあいスポーツ推進事業(少年サッカーフェスティバル)	

事業概要		
平成23年度開催の山口国体の翌年度から始まった県補助事業を活用して、県立おのだサッカー交流公園にて小学生を対象としたサッカーフェスティバルを開催し、サッカーを通して幅広い交流を図る。	対象	市内チーム及び県内外チーム(小学生)
	手段	市内6チームと18チームを県内外から招いて2日間の交流戦を行う
	意図	参加チームの交流により、スポーツによるまちづくりの推進を図る

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	需用費	424,000	277,815
	役務費	10,000	20,000
	委託料	448,000	239,400
	使用料及び賃借料	60,000	57,560
合計		942,000	594,775

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	1/2	411,000	237,000
	地方債			
	その他	参加費	120,000	120,000
	一般財源		411,000	237,775
合計			942,000	594,775

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.3	1,269,610

交付税算入	無

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	参加チーム数		24チーム	24チーム		24チーム
			23チーム	24チーム		
			95.83%	100.00%		
2	参加者数		480人	480人		480人
			461人	447人		
			96.04%	93.13%	普通	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	
	目的の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	概ね適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	競技団体を主催(市は共催)として実施し、この大会をさらにまちづくりに繋げる工夫が必要である。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	スポーツ振興	川﨑信宏

No		-	43-3

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	3	スポーツ・レクリエーションの振興	3	スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名		事務事業名			
	ふれあいスポーツ推進事業		ふれあいスポーツ推進事業(市民ふれあいスポーツ大会)			

事業概要		
合併前から山陽地区体育振興協議会を中心として、毎年10月に青年の家を主会場にソフトボール、ソフトバレーボール、トリムバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンクの5競技を開催していた大会を全市的な大会と位置づけ、市民ふれあいスポーツ大会実行委員会へ委託して開催する。 チーム編成は、校区または自治会単位。	対象	市民
	手段	ソフトボール、ソフトバレーボール、トリムバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンクの5競技を開催
	意図	参加者の交流により、スポーツによるまちづくりの推進

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	競技数	5競技	5競技	5競技	5競技	5競技
		5競技				
		100.0%				
2	参加者数	300人	350人	350人	350人	350人
		328人				
		109.3%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である			
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	28	スポーツ振興費		
細目	1	スポーツ振興費	細々目	1	スポーツ振興費	交付税算入	無		公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	報酬	40	報酬	144	報酬	150	報酬	150	報酬	150
		需用費	0	需用費	5	需用費	5	需用費	5	需用費	5
		役務費	10	役務費	13	役務費	13	役務費	13	役務費	13
		委託料	128	委託料	167	委託料	167	委託料	167	委託料	167
	歳出合計		178		329		335		335		335
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		178		329		335		335		335
	歳入合計		178		329		335		335		335

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	成長戦略室	スポーツ振興	No		-	43-3

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	3 スポーツ・レクリエーションの振興	3 スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
		ふれあいスポーツ推進事業(市民ふれあいスポーツ大会)	

事業概要		
合併前から山陽地区体育振興協議会を中心として、毎年10月に青年の家を主会場にソフトボール、ソフトバレーボール、トリムバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンクの5競技を開催していた大会を全市的な大会と位置づけ、市民ふれあいスポーツ大会実行委員会へ委託して開催する。 チーム編成は、校区または自治会単位。	対象	市民
	手段	ソフトボール、ソフトバレーボール、トリムバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンクの5競技を開催
	意図	スポーツによるまちづくりの推進

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報酬	72,000	40,000
	需用費	5,000	0
	役務費	12,000	9,417
	委託料	162,000	128,274
合計		251,000	177,691

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		251,000	177,691
合計			251,000	177,691

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.25	779,615

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	競技数	5競技	5競技	5競技		5競技
		5競技	5競技	5競技		
		100.00%	100.00%	100.00%		
2	参加者数	300人	300人	300人		350人
		237人	338人	328人		
		79.00%	112.67%	109.33%	普通	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	
	目的の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	参加者を全市に拡大するための検討が必要である。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	スポーツ振興	川崎信宏

No		-	43-4

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	3 スポーツ・レクリエーションの振興	3 スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
	ふれあいスポーツ推進事業	ふれあいスポーツ推進事業(市民マラソン大会)	

事業概要		
合併前から山陽地区体育振興協議会を中心として、毎年1月に厚陽地区で実施されていた大会を全市的な大会として位置づけ、市民マラソン大会実行委員会へ委託して開催している。	対象	市民他
	手段	マラソン大会を1．5km親子ペア、3km、5km、10kmの種目に分けて開催
	意図	参加者の交流により、スポーツによるまちづくりの推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	種目数	4種目	4種目	4種目	4種目	4種目
		4種目				
		100.0%				
2	参加者数	500人	500人	500人	500人	500人
		488人				
		97.6%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である			
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	適正である			
有効性	目標達成度	概ね達成している			
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続～	経常
予算費目 款	2 総務課	項	1 総務管理費	目	28 スポーツ振興費	
予算費目 細目	1 スポーツ振興課	細々目	1 スポーツ振興課	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳		報酬	40	報酬	144	報酬	150	報酬	150	報酬	150
		需用費	26	需用費	62	需用費	62	需用費	62	需用費	62
		役務費	48	役務費	72	役務費	72	役務費	72	役務費	72
		委託料	110	委託料	114	委託料	114	委託料	114	委託料	114
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)										
	歳出合計		224		392		398		398		398
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		224		392		398		398		398
	歳入合計		224		392		398		398		398

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	成長戦略室	スポーツ振興

No		-	43-4

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	3 スポーツ・レクリエーションの振興	3 スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
		ふれあいスポーツ推進事業(市民マラソン大会)	

事業概要		
合併前から山陽地区体育振興協議会を中心として、毎年1月に厚陽地区で実施されていた大会を全市的な大会として位置づけ、市民マラソン大会実行委員会へ委託して開催している。	対象	市民他
	手段	マラソン大会を1.5km親子ペア、3km、5km、10kmの種目に分けて開催
	意図	スポーツによるまちづくりの推進

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報酬	72,000	40,000
	需用費	60,000	25,871
	役務費	70,000	47,463
	委託料	110,000	110,000
合計		312,000	223,334

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		312,000	223,334
合計			312,000	223,334

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.3	852,020

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	種目数	4種目	4種目	4種目		4種目
		4種目	4種目	4種目		
		100.00%	100.00%	100.00%		
2	参加者数	500人	500人	500人		500人
		492人	558人	488人		
		98.40%	111.60%	97.60%	普通	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	
	目的の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	種目によっては参加者が増加しているため、種目またはコースの見直しの検討が必要である。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	総務課		幡生隆太郎

No		-	44

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	5	市民が主役の地域づくり	3	市民と行政との協働のまちづくり	1	市民参加の機会づくり
	実施計画名		事務事業名			
	市誕生10周年記念事業		市誕生10周年記念事業「出張！なんでも鑑定団 in 山陽小野田」			

事業概要		
○平成27年11月1日(日)に文化会館で、開運なんでも鑑定団(テレビ東京系のバラエティ番組)のコーナーである「出張！なんでも鑑定団 in 山陽小野田」の公開収録を行う。	対象	市民他
	手段	文化会館大ホールで公開収録を行う。「お宝」を募集して鑑定を行い、その様子を公開する。広く観覧者を募集する。放送の中で、市のPRを行う。
	意図	市民の一体感の醸成・躍動感あふれるまちづくり・知名度アップを図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	入場者数			満席		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市誕生10周年を記念し、市主催事業として市が実施する事業である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	市をPRする絶好の機会であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	全国に山陽小野田市を発信でき、費用対効果は大きい。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市は消耗品費や広告料のみを負担する。全国放送としては安価な負担である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費	
予算費目 細目	1 市誕生10周年記念事業関連経費	細々目	1 市誕生10周年記念事業関連経費	交付税算入	無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			需用費 243 役務費 562 委託料 27		
	歳出合計	0	0	832	0	0
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他(10周年)			832		
	一般財源					
	歳入合計	0	0	832	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)



出張！なんでも鑑定団 in 周南

あなたのとっておきの「お宝」を鑑定してもらいませんか。時代、ジャンルは問いません。これはという「お宝」を是非ご応募ください。

あなたのお宝大募集

美術品から、お菓子のオマケやおもちゃまで
「なんでも」ご応募ください。

応募方法 右面の申込書に必要事項をご記入の上、鑑定品の写真を添付し、下記の受付まで郵送または持参してください。

※お一人様何点でもご応募できます。
（申込書は鑑定依頼品1点につき1枚必要です。）
※収録予定の平成25年9月1日(日)に出場可能な方に限ります。
※古物売買免許のある方は、ご遠慮いただきます。
※ご応募いただいた申込書類・写真は返却いたしませんので、ご了承ください。

添付写真 ①全体像がわかる写真
②主要な部分（絵柄や文字等）のアップ写真
③銘や落款などの写真
上記3点以上の写真を添付してください。

応募締切 平成25年6月25日(火)必着

選考方法 テレビ東京の番組担当スタッフが応募書類を詳細に検討して選考いたします。
※選考の途中経過に関しましては一切お答えできません。

発　表 採用の可能性がある方にはテレビ東京の番組スタッフから直接連絡があります。
（連絡がない場合は不採用となり鑑定いたしません。）

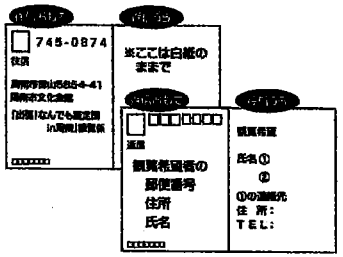
受　付 〒745-0874　周南市徳山5854-41
周南市文化会館
「出張！なんでも鑑定団in周南」お宝係

観覧募集！ 観覧無料

●開催日
平成25年9月1日(日)
●場所(予定)　周南市文化会館 大ホール
●時間(予定)　開場▶12:00　開演▶13:00

観覧ご希望の方は、往復ハガキに必要事項を記入の上、ご応募ください。応募者多数の場合は抽選となります。当選したハガキ1枚につき2名様まで入場できます。
※往復ハガキ以外でのご応募は無効となります。

●応募方法（往復ハガキの記入要領）



●応募締切日／平成25年7月16日(火)当日消印有効
●抽選結果発表／平成25年8月上旬(往復ハガキにて)

お問い合わせ
周南市文化会館　TEL(0834)22-8787
周南市文化スポーツ課　TEL(0834)22-8622

●主催／周南市　●後援／周南市文化振興財団

キリトリ線

周南市誕生10周年記念

平成　年　月　日

出張！なんでも鑑定団 in 周南

鑑定出場申込書

鑑定品目		自己評価額	円

由来・エピソード記入欄　（お宝と持ち主のさまざまなエピソードやいきさつを書いてください。）
例えば…●手に入れたときの出来事やいきさつ　●代々伝わるお宝の由来やエピソード　●鑑定を依頼しようと思ったきっかけ
●数奇な運命の結果わが家にあるといったようなことを書いてください。　価値を知りたいだけの応募は不採用になる場合が多いようです。

（フリガナ） 住　所	（〒　－　）		
（フリガナ） 氏　名	（　歳）	職　業	
電話番号	（市外局番　） －	特技、趣味	

※記載いただきました情報は番組制作のためだけに使用し、番組制作関係者以外の第三者への情報開示は一切いたしません。

写真添付箇所
（のりでしっかりと貼り付けてください。）

◎枚数が多い場合は、全体像の写真を添付していただき、残りの写真は、お手元の紙に貼り付け、この申込書にホチキス止めしてください。

◎採用の可能性のある方にはテレビ局の番組スタッフから直接連絡があります。
（連絡がない場合は不採用となり鑑定いたしません。）

添付写真のお願い

★写真はお宝全体がはっきり写っているものを。(3枚以上)

★玩具は製造メーカーの表示部分のアップ。
箱も保存されていればその写真も添付してください。

★書面は落款（書名と印）の部分、陶器は底面の銘の部分のアップも。

★共箱のあるものは箱全体、標題、箱書きなどのアップも。

★切手、コインなど小さなお宝は、なるべく大きく。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	文化会館	舩林

No		-	45

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	2	芸術文化の振興	1	芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名		事務事業名			
	芸術文化の鑑賞機会の充実事業1		NHK公開番組(市誕生10周年記念市主催事業)			

事業概要		
市誕生10周年を記念し、NHKの公開番組(H27年度はNHKのど自慢)を文化会館で行う。協定書を締結し、市でPRや観覧者の募集等の業務を行い、NHKは出場者の募集、番組の制作等を行う。 予選会 平成27年11月21日(土)、 決勝[全国生放送] 平成27年11月22日(日) 会場 文化会館大ホール	対象	市民ほか
	手段	NHK公開番組を実施する。
	意図	市民に芸術文化に接する機会を提供するとともに、本市を全国発信していく。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	公演回数			1回	1回	1回
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	自治体が申請するNHK公開番組であるため妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	当事業は芸術文化を育む環境づくりに寄与するものであり、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	自治体が申請するNHK公開番組であるため適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	公演制作費はNHK負担であり適正である。		
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常
予算費目 款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	24 文化振興費	
予算費目 細目	1 文化振興費	細々目	1 文化振興費	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			需用費 30 委託料 230	需用費 30 委託料 230	需用費 30 委託料 230
	歳出合計	0	0	260	260	260
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他(10周年記念事業)			260		
	一般財源				260	260
	歳入合計	0	0	260	260	260

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 観覧入場料は無料であるが、入場整理券が必要(往復はがきで応募)。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室	文化会館	岩壁

No		-	46

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	2	芸術文化の振興	1	芸術文化を育む環境づくり
	実施計画名		事務事業名			
	芸術文化の鑑賞機会の充実事業1		セルゲイ・ナカリャコフ リサイタル(市誕生10周年記念市主催事業)			

事業概要		
新市誕生10周年を記念して、市の一体感の醸成を図るため、世界の一流アーティストによる華やかな演奏会を開催する。また、第6回現代ガラス展のオープニングイベントとして関連イベントを開催し連携を図る。 開催日　平成27年7月5日(日)　午後開催 会場　文化会館大ホール　　演奏　セルゲイ・ナカリャコフ(トランペット)	対象	市民他
	手段	セルゲイ・ナカリャコフを迎えてのリサイタル
	意図	市民に質の高い生の音楽を鑑賞する機会を提供する。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	公演回数			1回		
2	満足度(アンケート調査による)			80%		
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市誕生10周年記念事業であるため妥当である。	妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	芸術文化を育む環境づくりのための市としての取組みの一つである。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	公演料に対して、入場料と魅力基金を充てるため、概ね適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	妥当な入場料であり適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する		存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	集計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目 款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	24 文化振興費	
予算費目 細目	1 文化振興費	細々目	1 文化振興費	交付税算入	無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			需用費 60 役務費 195 委託料 3,245 使用料及び賃借料 20		
	歳出合計	0	0	3,520	0	0
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	その他(10周年記念事業)			1,800		
	その他 入場料			1,720		
	一般財源			0		
	歳入合計	0	0	3,520	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
まちづくり魅力基金を180万円充当する。

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
	入場料は一般3,000円、学生1,000円を予定

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	成長戦略室		村田

No		-	47

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	3	スポーツ・レクリエーションの振興	3	スポーツによるまちづくりの推進
	実施計画名		事務事業名			
	スポーツによるまちづくり推進事業		JFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業(市誕生10周年市主催事業)			

事業概要		
日本サッカー協会では、地方自治体と協力して「JFAこころのプロジェクト」を実施している。この事業は、サッカーおよび他種目の現役選手やOB/OGを夢先生として、学校に派遣し、「夢の教室」と呼ばれる授業を行う。本市も、子どもたちが夢をもつことのすばらしさや夢の実現に向かっていこうとする気持ちを育てることを目的に継続的に本事業に参加する。	対象	市内中学2年生
	手段	夢先生を市内中学校に派遣して「夢の教室」を開催
	意図	プロスポーツ選手に触れ合う機会を設けることにより、夢の大切さを育むことができる。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	実施クラス数			20クラス	20クラス	20クラス
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	日本サッカー協会と地方自治体が協力して実施する事業であり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	スポーツ振興や子どもの教育の充実に寄与する。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	継続的に実施することにより、児童生徒が参加する機会を増やす。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	必要最低限の経費負担であり、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	学校の授業の一環として行うため、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	日本サッカー協会が示す実質的な経費を負担する。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	28	スポーツ振興費		
細目	1	スポーツ振興費	細々目	1	スポーツ振興費	交付税算入	無	公表		

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					委託料	3,083	委託料	2,849	委託料	2,849
	歳出合計		0		0		3,083		2,849		2,849
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他(まちづくり魅力基金)						3,083				
	一般財源								2,849		2,849
	歳入合計		0		0		3,083		2,849		2,849

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

「夢の教室」実施の流れ

実施前

学校下見・打ち合わせ

「夢の教室」を実施するにあたっては、必ず担当スタッフが学校へ伺い、担任の先生と打ち合わせを行います。



事前作業

児童・生徒への案内

夢先生のプロフィールシートを掲示し、どんな夢先生が来てくれるかを案内します。



事前アンケート（児童・生徒用）

実施日 夢先生 決定

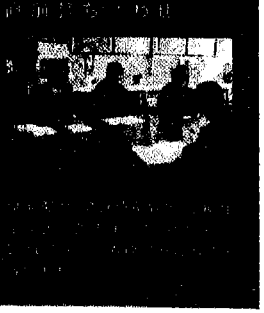
夢先生への学校情報提供

学校の下見と打ち合わせをもとに作成した実施概要書を夢先生に送付。必要であれば打ち合わせを行います。

当日

夢の教室

ゲームの時間（体育館）	35分
トークの時間（教室）	55分 ※中学校は60分



実施後

事後作業

夢シート完成

授業終了後、児童・生徒は「夢シート」に当日の感想や夢先生へのメッセージを書きます。

事後アンケート（担任用、児童・生徒用）

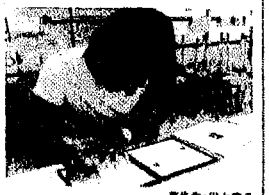
夢シート・写真到着

夢先生からのメッセージとサインが記入された夢シートが、集合写真とともに児童・生徒のもとに届きます。



夢先生による夢シート記入

夢先生は児童・生徒たちが書いた夢シート一つひとつに目を通し、サインとメッセージを記入します。



夢先生：川上恵子

当日の運営体制

「夢の教室」には、夢先生、アシスタント、ディレクターの3名で学校に伺います。

アシスタント

「ゲームの時間」の円滑な進行のサポートをメインに、授業全体を盛り上げます。

夢先生

ディレクター

学校の下見・打ち合わせをはじめとするさまざまな事前準備とともに、授業当日の進行管理を行う現場責任者。

JFAこころのプロジェクト ユメセンインストラクター・スペシャルスタッフ

下記の7名がJFAこころのプロジェクトの専属スタッフとして、全国各地で主にアシスタントとして活動しています。

ユメセン インストラクター



安永 聡太郎 サッカー

スペシャルスタッフ



式田 高義 サッカー



井手口 純 サッカー



法師人 美佳 サッカー



島田 裕介 サッカー



川股 要佑 フットサル



生方 繁 サッカー

ユメセン（ＪＦＡこころのプロジェクト）

１．概要

日本サッカー協会では、地方公共団体と協力して「ＪＦＡこころのプロジェクト」を実施している。この事業は、サッカー及び他種目の現役選手やＯＢ/ＯＧを夢先生として、小中学校に派遣し、「夢の教室」と呼ばれる授業を行う。本市も子供が夢を持つことのすばらしさや夢の実現に向かっていこうとする気持ちを育てることを目的の本事業に参加する。

２．カリキュラムの紹介

- 「夢の教室」は９０分（中学生は９５分）、学校の授業時間を２コマ利用する。
- 対象は小学校５年生、中学校２年生（本市では中学校を対象とする）

前半３５分 （ゲームの時間）	**① 自己紹介（5分）** 夢先生が自己紹介を行う **② ウォーミングアップ・サブゲーム（１５分）** 子供たちの緊張をほぐすとともにメインゲームの導入となる **③ メインゲーム&まとめ（１５分）** 仲間と協力してゲームを実施する
後半５５分 （トークの時間） ※中学生は 60 分	**①夢トーク（４０分）** 夢先生のエピソードなどを話す **②みんなの夢（１５分）** 子供たちに「夢ノート」を記入してもらい、発表してもらう **③ エンディング（5分）** 子供たちにメッセージを贈り、最後に記念撮影をする。

３．夢先生について

- 「夢の教室」で子供たちに体験を語る方々を「夢先生」と呼んでいる。２０１３年までに６７５人が登録
- サッカー以外に各種スポーツ、文学・美術、音楽など様々なジャンルから夢先生に登録している。

例：パンフレットに掲載されている先生

宮本恒靖（サッカー）、マック鈴木（野球）、貴乃花光司（相撲）、大山加奈（バレー）、有森祐子（陸上）、宮本ともみ（サッカー）、中村和裕（総合格闘技）、萩原智子（水泳）、荒木絵里香（バレー）、瀬戸康広など　　**※夢先生を指名することはできません**

4．実績

①２０１３年の実績（全国）

実施回数	1,263回（中学校含む）
実施学校数	７２７校（中学校含む）
参加人数	３７，４９３人（中学校含む）
実施地域	１都１道２府４０県+海外６カ国

②山口県の実績

・　下記実施については、企業協賛等での実施であり、自治体としての実施は、山口県ではまだありません。

年度	市	回数	夢先生	備考
2007年	宇部市	5回（小学校２校）	安永聡太郎（サッカー）	
2008年	宇部市	４回（小学校１校）	中野大輔（体操） 服部浩紀（サッカー） 安永聡太郎（サッカー）	
2009年	宇部市	４回（小学校１校）	平間智和（サッカー） 安永聡太郎（サッカー）	
	防府市	２回（小学校１校）	小村徳男（サッカー）	※宅建冠授業
2012年	周南市	２回（小学校１校）	原田裕花（バスケットボール）	※ANA冠授業

5．調印式

・本市が平成２７年度実施すれば、山口県では初の「夢の教室」開催となる。現在、日本サッカー協会の方と協議しているが、調印式を行う予定である。（費用については、全て日本サッカー協会負担）

・日程調整がつけば、第一回目「夢の教室」の時に調印式を実施したいと考えている。

6．実施費用

・　少額の講師料で各分野において国内トップレベルの人材の講義を受けることができる

・　講師料、交通費、宿泊費など実質的な経費は地方自治体が負担

（下表は日本サッカー協会が示す費用）

講師費用（税込）	① ユメセン講師料　54,000円/１回 ② アシスタント料　21,600円/１回
スタッフ事前打合用交通費（税込）	③ 東京⇔山陽小野田市×１名
実施日交通費	④ 東京⇔山陽小野田市×３名
宿泊費（税込）	⑤ 10,000円/１泊×３名＝30,000円

・　**平成２７年度予算：３，０８３千円**　　**市内中学校（２年生 ２０クラス分）**





様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	総務課		幡生隆太郎

No		-	48

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	5	市民が主役の地域づくり	3	市民と行政との協働のまちづくり	1	市民参加の機会づくり
	実施計画名		事務事業名			
	市誕生10周年記念事業		市誕生10周年記念事業「実行委員会負担金」			

事業概要		
○市誕生10周年の節目を迎えるに当たり、市民主体による記念事業を実施する。 ○市民団体や公募市民から成る実行委員会に負担金を交付する。 ○実行委員会は市誕生10周年の趣旨に沿った市民主催事業に対し補助金を交付する。	対象	市民
	手段	実行委員会に負担金を交付し、市民自らが行う市民主催事業を支援する。
	意図	市民の一体感の醸成・躍動感あふれるまちづくり・知名度アップを図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	進捗状況		設置、審査・実施	実施		
2	会議回数		5回	2回		
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市誕生10周年を記念して実施する市民主催事業に対する支援であり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	一体感の醸成、躍動感あふれるまちづくり、知名度アップが主な目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市民を対象とした事業であり妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	いずれも総合的・全市的な事業であり、コスト効率は適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	市が実行委員会を通して市民主催事業の経費の一部を負担する。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 26 年度 ～ 平成 27 年度				会計種別	一般		予算種別	継続	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	30	市誕生10周年記念事業費		
	細目	1	市誕生10周年記念事業費	細々目	1	市誕生10周年記念事業費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			報酬	54	負担金補助及び交付金	1,230				
				職員手当等	300						
				報償費	300						
				需用費	1,799						
				役務費	157						
				委託料	54						
				備品購入費	519						
				負担金補助及び交付金	1,870						
	歳出合計		0		5,053		1,230		0		0
財源内訳	国庫支出金	割合									
	県支出金										
	地方債										
	その他(10周年)				5,000		1,230				
	一般財源				53						
	歳入合計		0		5,053		1,230		0		0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

山陽小野田市誕生10周年記念事業 実施・推進体制

山陽小野田市長

市誕生10周年記念事業
実行委員会

〔会長〕山陽小野田市長

〔委員構成〕
各種団体(18人)
①山陽小野田市
②山陽小野田市議会
③小野田商工会議所
④山陽商工会議所
⑤山陽小野田市自治会連合会(2名)※
⑥山陽小野田市ふるさとづくり協議会(2名)※
⑦山陽小野田市老人ｸﾗﾌﾞ連合会(2名)※
⑧山陽小野田市女性団体連絡協議会(2名)
⑨山陽小野田市子ども会育成連絡協議会
⑩山陽小野田市社会福祉協議会
⑪山陽小野田観光協会
⑫山陽小野田市国際交流協会
⑬山陽小野田市文化協会
⑭山陽小野田市体育協会
※小野田地区、山陽地区から各1名ずつ

公募市民(2人)
小野田地区1名、山陽地区1名

委員数:20名(無報酬)

〔所掌事務〕
次の事項について審議し、決定する。
① 実行委員会主催事業の実施に関すること
② 市民主催事業の選考等に関すること
③ 協賛事業の認定に関すること
④ その他の事項に関すること

〔目的〕
市民の一体感の醸成を図る。
10周年記念事業の機運醸成を図る。
市民の意向を10周年記念事業に反映する。

事務局:総務部総務課

実行委員会負担金
H26～1,370千円、H27(案)～1,230千円

連携

市誕生10周年記念事業
庁内推進会議(庁内推進委員会を改編)

〔会長〕市長

〔委員構成〕
教育長、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、
健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、
山陽総合事務所長、会計管理者、教育部長、
病院事業管理者、病院局事務局長、
水道事業管理者、成長戦略室長

庶務:総務部総務課

〔所掌事務〕
次の事項について審議し、決定する。
① 計画に関すること
② 記念式典に関すること
③ 市勢要覧・広報記念号に関すること
④ PR活動に関すること
⑤ 写真ﾊﾟﾈﾙ展に関すること
⑥ 市主催事業に関すること
⑦ 各種関連行事への連携に関すること
⑧ 記念事業の総合調整に関すること

〔目的〕
10周年記念事業の周知を図る。
10周年に対する職員の意識高揚を図る。
10周年記念事業の計画等を策定する。
市主催事業など市が取り組むべき事業を決定する。

連携

市誕生10周年記念事業
ユース会議

〔委員構成〕
各種団体(10人)
小野田商工会議所青年部～2人
山陽商工会議所青年部～2人
一般社団法人小野田青年会議所～2人
市役所職員(入庁3年以内)～4人

公募学生(10人)
厚狭高校～2人
小野田高校～3人
小野田工業高校～2人
ｻﾋﾞｴﾙ工高～2人
山口東京理科大学～1人

委員数:20人(無報酬)

〔所掌事務〕
① ユース事業に関すること
② ｼﾝﾎﾞﾙﾏｰｸ・ﾃｰﾏﾒｯｾｰｼﾞの決定に関すること

〔目的〕
山陽小野田市の活性化を図る
次代を担う若者の育成を図る

事務局:総務部総務課

ユース会議補助金～H26 500千円

市誕生１０周年記念事業
市民主催事業

事　業　名	事　業　内　容	主催者名
竜王山公園桜祭り・竜王山植樹祭	恒例の竜王山桜祭りに併せ、市誕生１０周年を記念して竜王山植栽を開催し、山頂北東斜面に桜の若木を植樹する。３月に卒業する地元小学校児童、参加を希望する市民が植樹を行い、「桜の名所の復興」を体験する。５０年以上咲き誇る桜は、市誕生１０周年記念や児童の卒業記念になり、市民の宝でもある。 開催日：平成２７年３月１０日(火) 場所：竜王山山頂付近	竜王山公園協賛会
山陽小野田市誕生１０周年記念 『復活！住吉まつり』	４回目を迎える「住吉まつり」を市誕生１０周年記念事業としてパワーアップ。幼児から大学生・一般団体による演舞・演奏、偉人行列や神輿、竜舞などによるパレード、山陽小野田音頭による総踊り、山手倶楽部・龍遊館でのバザー・パネル展など盛り沢山の催しを行い、市民の一体感を醸成する。 開催日：平成２７年５月３０日(土)・３１日(日) 場所：住吉神社・山手倶楽部・龍遊館、いつは、太平洋セメント社宅駐車場・小野田工業高校駐車場及びその沿道	住吉まつり復活委員会
山陽小野田市で生まれた太鼓とガラスのコンサート	山陽小野田伝統芸能である「竜王太鼓保存会」と、山陽小野田市で楽器を製作し、誕生した「ONODAグラスアンサンブル」による創作コンサートを開催。コンサートでは各楽団の演奏と、今までに類を見ないコラボレーション演奏を行う。コラボレーション演奏の曲目は、山陽小野田市誕生１０周年オリジナル曲を作曲家に委嘱し、コンサートで初演発表する。 開催日：平成２７年１１月１５日(日) 場所：文化会館	山陽小野田市で生まれた音楽を奏でる会
㊗誕生１０周年記念１０のイベント	山陽小野田市誕生１０周年にちなみ、江汐公園においてスポーツ大会、ステージ発表等の１０のイベントを展開する。（①１０ｋｍウォーキング、②グランドゴルフ、③テニス、④健康麻将、⑤太鼓、⑥ダンス、⑦ニュースポーツ、⑧特産物クイズ、⑨綱引き、⑩フォークダンス） １０のイベントを実施することで、市民の一体感の共有を図る。 開催日：平成２７年１１月 場所：江汐公園	山陽小野田市総合型スポーツクラブ連合会
第３回市民カーニバル	市民・団体が出演する「小中高生カラオケ紅白歌合戦」・「吹奏楽」・「ＨＩＰＨＯＰダンス」・「竜舞」・「山陽小野田音頭」等のステージでのパフォーマンスや山陽オート・消防署・警察署・自衛隊等による展示ブースの設置、福祉グッズの販売、各校区によるバザーなど、１万人を超える市民が集う全市にわたるイベントで、山陽小野田市誕生１０周年記念事業として、市民の一層の交流と絆を深める。 開催日：平成２７年１０月２５日(日) 場所：市民館	市民カーニバル実行委員会

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	高齢障害課	ねんりんピック推進室	麻野秀明

No		-	49

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり	1 高齢者福祉の充実	1 生涯現役社会づくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
	第28回全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会開催事業	第28回全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会開催事業(市誕生10周年記念市主催事業)	

事業概要		
平成27年10月に本市及び山口県内で開催される、第28回全国健康福祉祭やまぐち大会(ねんりんピックおいでませ！山口2015)の円滑な大会運営を図る。本市では、ふれあい交流大会のサッカー競技や健康づくり教室、おもてなしイベントを実施する。併せて、市誕生10周年記念市主催事業として開始式において特別表彰事業を実施し、本市が誕生した3月22日と同じ誕生日の参加者に記念品を贈呈する。	対象	第28回全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会参加者
	手段	市実行委員会の設立・運営や先催地視察、及び平成26年度以降の本大会の開催
	意図	生涯現役社会づくりの推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	先催地視察の回数(H25高知大会、H26栃木大会)	1				
2	市実行委員会の組織化	実行委構成団体の選定 未了(繰越)	実行委設立			
3	ねんりんピックおいでませ！山口2015サッカー競技の実施 (7ブロック28チームによるリーグ戦の開催)			円滑な大会運営		

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	全国健康福祉祭開催要綱により、都道府県・市町村の関与が明記されている。	妥当である	22/23
	目的の妥当性	妥当である	全国健康福祉祭は高齢者福祉に寄与する。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	概ね60才以上の高齢者が対象である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市を主体とした実行委員会による大会運営を行う必要がある。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	山口県実行委員会からの補助金、共催市(下関市・山口市)からの負担金を活用する。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している			
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		概ね貢献している	

事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時

予算費目										
款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	3	高齢者福祉費		
細目	1	高齢者福祉費	細々目	1	高齢者福祉費(補助)	交付税算入		無	公募	

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	旅費	121	職員手当等	242	職員手当等	484				
				共済費	254	共済費	508				
				賃金	1,367	賃金	2,733				
				負担金補助金及び交付金	850	報償費	50				
						負担金補助金及び交付金	5,722				
	歳出合計		121		2,713		9,497		0		0
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金	1/2	60								
	地方債										
	その他(まちづくり魅力基金						50				
	一般財源		61		2,713		9,447				
	歳入合計		121		2,713		9,497		0		0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

「全国健康福祉祭開催要綱」(昭和62年厚生省)
人件費(職員手当等・共済費・賃金)は2款総務費で計上

特記事項

(市民への説明責任などの状況) 山口県実行委員会、共催市(山口県健康福祉部ねんりんピック推進室、下関市・山口市)から山陽小野田市実行委員会へ、市会計を経由しない補助金・負担金あり。(H26:1,350千円、H27:9,680千円を予定)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	高齢障害課	ねんりんピック推進室

No		-	49

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり	1 高齢者福祉の充実	1 生涯現役社会づくりの推進
	実施計画名	事務事業名	
		第28回全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会開催事業	

事業概要			
平成27年10月に本市及び山口県内で開催される、第28回全国健康福祉祭やまぐち大会(ねんりんピックおいでませ！山口2015)の円滑な大会運営を図る。本市では、ふれあい交流大会のサッカー競技や健康づくり教室、おもてなしイベントを実施する。	対象	第28回全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会参加者
	手段	市実行委員会の設立準備や先催地視察
	意図	生涯現役社会づくりの推進

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	旅費	120,720	120,720
合計		120,720	120,720

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	50%	60,360	60,360
	地方債			
	その他			
	一般財源		60,360	60,360
合計			120,720	120,720

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.05	281,200

交付税算入	無

会計種別	一般	臨時

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	先催地視察の回数(H25高知大会、H26栃木大会)			1		
2	市実行委員会の組織化			実行委員構成団体の選定 未了(繰越)	普通	実行委員設立
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	全国健康福祉祭開催要綱により、都道府県・市町村の関与が明記されている。
	目的の妥当性	妥当である	全国健康福祉祭は高齢者福祉に寄与する。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	概ね60才以上の高齢者が対象である。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市を主体とした実行委員会による大会運営を行う必要がある。
	負担割合の適正化	適正である	県実行委員会からの補助金(補助率50%)を活用。
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
改善時期	

特記事項	サッカー競技は下関市・山口市との共催であり、山陽小野田市が幹事市となる。

参考資料

新市誕生１０周年記念事業「ねんりんピック特別表彰事業」実　施　要　領　（案）

１　事業内容

ねんりんピックおいでませ！山口２０１５サッカー交流大会の開催にあたり、山陽小野田市誕生１０周年の知名度アップを図るため、市制が開始された３月２２日生まれの参加者を対象として記念品を贈呈する。

２　表彰方法

サッカー交流大会開始式式典中に贈呈式を実施する。

・開始式日時：平成２７年１０月１７日(土)１６時１０分～

・開始式場所：山陽小野田市民館体育ホール

３　記念品内容

本市の文化を特徴づけるガラス作品とし、きららガラス未来館の作家に製作を依頼する。作品には「山陽小野田市誕生１０周年記念」と表示する。

４　対象者

サッカー交流大会参加者のうち３月２２日生まれの者とする。該当者なしの場合は３月２３日生まれの者とし、該当者無しの場合、順次日付を繰り下げて選定する。

５　予算

記念品単価は概ね１万円とする。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	健康企画係	大海

No		-	50-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	1 地域ぐるみの健康づくりの充実
	実施計画名	事務事業名	
	健康づくり計画推進事業	健康づくり計画推進事業(健康フェスタ)	

事業概要		
平成21年度にSOS山陽小野田市健康づくり計画を策定。平成24年に中間評価を実施し、平成26年3月に改訂版を策定した。SOS健康づくり計画運営員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開し、1年の集大成として健康フェスタを開催している。	対象	市民
	手段	健康フェスタの開催
	意図	市民参加で安心して健康な生活が送れるまちの実現を目指す。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	健康フェスタ来場数	500人	1000人	1000人	1000人	1000人
		800人				
		160.0%				
2	健康フェスタ参加団体	25	32	35	37	40
		30				
		120.0%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	本市の健康づくり計画であることから、計画運営員会との連携で推進していく。		
	目的の妥当性	妥当である	健康づくり計画の推進は、市民の生涯を通じた健康づくりとまちづくりに寄与できる。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	より多くの市民に周知を図っている。		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	市と市民の協働で健康づくり計画を推進している。		
	負担割合の適正化	適正である	1年間の活動の集大成として、健康フェスタを市と計画運営員会の協働で実施しており、当該事業を対象にした補助金である。		
有効性	目標達成度	概ね達成している	部会活動が活発化しており、ステーション登録者数や健康フェスタの来場数も増加している。		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している	健康づくりの推進に貢献している。		

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
細目	1	保健衛生総務費(健康づくり推進課)	細々目	2	保健衛生費一般管理費(単独)	交付税算入	無		公費	

(単位:千円)

			H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)		補助金	100	補助金	100	補助金	100	補助金	100	補助金	100
	歳出合計			100		100		100		100		100
	国庫支出金	割合										
	県支出金											
	地方債											
	その他											
	一般財源			100		100		100		100		100
	歳入合計			100		100		100		100		100

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
健康増進法、健康日本21、健康やまぐち21

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	健康企画係	大海

No		-	50-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	1 地域ぐるみの健康づくりの充実
	実施計画名	事務事業名	
	健康づくり計画推進事業	健康づくり計画推進事業(健康フェスタ市誕生10周年記念市主催事業)	

事業概要		
平成21年度にSOS山陽小野田市健康づくり計画を策定。平成24年に中間評価を実施し、平成26年3月に改訂版を策定した。SOS健康づくり計画運営員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開し、1年の集大成として健康フェスタを開催している。平成27年度は健康フェスタで市誕生10周年記念として記念講演を実施する。(拡大事業)	対象	市民
	手段	健康フェスタで市誕生10周年記念講演を行う
	意図	市民の健康に対する意識の向上を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	健康フェスタ来場数	500人	1000人	1000人		
		800人				
		160.0%				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である		妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	健康づくり計画の推進は、市民の生涯を通じた健康づくりとまちづくりに寄与できる。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	より多くの市民に周知を図っている。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市と市民の協働で健康づくり計画を推進している。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である		適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	健康づくりの推進に貢献している。	貢献している	

事業期間		平成 27 年度 ～ 平成 27 年度				会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
	細目	1	保健衛生総務費(健康づくり推進課)	細々目	2	保健衛生費一般管理費(単独)	交付税算入		無	公費	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				報償費 30		
	歳出合計		0	0	30	0	0
	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他(10周年記念事業)				30		
	一般財源						
	歳入合計		0	0	30	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	健康増進課	健康企画係	No		-	50

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	1 地域ぐるみの健康づくりの充実
	実施計画名	事務事業名	
		健康づくり計画推進事業(健康フェスタ)	

事業概要		
平成21年度にSOS山陽小野田市健康づくり計画を策定。SOS健康づくり計画運営委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開し、1年の集大成として健康フェスタを開催している。	対象	市民
	手段	健康フェスタの開催
	意図	市民参加で安心して健康な生活が送れるまちの実現を目指す

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	負担金、補助及び交付金	100,000	100,000
合計		100,000	100,000

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		100,000	100,000
合計			100,000	100,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.6	3,374,400

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1	健康フェスタ来場数	500人	500人	500人		1000人
		500人	500人	800人		
		100%	100%	160%		
2	健康フェスタ参加団体	20	20	25		32
		19	21	30		
		95%	105%	120%	良い	
3						

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	本市の健康づくり計画であることから、計画運営委員会との連携で推進していく。
	目的の妥当性	妥当である	健康づくり計画の推進は、市民の生涯を通じた健康づくりとまちづくりに寄与できる。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	より多くの市民に周知を図っている。
効率性	コスト効率	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	市と市民の協働で健康づくり計画を推進している。
	負担割合の適正化	適正である	1年間の活動の集大成として、健康フェスタを市と計画運営委員会の協働で実施しており、当該事業を対象にした補助金である。
有効性	目標達成度	概ね達成している	部会活動が活発化しており、ステーション登録数や健康フェスタの来場数も増加している。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	健康づくりの推進に貢献している。

課題	・健康フェスタの来場数が増加していることから、今後は補助金が不足することが考えられる。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	社会教育課	社会教育係	西村

No		-	51-1

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	15 家庭や地域社会の教育力の向上	1 生涯学習推進体制の充実	3 社会教育活動の充実
	実施計画名	事務事業名	
	花いっぱい運動事業	花いっぱい運動事業	

事業概要		
花の生育を通じて、青少年健全育成、地域の連帯感を育む。苗の無料配布により花壇づくりを奨励、秋に花壇コンクールを実施し、優秀な団体、個人を表彰する。その他、フラワーマップを作成し、ホームページに掲載。写真展を市内施設で開催し、「花いっぱい運動」をPRする。	対象	市民、各種団体ほか
	手段	花壇づくりの奨励、表彰、写真展開催
	意図	環境美化、青少年健全育成、地域・団体の連帯感を育む。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	花いっぱい運動参加団体数	60団体	60団体	60団体	60団体	60団体
		68団体				
		113.3%				
2	花壇コンクール参加団体数	40団体	40団体	40団体	40団体	40団体
		33団体				
		82.5%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である			
	目的の妥当性	妥当である	「つながり」を生み出すようにコーディネイトしていく		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である			
効率性	コスト効率	概ね適正である			
	実施主体の適正化	適正である			
	負担割合の適正化	概ね適正である			
有効性	目標達成度	概ね達成している	コンクールの結果ではなく、生育に関わる過程にも注視することが必要		
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度	貢献している			

事業期間	平成 25以前 年度 ～ 平成 29以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常

予算費目										
	款	10	教育費	項	5	社会教育費	目	1	社会教育総務費	
	細目	1	社会教育管理業務	細々目	1	社会教育一般管理費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	報償費	71	報償費	73	報償費	83	報償費	83	報償費	83
		需用費	247	需用費	285	需用費	284	需用費	284	需用費	284
		役務費	9	役務費	9	役務費	9	役務費	9	役務費	9
		委託料	438	委託料	451	委託料	451	委託料	451	委託料	451
	歳出合計		765		818		827		827		827
財源内訳	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		765		818		827		827		827
	歳入合計		765		818		827		827		827

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	社会教育課	社会教育係	西村

No		-	51-2

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	15 家庭や地域社会の教育力の向上	1 生涯学習推進体制の充実	3 社会教育活動の充実
	実施計画名	事務事業名	
	花いっぱい運動事業	花いっぱい運動事業(市誕生10周年記念市主催事業)	

事業概要		
市民に対し、種子を無料提供し、育ててもらう。また、開花後に採取した種子の一部を善意で返却してもらうことにより、10周年のひまわりとして次代の緑化活動に繋げていく。種子の配布・回収は、市役所、公民館等にボックスを設置する他、各市民団体の総会等において配布、周知は広報等を利用する。 (分枝系)ひまわり 10,000粒 108,000円	対象	広く市民に配布、また日ごろ本市の花いっぱい運動に協力している花壇マイスター等
	手段	学校を通じて、児童とその家庭に種を配布する。そのほか、各会議で配布し、また、各公民館に設置する。
	意図	市内の緑化の推進、親子・異世代間の交流。「花とみどりがあふれるまちづくり」に資するともに市の一体感を醸成する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	ひまわりの種配布数			10,000粒		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	市民の一体感を醸成するための事業であり、市が関与する必要がある。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	市民の一体感を醸成するための事業であり、目的として妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	広く市民一般を対象としており、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	苗に比べて、種はコストが安く、また配布手段も学校を通じて行う等、費用を抑える予定である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	概ね適正である		適正である	
有効性	目標達成度		平成27年度新規事業であるため、目標達成度はない		
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 27 年度 ～ 平成 27 年度				会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	10	教育費	項	5	社会教育費	目	1	社会教育総務費		
	細目	1	社会教育管理業務	細々目	1	社会教育一般管理費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				需用費 108		
	歳出合計		0	0	108	0	0
財源内訳	国庫支出金	割合					
	県支出金						
	地方債						
	その他(まちづくり魅力基金)	10/10			108		
	一般財源						
	歳入合計		0	0	108	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

平成25年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	社会教育課	社会教育係	No		-	51

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	15 家庭や地域社会の教育力の向上	1 生涯学習推進体制の充実	4 学校教育と社会教育の連携
	実施計画名	事務事業名	
		花いっぱい運動事業	

事業概要		
花の生育を通じて、青少年健全育成、地域の連帯感を育む。苗の無料配布により花壇づくりを奨励、秋に花壇コンクールを実施し、優秀な団体、個人を表彰する。その他、フラワーマップを作成し、ホームページに掲載。写真展を市内施設で開催し、「花いっぱい運動」をPRする。	対象	市民、各種団体ほか
	手段	花壇づくりの奨励、表彰、写真展開催
	意図	環境美化、青少年健全育成、地域・団体の連帯感を育む。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報償費	75,000	71,000
	需用費	262,000	247,135
	役務費	9,000	8,960
	業務委託料	438,000	437,560
合計		784,000	764,655

歳入			予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源		784,000	764,655
合計			784,000	764,655

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.4	2,249,600

交付税算入	無

会計種別	一般	経常

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標	H23	H24	H25	目標達成度	H26(目標)
1 花いっぱい運動参加団体数	60団体	60団体	60団体		60団体
	55団体	61団体	68団体		
	92%	102%	113%		
2 花壇コンクール参加団体数	40団体	40団体	40団体		40団体
	38団体	34団体	33団体		
	95%	84%	82%	良い	
3					

妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	
	目的の妥当性	妥当である	「つながり」を生み出すようにコーディネイトしていく
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	
	実施主体の適正化	適正である	
	負担割合の適正化	概ね適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	コンクールの結果ではなく、生育に関わる過程にも注視することが必要
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	

課題	育苗を委託している厚陽地区緑と花の推進協議会の会員減少により相対的に団体の負担が増加しており、将来も種から育てた苗配布が可能かどうかの課題がある。対策としてみつば園での育苗を3年前から行い、負担軽減の取り組みをすすめている。 花壇コンクール＝花いっぱい運動とならないように、年間を通じての取り組みが必要。2年前から秋の苗配布(キンセンカ、ハボタン)をはじめ、学校などに配布。好評を得ている。また、春のコンクール開催を企画したい。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	

山陽小野田市誕生１０周年記念「花いっぱい運動事業」

●実施の目的

ひまわりの種を広く市民に配布し、育成してもらう。そして、種を回収してもらい、それを次の１０年に向けて引き継ぐことで、一体感を醸成するとともに、本市の「花とみどりがあふれるまちづくり」に資する。

●実施内容

・広報の実施

花いっぱい運動の趣旨を市広報、ホームページ、学校、各会議を通じて説明し、協力をお願いする。

・ひまわりの種の配布

学校を通じて、児童とその家庭でひまわりを育ててもらう。また、各会議、例年の花いっぱい運動協力団体等に配布するほか、各公民館にも設置する。

・ひまわりの開花状況紹介

ひまわりの花が咲いた様子の画像を送ってもらい、また、撮影し、市のホームページやフェイスブックで紹介する。

・ひまわりの種の回収

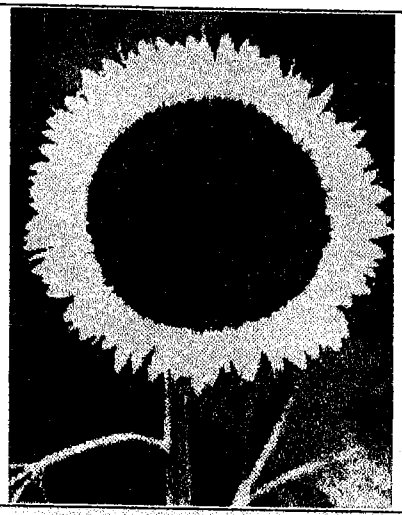
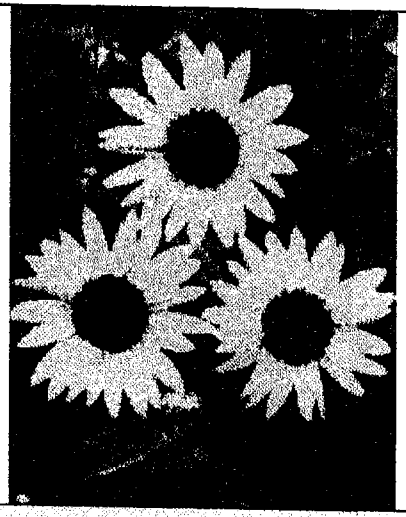
公民館や学校にボックスを設置し、ひまわりの花から採取できた種を提供していただく。

●開催までのスケジュール

４月～　学校、各会議等で事業の趣旨を説明し、育成への協力をお願いする。
７月～　ひまわりの開花の様子をホームページ、フェイスブックで紹介
（画像の募集、撮影の実施）
１０月～　ひまわりの種回収のため、公民館・小学校等に種の回収ボックスを設置

２月～　次年度配布のための準備

□　配布予定のひまわり

		
ビッグスマイル	**太陽**	**大雪山**
草丈４０～５０ｃｍ 播種後５０～５５日で開花する早生種。	草丈約１，５m、花径約２０ｃmの早咲き種。	銀白色の葉と、明るい黄色の花弁とのコントラストが美しい品種。たくさんの枝が出て、それぞれに花が咲くので長い間楽しめる。

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	社会教育課	文化財係	佐貫政彰

No		-	52

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	1	文化財の保護・継承	1	文化財の保護・継承
	実施計画名		事務事業名			
	文化財保護啓発事業		市誕生10周年記念市主催事業「ぐるーっと山陽小野田ウォーク」			

事業概要		
市内を3回に分けて「ぐるーっとウォーク」する。 ①焼野海岸を出発、古道「木戸刈屋道」や近代化産業遺産をめぐりながら、小野田の街の魅力を再確認する。②開作の遺跡と寝太郎伝説が残る千町ヶ原をめぐる。③厚狭毛利家を偲びつつ「旧山陽道」や「はぶ道」を歩き、厚狭や埴生の街の魅力を再確認する。距離はそれぞれ12～15km。	対象	市民・観光客
	手段	文化財を巡るウォーキング
	意図	合併10周年を迎える旧市町の風土、歴史、自然など相互理解を深め、郷土愛を醸成する。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	ウォーキング実施			3回		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	文化財の保護、継承には自治体の関与が欠かせない。	概ね妥当である	19/23
	目的の妥当性	妥当である	この事業を通じて、市民に文化財保護を啓発することが出来る。	概ね妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	必要最小限の経費で実施している。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	参加料を徴収する。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在する	観光協会のさんようおのだふるさとウォーキングと連動して行う。	存在する	
	上位施策への貢献度	貢献している	文化財の保護・継承に貢献している。	概ね貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	10	教育費	項	5	社会教育費	目	1	社会教育総務費		
細目	1	社会教育管理業務	細々目	15	文化財保護関連経費	交付税算入	無		公費	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				報償費 60 需用費 60 役務費 30		
	歳出合計		0	0	150	0	0
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	その他(まちづくり魅力基金)	8/10			120		
	その他	2/10			30		
	一般財源						
	歳入合計		0	0	150	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

山陽小野田市誕生１０周年記念「ぐるーっと山陽小野田ウォーク(仮)」

●実施の目的

歩きながら、観て、聞いて、触れて、味わう。これらの相乗効果で、合併 10 周年を迎える旧市町の風土、歴史、自然など相互理解を深め、一体感を醸成する。

●実施内容

ウォーキング大会の開催

・市内を３回に分けて「ぐるーっとウォーク」する。
・それぞれのコースにテーマを設け、それにそった史跡や道を巡る。
・出発地と到着地を駅にすることで、小野田線や山陽本線の利用促進を図る
・各コース１００人程度で、全コース参加者を優先するが、１コースでも参加可能とする。

○１０月「近代化産業遺産と木戸刈屋道」コース
「木戸刈屋道」や近代化産業遺産をめぐりながら、小野田の街の魅力を再確認する。

○１１月「開作と寝太郎」コース
開作の遺跡と寝太郎物語が残る千町ヶ原をめぐる。

○１２月「山陽道と厚狭毛利家」コース
厚狭毛利家を偲びつつ「旧山陽道」や「埴生道」を歩き、厚狭や埴生の街の魅力を再確認する。

●開催までのスケジュール

６月　観光協会（共催）・語り部の会（ガイド依頼）との協議開始
コースの検討、現場確認、運営体制の検討
７月　ポスター作成
８月　参加者募集開始
ウォーキングマップ作成開始
１０月　「近代化産業遺産と木戸刈屋道」コース実施
１１月　「開作と寝太郎」コース実施
鴨橋開通
１２月　「山陽道と厚狭毛利家」コース実施

●ウォーキングコース（予定）

近代化産業遺産と木戸刈屋道 12km		開作と寝太郎 15km		山陽道と厚狭毛利家 13km	
長門本山駅	(km)	小野田駅	(km)	厚狭駅	(km)
本山炭鉱斜坑口	0.29	来嶋又兵衛生誕地	1.1	鴨橋	0.56
大浜神社跡	2.06	汐止め記念碑	1.8	鴨神社	0.79
刈屋漁港（常夜灯）	0.94	浜五挺唐樋	0.46	厚狭高校（南校舎）	0.54
木戸刈屋道	—	勘場屋敷	0.32	貞源寺	0.3
赤崎神社（石炭焚滓堆積地）	1.4	高泊神社	0.15	厚狭毛利家居館跡	0.4
塚の川古墳	0.3	★高泊公民館	1.5	長光寺山古墳	1.7
★赤崎公民館	0.54	二挺唐樋（後潟開作）	0.31	洞玄寺（厚狭毛利家墓所）	0.3
八丁土手	—	渡し場	2.6	★石丸総合館	0.75
小野田セメント（徳利窯）	1.4	★厚陽公民館	0.29	旧山陽道	—
セメント町	—	厳島神社（古開作）	1	七日町道標	0.95
住吉社宅	0.85	千林地蔵	2.5	山野井八幡宮	0.44
住吉神社（若山公園）	0.05	千町ヶ原	—	大田家	0.29
山手クラブ	0.07	寝太郎荒神社	2.7	談合峠	2.6
小野田銀行	0.4	厚狭駅	0.4	埴生道	—
硫酸町	—			糸根神社	2.4
★歴史民俗資料館	1.24			★埴生公民館	0.2
日産化学	0.43			埴生駅	1.2
前原一誠旧宅跡	1.3				
旦の登り窯	0.1				
旦一里塚	0.2				
小野田駅	0.8				

★休憩場所

●予算

収　入	参加料（100 円）		30,000 円	100 円*100 人*3 回
	市負担金		120,000 円	まちづくり魅力基金
	合　　計		150,000 円	
支　出	報償費	ガイド謝礼	60,000 円	5,000 円*4 人*3 回
	需要費	ポスター作成	60,000 円	50 枚　A2 サイズ　片面 4 色刷
	役務費	保険料	30,000 円	100 円*100 人*3 回
	合　　計		150,000 円	

様式第3号(事務事業調書)

事務事業調書

課(局・室・所)・係・担当者	社会教育課	文化財係	佐貫政彰

No		-	53

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	1	文化財の保護・継承	1	文化財の保護・継承
	実施計画名		事務事業名			
	文化財関連施設整備事業		市誕生10周年記念市主催事業「幕末の女(ひと)と男(ひと)山陽小野田編」			

事業概要		
平成27年の大河ドラマ「花燃ゆ」の放送により改めて幕末の長州が注目されることになる。それに伴い、2弾に分け、幕末・維新期に活躍した山陽小野田ゆかりの人々にスポットをあて、山陽小野田市の歴史を伝える。 ・第1弾　来嶋又兵衛、前原一誠や厚狭毛利家など、男性にスポットを当てた展示。 ・第2弾　毛利勅子や千林尼といった女性にスポットを当てた展示。	対象	市民、観光客
	手段	特別企画展の開催
	意図	文化財保護への関心を深めるとともに、郷土愛を醸成する。また、27年度に増加が予想される幕末に関心のある観光客に山陽小野田をPRする。

※上段:目標　中段:実績　下段:達成率

	活動指標、または成果指標	H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	入場者数			3,000人		
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である		妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	文化財の保護・継承につながるので妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である		妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	必要最小限の支出で運営しており妥当である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である		適正である	
	負担割合の適正化	適正である	入場料を徴収する。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	企画展を通して、文化財の保護・継承を啓発できる。	貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時

予算費目										
款	10	教育費	項	5	社会教育費	目	4	歴史民俗資料館費		
細目	1	歴史民俗資料館運営業務	細々目	1	歴史民俗資料館管理運営費	交付税算入		無	公表	

(単位:千円)

			H25(決算)	H26(予算)	H27		H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)				旅費	6		
					需用費	240		
					役務費	90		
					委託料	614		
	歳出合計		0	0		950	0	0
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	その他(まちづくり魅力基金)	42%				400		
	その他	58%				550		
	一般財源							
	歳入合計		0	0		950	0	0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項	(市民への説明責任などの状況)

山陽小野田市誕生１０周年記念特別展「幕末の女(ひと)と男(ひと) 山陽小野田編」

●実施の目的

大河ドラマ「花燃ゆ」の放送により、改めて幕末の長州が注目されている。それに伴い、幕末における山陽小野田ゆかりの人々を取り上げる展覧会を行う。

来館者の方々には、展覧会を通じて、幕末における山陽小野田ゆかりの人々をより詳しく知ってもらい、山陽小野田の幕末・維新期の歴史を再確認していただくことを目的とする。

●実施内容

第１弾　６月２６日（金）～８月２３日（日）

内容：第１章　来嶋又兵衛／第２章　前原一誠／第３章　厚狭毛利家

山陽小野田市ゆかりの男性にスポットをあてる。第１章、第２章では、それぞれの生涯を通じて、人となりをはじめ、藩役人時代の仕事、人とのつながりを紹介しながら、禁門の変、萩の乱に至る過程をみていく。第３章では、毛利家一門厚狭毛利家の幕末の動きを古文書・古記録を通じてみていく。第１章から第３章を見ることで、幕末長州の通史的理解を深めることができる展覧会といたしたい。

第２弾　９月１１日（金）～１１月１日（日）

内容：毛利勅子や千林尼といった女性にスポットを当てる。

山陽小野田ゆかりの幕末に生きた女性たちが今に何を遺したかを見ていく。

※開催期間中に、歴史講演会、初日ほか数回ギャラリートークを行う。

・観覧料　２００円（第１弾と第２弾の両方入場可、高校生以下無料）

・叢書　　１冊１００円　（第１弾の内容のみ）

●資料借用予定博物館等

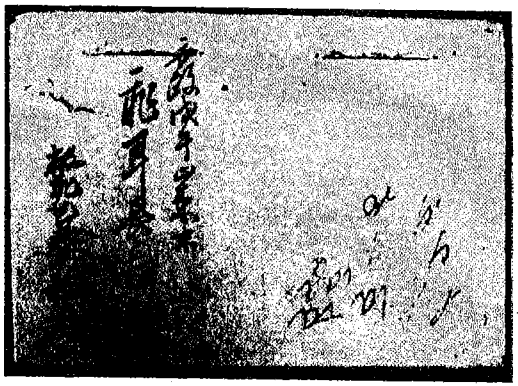
・至誠館（萩市）
・山口県立山口博物館（山口市）
・山口県文書館（山口市）
・下関市立長府博物館（下関市）
・美祢市歴史民俗資料館
・美祢市立図書館

他、個人所有の資料も調査、借用予定。また、他の館へも調査する可能性もある。

●開催までのスケジュール

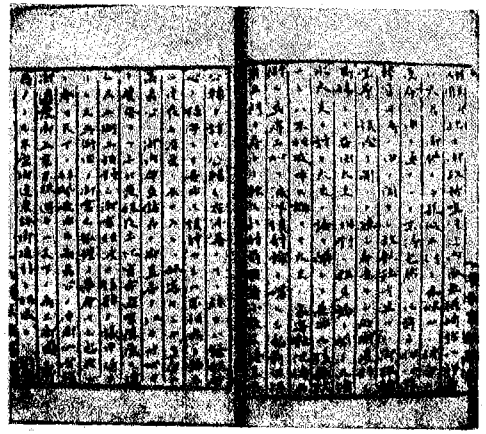
４月　資料借用博物館との調整
　　美術品専門業者との資料輸送業務委託契約
　　ポスター、チラシの作成
５月　入場券、叢書、展示パネルの作成
　　タイトル看板等の作成
６月　第１弾開催
９月　第２弾開催

前原一誠筆飛耳長目



師吉田松蔭に習って、前原一誠が作成したもの。
自分も師の様にあろうとする前原の心中がよみとれるものとされる。

高杉晋作獄中手記 山口県文書館蔵



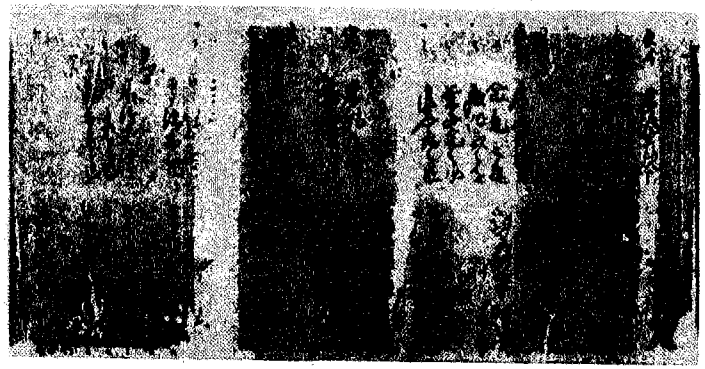
脱藩の罪で野山獄に入獄していた高杉晋作が記した日記の写し。
文久3年(1863)8月18日の政変以降、進発を唱え、即時京都での復権を目指した来嶋又兵衛を晋作が説得にあたったことが記されている。進発をめぐる晋作と又兵衛の意見がぶつかり合ったことが読み取れる。
晋作の説得は失敗。京都にいる久坂玄瑞や桂小五郎を頼りに、藩に無断で上京。これが、脱藩とみなされた。

長州萩合戦図 山口県立山口博物館蔵



前原一誠が起こした萩の乱の様子が描かれた錦絵。

稽古出席面 美祢市立美祢図書館蔵



剣術の名人といわれる来嶋又兵衛の道場で稽古を行った人々が記される。
「来嶋光次郎」が又兵衛のことで、修行者の中には、奥の浴に領地を持っていた蔵田幾之進の名前も見られる。

資　料

学校給食共同調理場建設事業

教育委員会

平成 27 年 3 月 16 日

資料1

議会から指摘された８つの項目に係る取組状況

項目		昨年度の状況・説明	今年度の状況・説明
1	米飯・パン業者、食材小売店へ説明不足。市内業者育成・支援に逆行、民業圧迫。		
	米飯及びパンの製造業者	教育委員会の方針は、委託炊飯を止めて、センター炊飯に切り替える。これに対して、パン業者2社から炊飯委託の継続要望書が提出された。	今年度も1社からパンの製造と炊飯の継続要望書が提出された。2月に教育長と職員3人でパン業者2社の社長に個別に会い、委託炊飯を止めてセンター炊飯にすることを了解していただいた。 当面、現行どおりパン給食を週2回実施する。
	青果物を扱う小売店	野菜は、小野田中央青果が5,500食分を納入できると言われた。	10業者のうち9業者から「給食センターになった場合、配送に関わりたい」との返事をいただいた。今後、小野田中央青果と今の業者とで、ともに納入できる体制を作っていただくことで了解いただいた。
	青果物以外を扱う小売店	肉・魚は、市内で大手の業者が5,500食分を納入できると言われた。	全30業者のうち、市内業者は20業者。その8割に当たる16業者から、引き続き販売、配達したいと返事をいただいた。給食センターで、各店のこれまでの購入実績をベースに発注するとともに、市外発注を減らし、市内発注を増やす。
2	食育に対する取り組みに疑問（栄養教諭2名に減）	栄養教諭の数は、7人から2人に減少。一方で、食育推進員を全ての小・中学校に1人ずつ配置。この食育推進員に給食時間に教室で食育指導を行わせ、食育の充実を図る。	県内他市の給食センターを見て、本市の給食センターは県の栄養教諭は3人となる可能性が非常に高い。これに市の栄養士1人を増員し、4人体制とする。 食育推進員には、栄養士、調理師、寝たろう食育博士などの有識者を充てる。 実地の事前事後、栄養教諭と市の管理栄養士が育成する。給食センターに見学スペース、食育展示スペース、研修室を設ける。
3	立地場所が危険ハザードマップ上で、災害対応ができない。	給食センター建設用地の必要条件は、①建築基準法上、工場であり工業系の用途地域であること、②まとまった広さの土地を確実に取得できること、③上・下水道に容易に接続できること、④配送を確実に行えること。これを全て満たす場所は、大塚工業団地のみ。 建物の1階の床を津波浸水想定ラインより高くし、建物内への浸水を防ぐ。	左の4つの条件を満たす場所は、他に見当たらない。食料に関する望ましい災害対策は、備蓄と被災状況に応じ、臨機応変に食料の供給基地を設営できるようにしておくこと。そのために、移動して使える調理機器を複数の防災倉庫に常備しておくことが大切と考える。 公民館や学校を避難所に指定しており、そこでの炊き出しや洗い物をするのに調理室や家庭科室の道具や流しを利用できる。
4	給食事故や災害時における、2センター等のリスク分担を考慮すべき	事故が起こると健康被害や昼食を食べられない被害が最も大きくなり、施設が被災すると全ての学校に給食を提供できなくなると指摘を受ける。	事故を起こさないようにする体制を最も整えられるのが1センター方式。限られた財源の中で、効率的に整備することにより捻出される資金を衛生面の質的向上に振り向ける。
5	アレルギー対応について説明が不十分	「学校における食物アレルギー対応の手引き」に沿って、医師の診断に基づき対応する。給食センターにアレルギー調理室を設ける。アレルギー対応を行う栄養士1人を市で雇う。アレルギー食は児童生徒の名前や所属、アレルゲンを記載した専用の容器に入れて配送し、教室いる本人に確実に届ける。	本市の食物アレルギー対応を定めた「学校における食物アレルギー対応の手引き」を給食センター用に部分修正して、給食センター、学校、保護者の間の適切な連携体制を整え、アレルギーに関する情報の管理や献立への反映等を厳密に行うとともに、調理や配送に携わる者のミスによる誤配・誤食が発生しないよう、幾重のチェック体制を整える。 ハード面では、アレルギー調理室の面積を光市や宇部市の約3倍広い45㎡とし、コンロを6台設置し、複数対応を可能に。各コンロを離し、アレルゲン飛散防止用の仕切り板を設置して安全性を向上。多種多様な調理ができるスチームコンベクションオーブンを1台設置。 こうした取り組みにより、県内の給食センターで最も進んだアレルギー対応を行う。

6	1センター方式に賛成の意見はほとんど無かった、学校給食のあり方検討会議で出された意見や、親子方式で実施することを求める請願等の意見において、市民との合意形成が十分とは言えない。	現在の給食施設の衛生面と老朽化の課題を早期に解決するために、ドライ方式の新しい給食施設を建設する必要がある。調理方式は、政策的判断に基づく財政上の理由により、1センター方式を選択した。	教育委員会では、これまでにいただいた親子方式や自校方式が良いという方の主な意見は、①調理中の美味しそうな匂いや調理員の働く姿が子どもの心を育てる、②出来立ての温かい給食を子どもたちに食べてほしい、③アレルギー対応をしてもらえるのか不安、④事故や災害時の被害が大きくなる、ということだったと受け止めている。 これらへの対応として、 ①給食センターに見学スペースを設け調理する姿を見られるようにする。給食の話を聞けたり、調理道具にさわれる研修室を設ける。学校に調理作業を記録した映像を送り、校内で流す。 ②温めておいた食缶に出来上がった熱い給食を入れ、外気に触れないようコンテナに入れて運ぶ。より衛生的になる。 ③県内の給食センターの中で最も進んだアレルギー対応を行う。 ④1センター方式だからこそ実現できる優れた衛生管理を徹底し、建物内の浸水を防ぎ、インフラの復旧後、速やかに再稼動できる施設を造る。 これらの仕事をしっかりとやり遂げて、適切に続けていくことによって、市民の理解が広がっていくよう努力する。
7	地産地消に対する計画性が全く感じられない。農林水産課を含め、全庁的な取り組みをすべき	関係機関・団体との連携を図る。地元農家との契約栽培の可能性を模索する。	平成22年4月に農林水産課が中心となって設立し、その後活動を休止していた「ふるさとの食」推進事業ネットワークを昨年6月を再開。これにより、栄養教諭と小野田中央青果と農協が一堂に会して地産地消に取り組める環境が整い、その成果が表れ、農協が市内の生産者に学校給食向けの作付けや生産物の提供を働きかけてくれている。
8	2年前に出された基本計画と今回の基本計画との比較において、金額や配送時間に大きな差異があり、不信感を禁じえない。	2年前のパブコメ時に示した建設費約16億7,000万円は、当時の類似施設を参考に算出。その後、調理機器メーカーに施設の図面を作成してもらい、数量を見直したり、建築資材と人件費の高騰があったりして、昨年3月議会で約27億1,000万円となった。 配送計画は、実車に近い走行となるようトラックなどで意識的にゆっくりと走行して計り直して変更し、車が2台増えた。	昨年の約27億1千万円が、消費税率の10%への引上げが1年半延期されて約4,000万円下がり、約26億7,000万円となっている。 ●パブコメ時と現時点の約10億円の差の主な内訳 ◇「建物・外構等整備費」約7億5,000万円増加は主に、①1㎡当たりの建築単価を資材等の高騰を受け3割引き上げ、②延床面積が約340㎡増え、その建設費用を追加、③建設用地をより広く確保するため、障害物となる雇用能力開発支援センターの消防ポンプと受変電設備を移設する費用と、雇用能力開発支援センター敷地内に給食センター用の駐車場の一部を確保するための駐車場整備費用を追加。 ◇「調理設備等購入費」約1億9,000万円の増加は主に、パブコメ時は、他市の給食センターを参考に積算したが、その後、業者が作成した図面で調理設備等の価格を見積もった結果、増加。 ◇「配送車両購入費」約6,000万円の追加は、当初、配送業者が車を購入するより、市で車を購入する方が合併特例債を活用でき、実質的に安く用意できるため、市で購入するよう変更したため。 ◇「設計・調査・監理費」約1,700万円の増加は、建物の面積の増加に連動して、基本・実施設計費や工事監理委託料が増加したため。 ◇「事務室備品等購入費」約300万円の増加は、事務室の備品等の購入費用を見込んだため。 ◇「用地費」約1,200万円の減少は、建設予定地の売却価格が下がったため。 ●配送計画 実車に近い走行となるよう、荷中にトラックなどで意識的にゆっくりと走行して計り直した結果、変更し、車が2台増えた。

資料2

◆アレルギー食の調理から配食までの流れ◆

ステップ　1

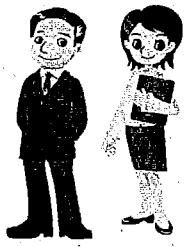
●前月にアレルギー対応一覧表を配布

【給食センター事務室】
・栄養教諭
・栄養士

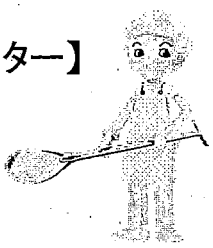


アレルギー対応一覧表（献立、児童生徒の所属・氏名、対応個別食提供・自分で除去等のアレルギー対応状況を記載）

【学校】
・校長、教頭
・養護教諭
・給食主任
・学級担任
・食育推進員



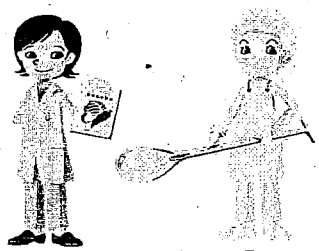
【給食センター】
・調理員
等、給食センターの全ての職員



ステップ　2

●調理前日の確認

【アレルギー調理室】
・栄養教諭、栄養士
・アレルギー食担当調理員
・コンテナ置き場担当調理員

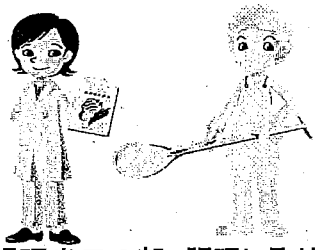


調理前日の夕方に、「アレルギー対応一覧表」と翌日の「調理作業工程表」を見て、対応を確認。

ステップ　3

●調理前の確認

【アレルギー調理室】
・栄養教諭、栄養士
・アレルギー食担当調理員
・コンテナ置き場担当調理員



調理当日の朝、調理に取り掛かる前に、「アレルギー対応一覧表」とその日の「調理作業工程表」を見て、対応をもう一度確認。

ステップ　4

●調理・配缶

【アレルギー調理室】





・アレルギー食担当調理員

アレルギー調理室で所属、氏名、アレルゲンが表示されたラベルが貼られているアレルギー食専用容器（個別食用食缶）を作業台の上に並べる。

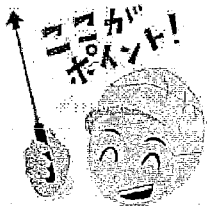
作業台の対面にあるコンロやオーブンでアレルギー食を調理する。

作業台に並べておいたアレルギー食専用容器に出来上がったアレルギー食を配缶する。

ステップ　5

●配缶状況のチェック

【アレルギー調理室】

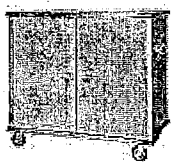


・アレルギー食担当調理員

２人１組でアレルギー対応一覧表と専用容器に入れた給食を突合せ、入れ間違えていないか確認し、容器に蓋をする。

ステップ　6

●コンテナへの
積込みと確認





【コンテナ置き場】

・アレルギー食担当調理員

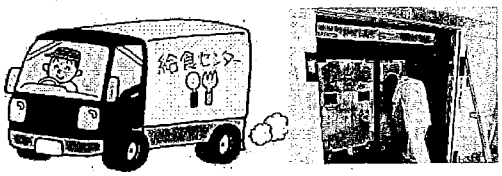
アレルギー食専用容器をコンテナ置き場に運んで、
学校名が表示された配送用コンテナに積み込む。

・コンテナ置き場担当調理員

アレルギー対応一覧表と配送用コンテナに積み込まれたアレルギー食専用容器のラベルを突合せ、間違いなく積み込まれているか確認する。

ステップ　7

●学校に配送



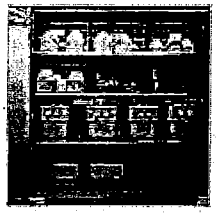
・配送車の運転手と助手

コンテナを配送車に積込んで、学校の配膳室まで配送

ステップ　8

●コンテナの積荷の確認

【学校配膳室】





・食育推進員（配膳員）

到着した配送用コンテナの扉を開け、アレルギー対応一覧表とアレルギー食専用容器のラベルを突き合わせ、間違いなく届いているか確認する。

ステップ　9

●専用容器の
教室への持ち運び

【学校配膳室】





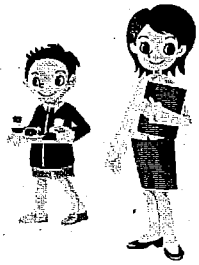
・食育推進員（配膳員）
・学級担任の教諭
・給食当番の児童生徒

学級担任の教諭がアレルギー対応一覧表とアレルギー食専用容器のラベルを突き合わせてから専用容器を受け取り、教室に運ぶ、又は児童生徒に教室まで運ばせる。

ステップ　10

●アレルギー専用
食器に配食

【教室】



・学級担任の教諭
・アレルギー食対応児童生徒

学級担任の教諭がアレルギー食対応児童生徒の前でアレルギー食専用容器の蓋を開け、アレルギー食専用食器（色違いの食器）に配食し、又は該当児童生徒に専用容器を手渡し、専用食器に配食させた後、当該教諭と児童生徒とで確認し、最後にお代わりできないことを伝える。

ステップ　11

●喫食中の様子の
確認・経過観察

【教室】



・学級担任の教諭

喫食中のアレルギー食対応児童生徒の様子を確認し、経過を観察する。

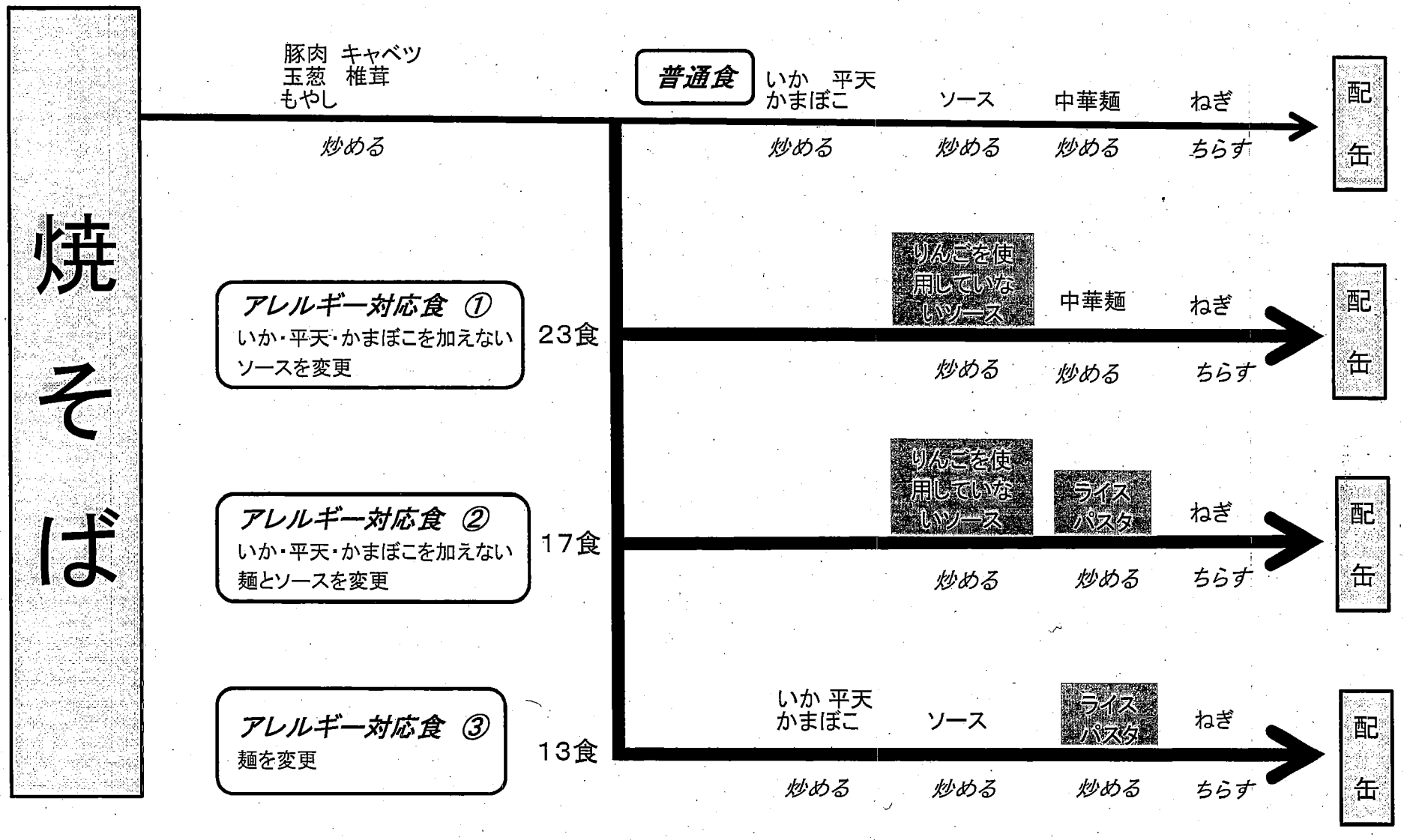
資料3

アレルギー食対応表

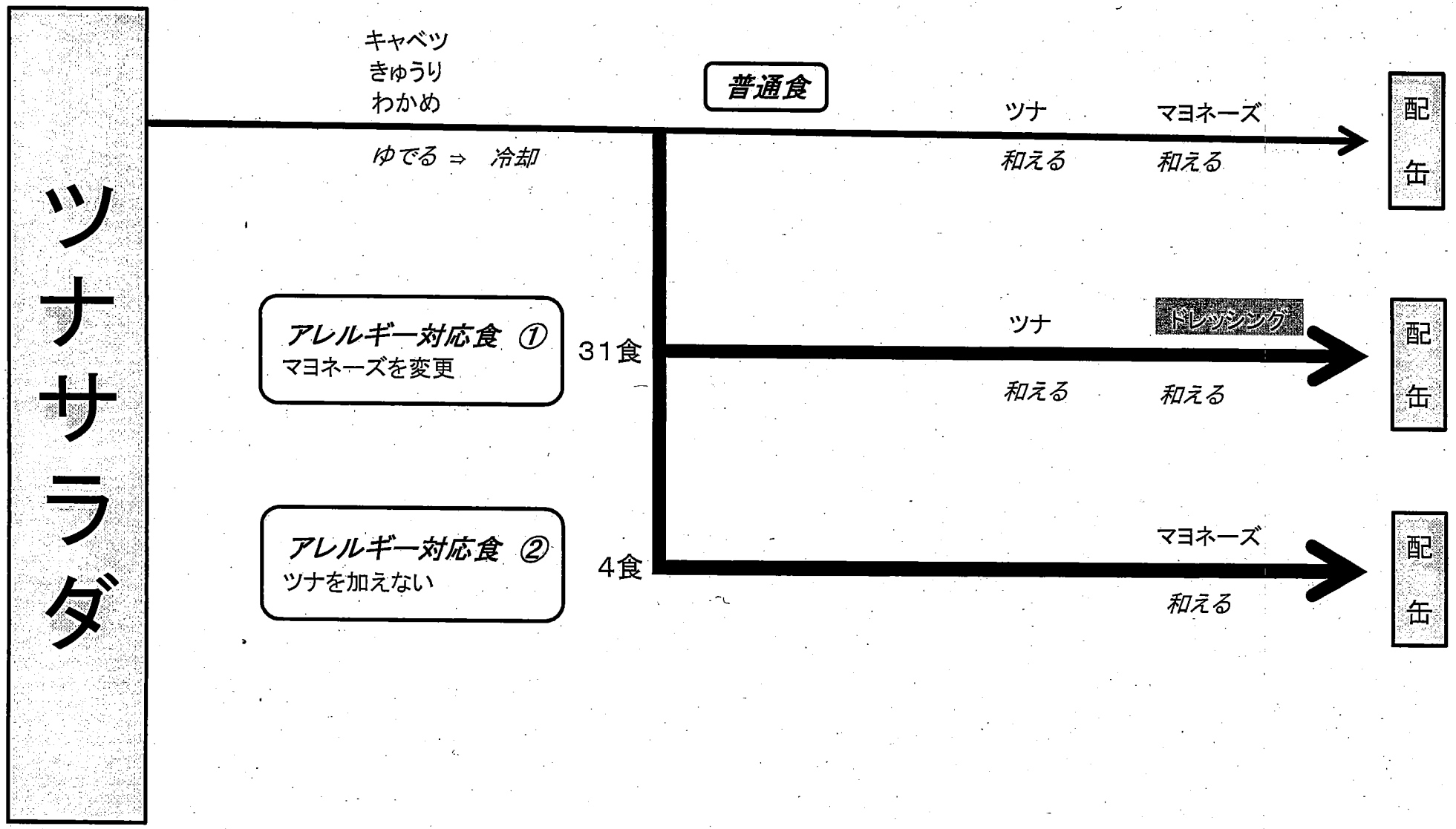
	献立	主な材料	左のうち、アレルゲン食材	対応状況	対応人数
A	パン				0
	焼きそば	中華麺 豚肉 いか 平天 かまぼこ キャベツ 玉葱 椎茸 ねぎ もやし ソース	いか、平天(魚、えび、卵)、かまぼこ(魚、えび、卵)、ソース(りんご)	・いか、平天、かまぼこ⇒除去 ・ソース⇒りんご不使用ソース	23
			中華麺(小麦、卵)、いか、平天(魚、えび、卵)、かまぼこ(魚、えび、卵)、ソース(りんご)	・中華麺⇒ライスパスタ ・いか、平天、かまぼこ⇒除去 ・ソース⇒りんご不使用ソース	17
			中華麺(小麦、卵)	・ライスパスタ	13
	ツナサラダ	キャベツ きゅうり わかめ ツナ マヨネーズ	マヨネーズ(卵)	・ドレッシング	31
			ツナ(魚)	・除去	4
	バナナ	バナナ	バナナ	・みかん 又は りんご	7
	マーガリン	マーガリン	マーガリン	・いちごジャム	2
B	パインパン	小麦 ドライパイン	ドライパイン(パイナップル)	・コッペパン	1
	ミートボールのケチャップ煮	ミートボール ベーコン 玉葱 人参 じゃがいも グリンピース ケチャップ ウスターソース	ベーコン(乳、卵)	・除去	29
			ウスターソース(りんご)	・りんご不使用ウスターソース	2
			ミートボール(小麦)、ベーコン(乳、卵)	・ミートボール⇒小麦粉不使用ミートボール ・ベーコン⇒除去	2
	ツナサラダ	キャベツ きゅうり 人参 わかめ ツナ	ツナ(魚)	・除去	4
	りんご	りんご	りんご	・みかん 又は バナナ	4
C	ちらし寿司	米 錦糸卵 えび 油揚げ 人参 アスパラガス 椎茸 れんこん	錦糸卵	・除去	25
			えび	・除去	21
			錦糸卵、えび	・除去	5
	菜の花のおかか和え	菜の花 キャベツ もやし かつお節	かつお節(魚)	・除去	4
	はんぺん汁	はんぺん 玉葱 人参 しめじ ほうれん草 混合節	混合節(魚、えび)、はんぺん(魚、卵、えび)	・混合節⇒昆布だし ・はんぺん⇒豆腐	38
	ひなあられ	もち米			0

	献立	主な材料	左のうち、アレルゲン食材	対応状況	対応人数
D	ごはん				0
	白身魚フライ	白身魚 卵 パン粉 小麦粉	小麦粉、卵、パン粉	・小麦粉、卵、パン粉⇒片栗粉	30
			白身魚	・白身魚⇒鶏肉	4
	かきたま汁	卵 豆腐 わかめ 玉葱 えのき 人参 ねぎ 混合節	混合節(魚、えび)、卵	・混合節⇒昆布だし ・卵⇒除去	30
			混合節(魚、えび)	・混合節⇒昆布だし	20
	ごま和え	ほうれん草 キャベツ もやし ごま	ごま	・除去	2
E	ごはん				0
	中華どんぶり	豚肉 えび いか かまぼこ 人参 キャベツ 玉葱 たけのこ 椎茸 ねぎ	えび、いか、かまぼこ(魚、えび、卵)	・除去	26
			かまぼこ(魚、えび、卵)	・除去	12
			たけのこ	・除去	1
	リャンバンスー(和え物)	ハム 錦糸卵 春雨 人参 もやし きゅうり ごま	錦糸卵、ハム(卵、乳)	・除去	36
			ごま	・除去	2

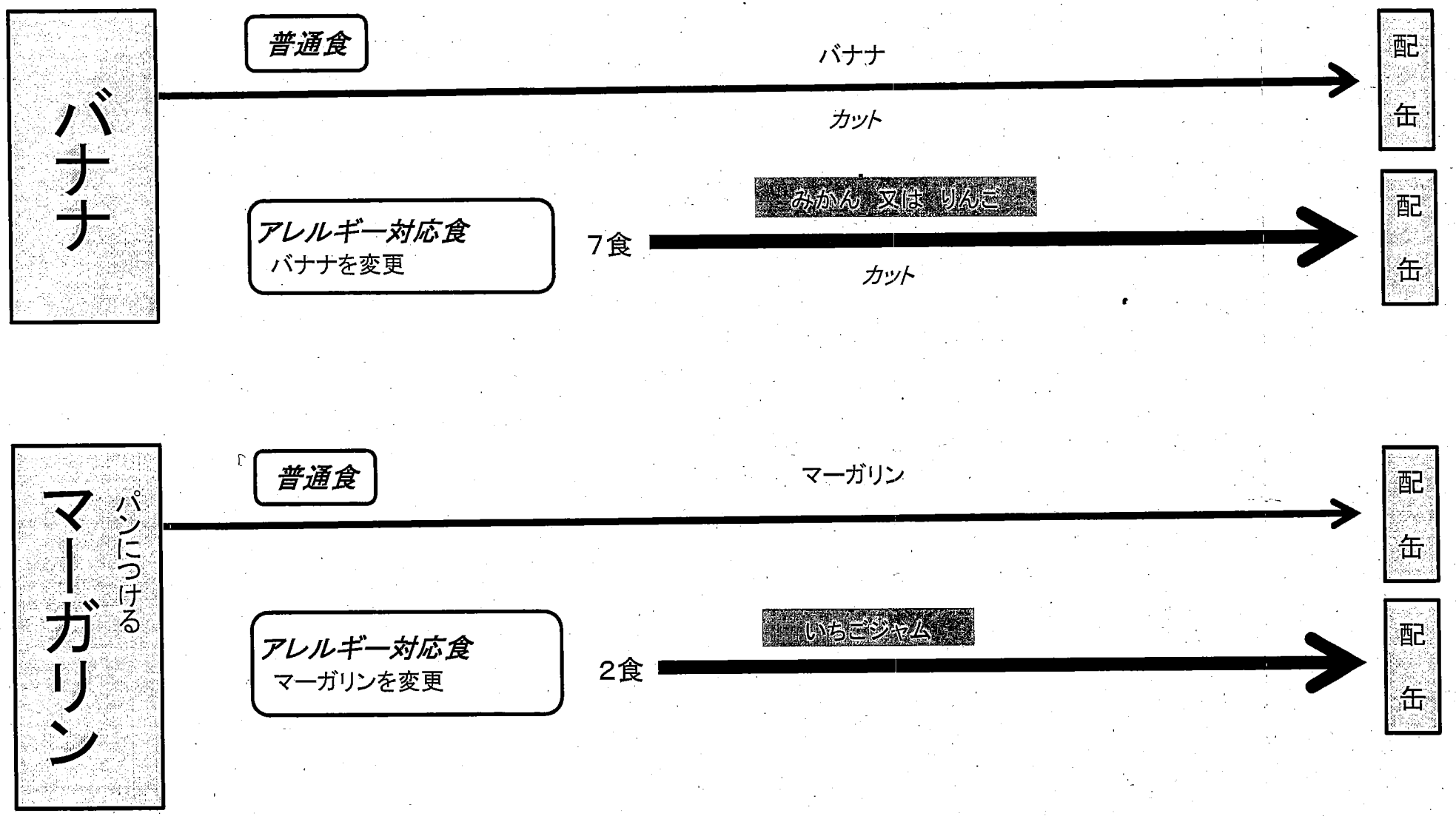
献立A(主菜)


焼そば
豚肉 キャベツ
玉葱 椎茸
もやし
炒める
普通食
いか 平天
かまぼこ
炒める
ソース
炒める
中華麺
炒める
ねぎ
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ①
いか・平天・かまぼこを加えない
ソースを変更
23食
りんごを使用していないソース
炒める
中華麺
炒める
ねぎ
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ②
いか・平天・かまぼこを加えない
麺とソースを変更
17食
りんごを使用していないソース
炒める
ライス
パスタ
炒める
ねぎ
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ③
麺を変更
13食
いか 平天
かまぼこ
炒める
ソース
炒める
ライス
パスタ
炒める
ねぎ
ちらす
配缶

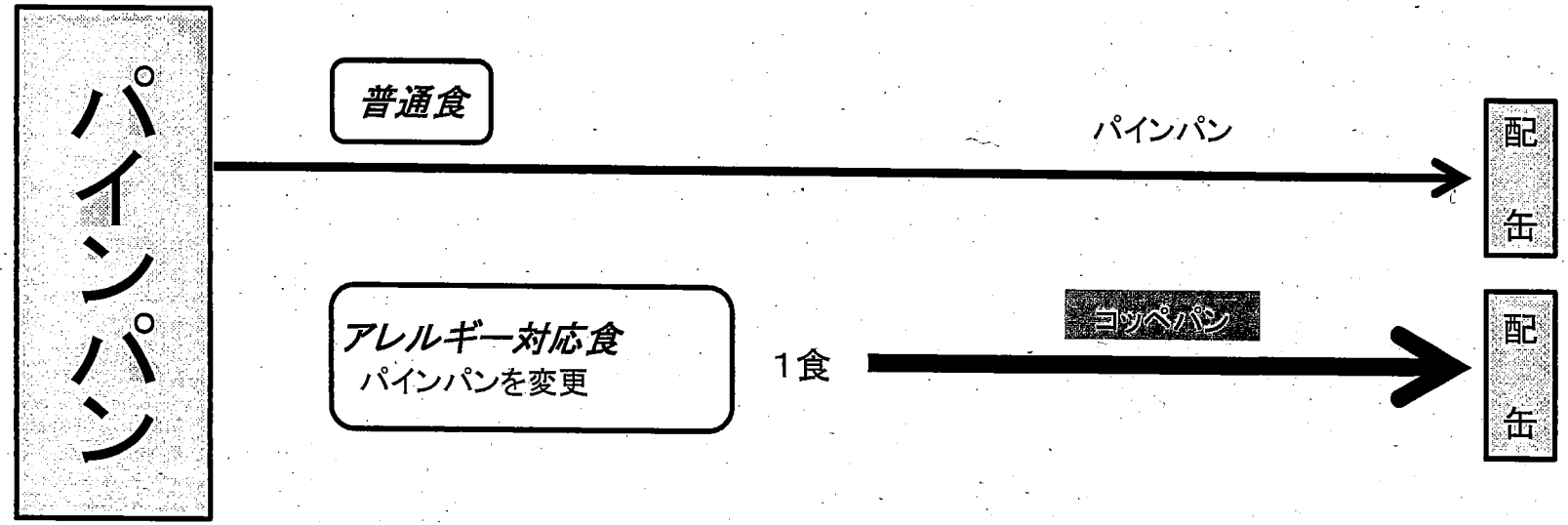
献立A(副菜)


ツナサラダ
キャベツ
きゅうり
わかめ
ゆでる ⇒ 冷却
普通食
ツナ
和える
マヨネーズ
和える
配缶
アレルギー対応食 ①
マヨネーズを変更
31食
ツナ
和える
ドレッシング
和える
配缶
アレルギー対応食 ②
ツナを加えない
4食
マヨネーズ
和える
配缶

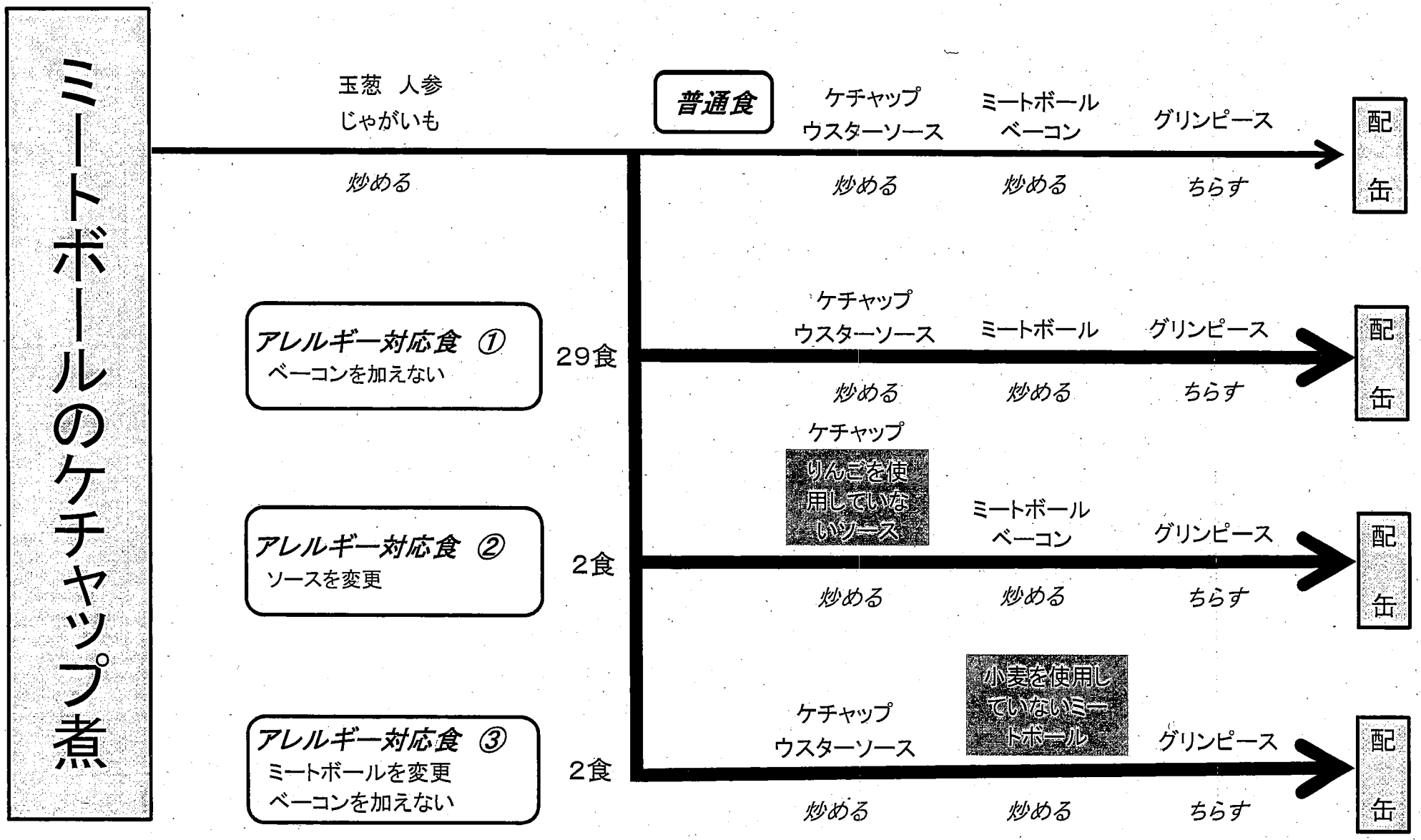
献立A(その他)


バナナ
普通食
バナナ
カット
配缶
アレルギー対応食
バナナを変更
7食
みかん 又は りんご
カット
配缶
パンにつける
マーガリン
普通食
マーガリン
配缶
アレルギー対応食
マーガリンを変更
2食
いちごジャム
配缶

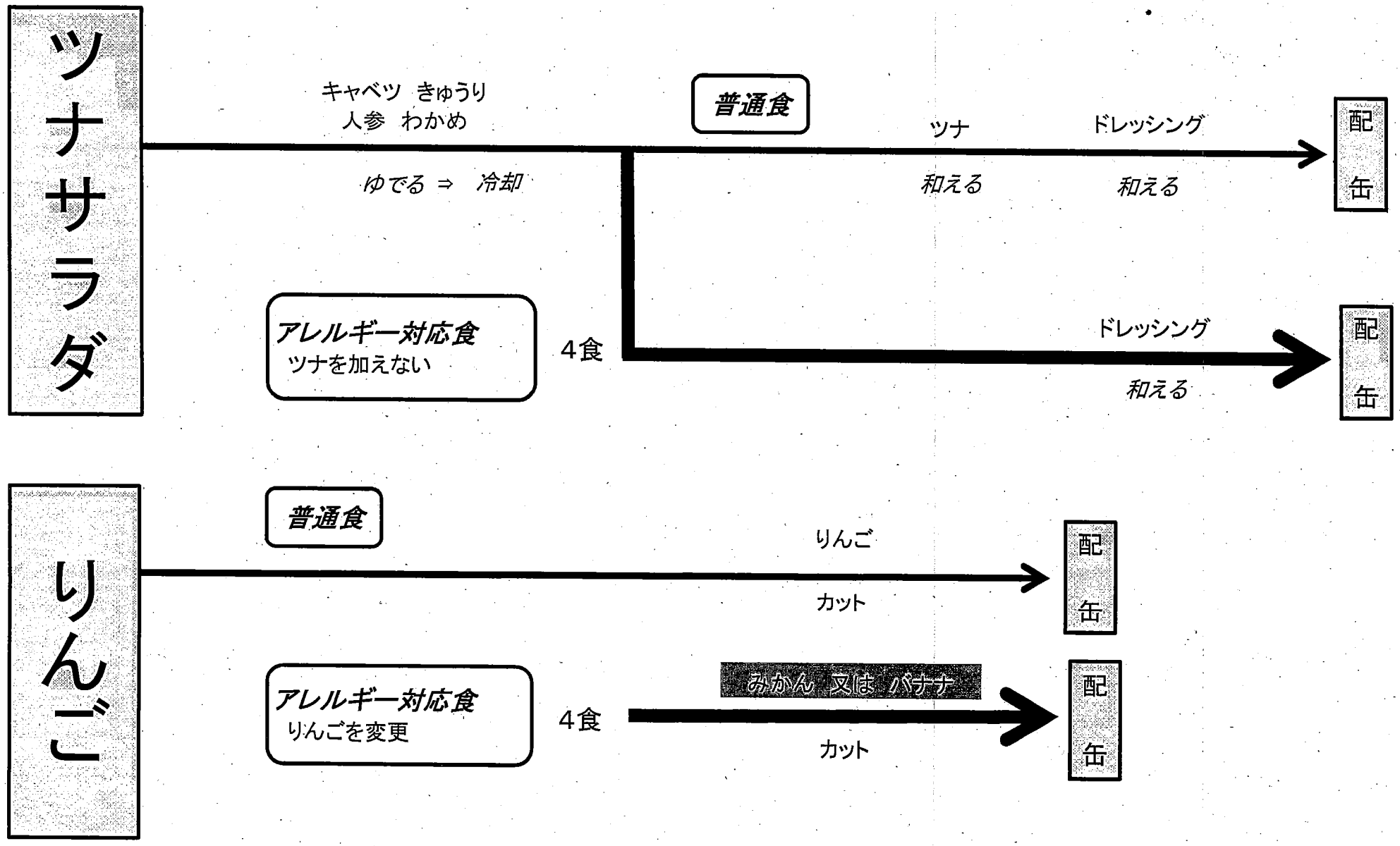
献立B(主食)



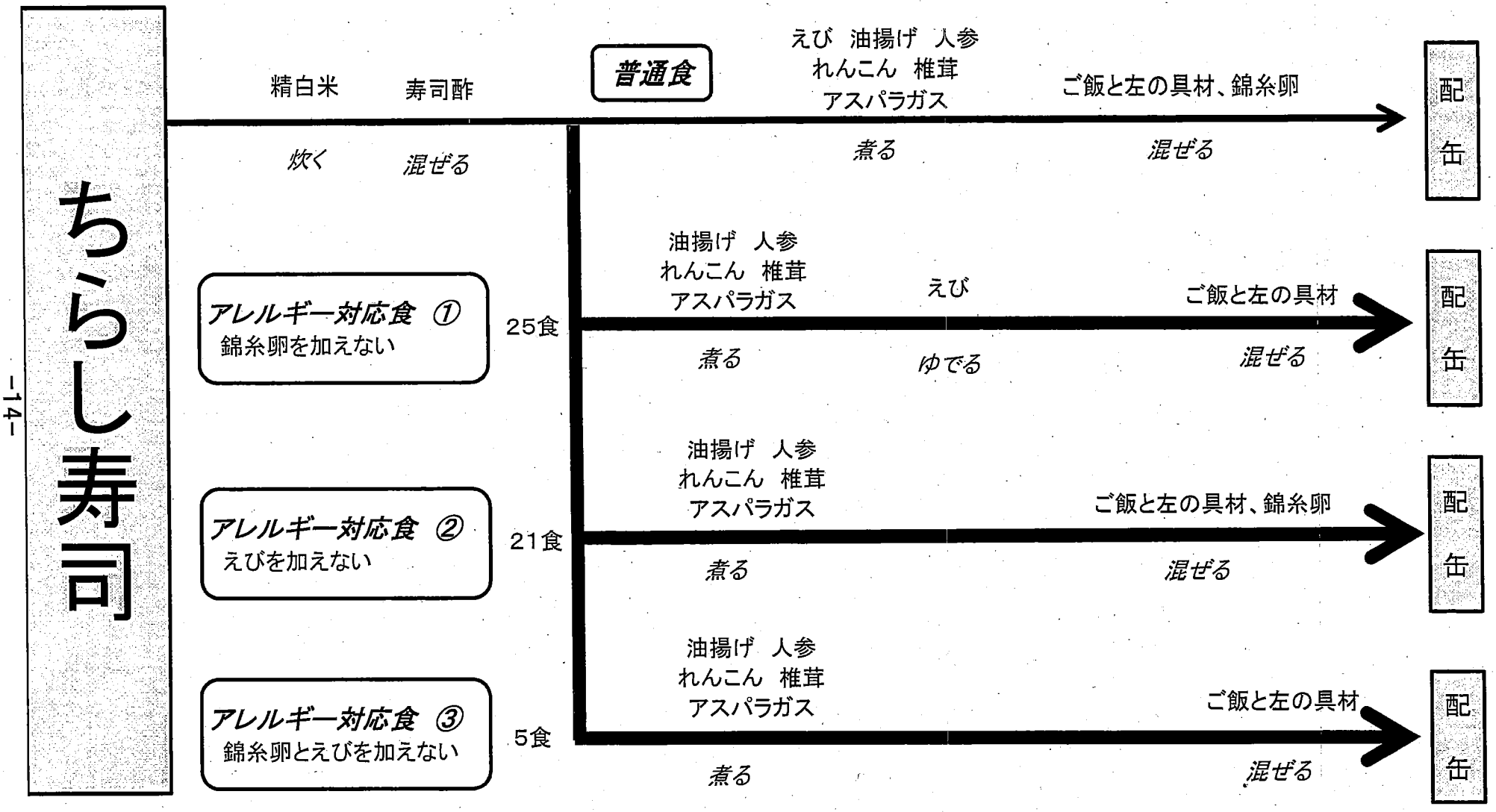
献立B(主菜)


ミートボールのケチャップ煮
玉葱　人参
じゃがいも
炒める
普通食
ケチャップ
ウスターソース
炒める
ミートボール
ベーコン
炒める
グリンピース
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ①
ベーコンを加えない
29食
ケチャップ
ウスターソース
炒める
ミートボール
炒める
グリンピース
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ②
ソースを変更
2食
ケチャップ
りんごを使用していないソース
炒める
ミートボール
ベーコン
炒める
グリンピース
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ③
ミートボールを変更
ベーコンを加えない
2食
ケチャップ
ウスターソース
炒める
小麦を使用していないミートボール
炒める
グリンピース
ちらす
配缶

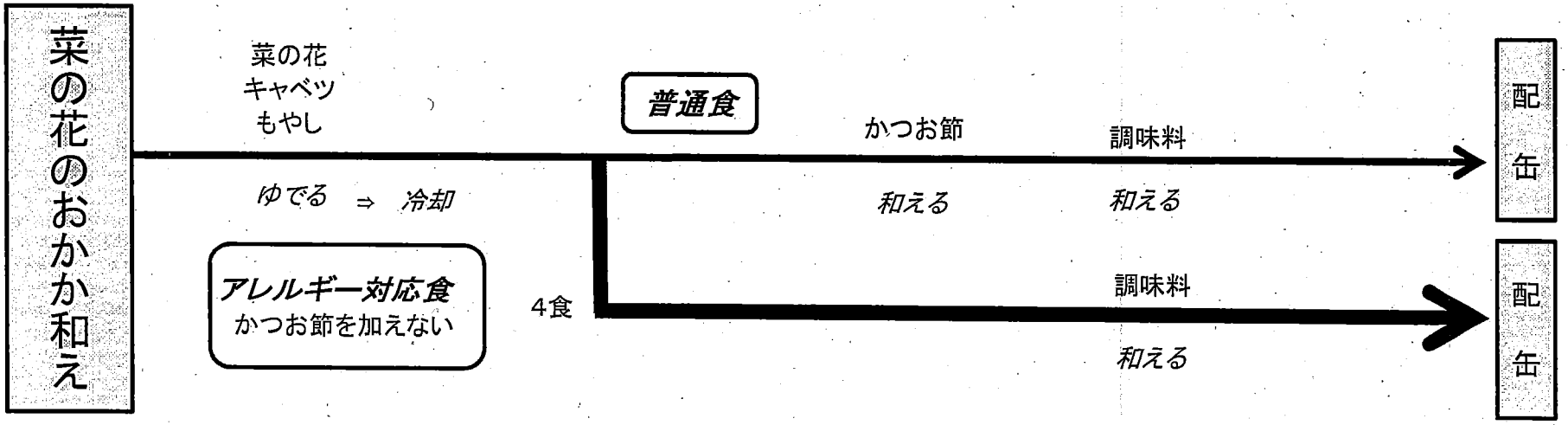
献立B(副菜)


ツナサラダ
キャベツ きゅうり
人参 わかめ
ゆでる ⇒ 冷却
普通食
ツナ
和える
ドレッシング
和える
配缶
アレルギー対応食
ツナを加えない
4食
ドレッシング
和える
配缶
りんご
普通食
りんご
カット
配缶
アレルギー対応食
りんごを変更
4食
みかん 又は バナナ
カット
配缶

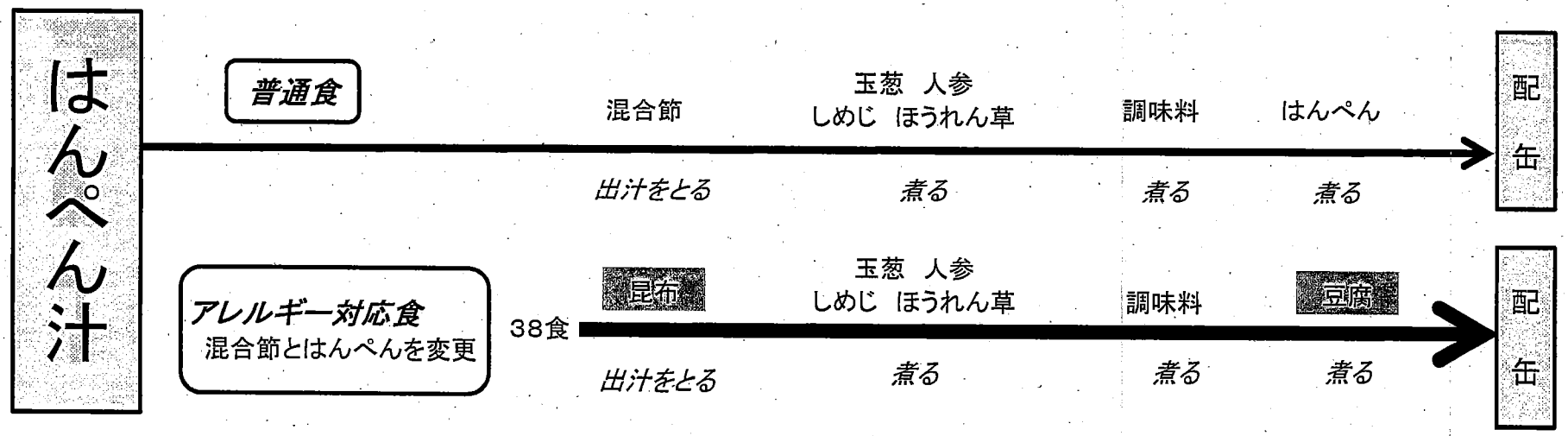
献立C(主菜)


ちらし寿司
精白米
寿司酢
炊く
混ぜる
普通食
えび 油揚げ 人参
れんこん 椎茸
アスパラガス
煮る
ご飯と左の具材、錦糸卵
混ぜる
配缶
アレルギー対応食 ①
錦糸卵を加えない
25食
油揚げ 人参
れんこん 椎茸
アスパラガス
煮る
えび
ゆでる
ご飯と左の具材
混ぜる
配缶
アレルギー対応食 ②
えびを加えない
21食
油揚げ 人参
れんこん 椎茸
アスパラガス
煮る
ご飯と左の具材、錦糸卵
混ぜる
配缶
アレルギー対応食 ③
錦糸卵とえびを加えない
5食
油揚げ 人参
れんこん 椎茸
アスパラガス
煮る
ご飯と左の具材
混ぜる
配缶

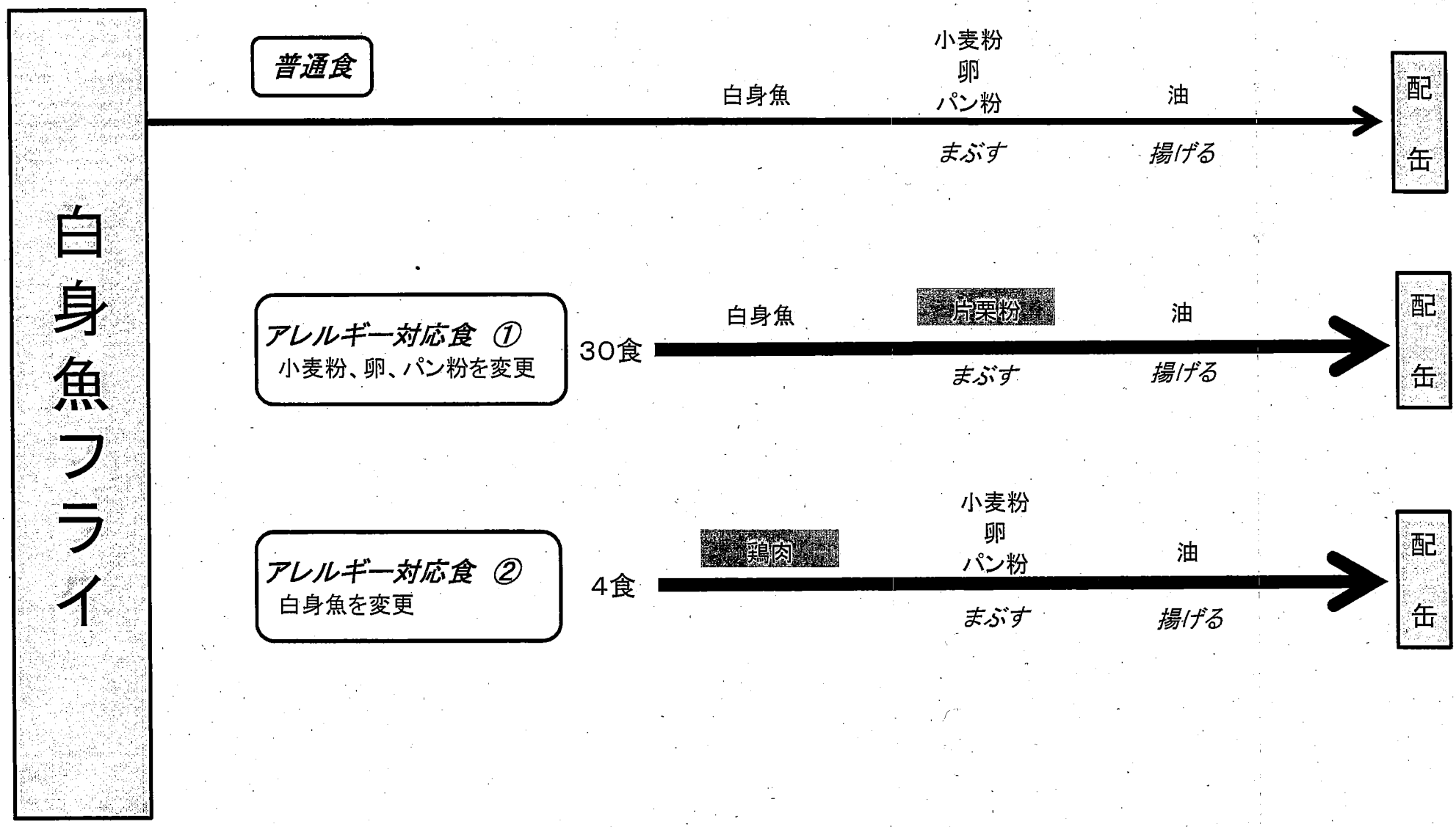
献立C(副菜)


菜の花のおかか和え
菜の花
キャベツ
もやし
普通食
かつお節
調味料
配缶
ゆでる ⇒ 冷却
和える
和える
アレルギー対応食
かつお節を加えない
4食
調味料
和える
配缶

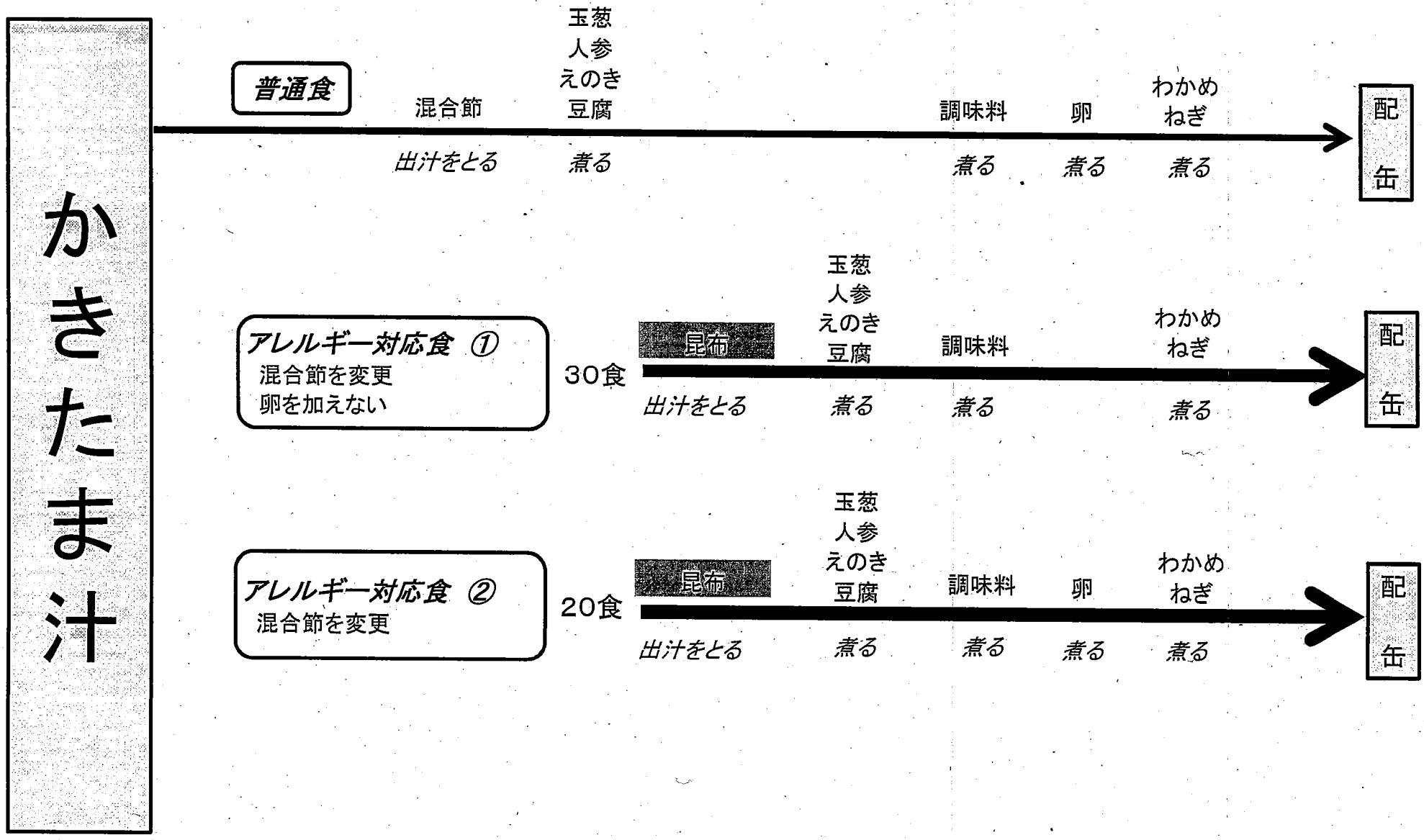
献立C(温食)


はんぺん汁
普通食
混合節
玉葱 人参
しめじ ほうれん草
調味料
はんぺん
配缶
出汁をとる
煮る
煮る
煮る
アレルギー対応食
混合節とはんぺんを変更
38食
昆布
玉葱 人参
しめじ ほうれん草
調味料
豆腐
配缶
出汁をとる
煮る
煮る
煮る

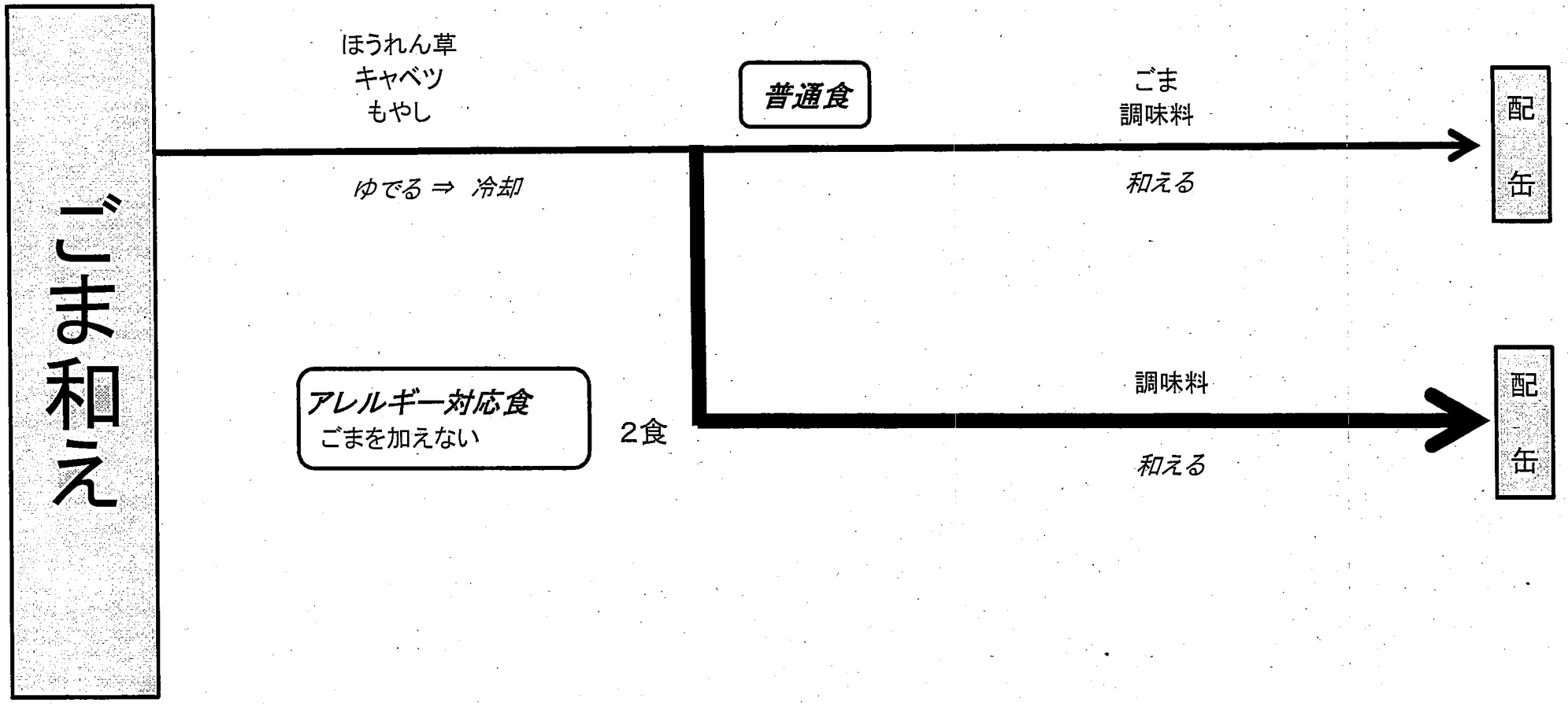
献立D(主菜)


白身魚フライ
普通食
白身魚
小麦粉
卵
パン粉
まぶす
油
揚げる
配缶
アレルギー対応食 ①
小麦粉、卵、パン粉を変更
30食
白身魚
片栗粉
まぶす
油
揚げる
配缶
アレルギー対応食 ②
白身魚を変更
4食
鶏肉
小麦粉
卵
パン粉
まぶす
油
揚げる
配缶

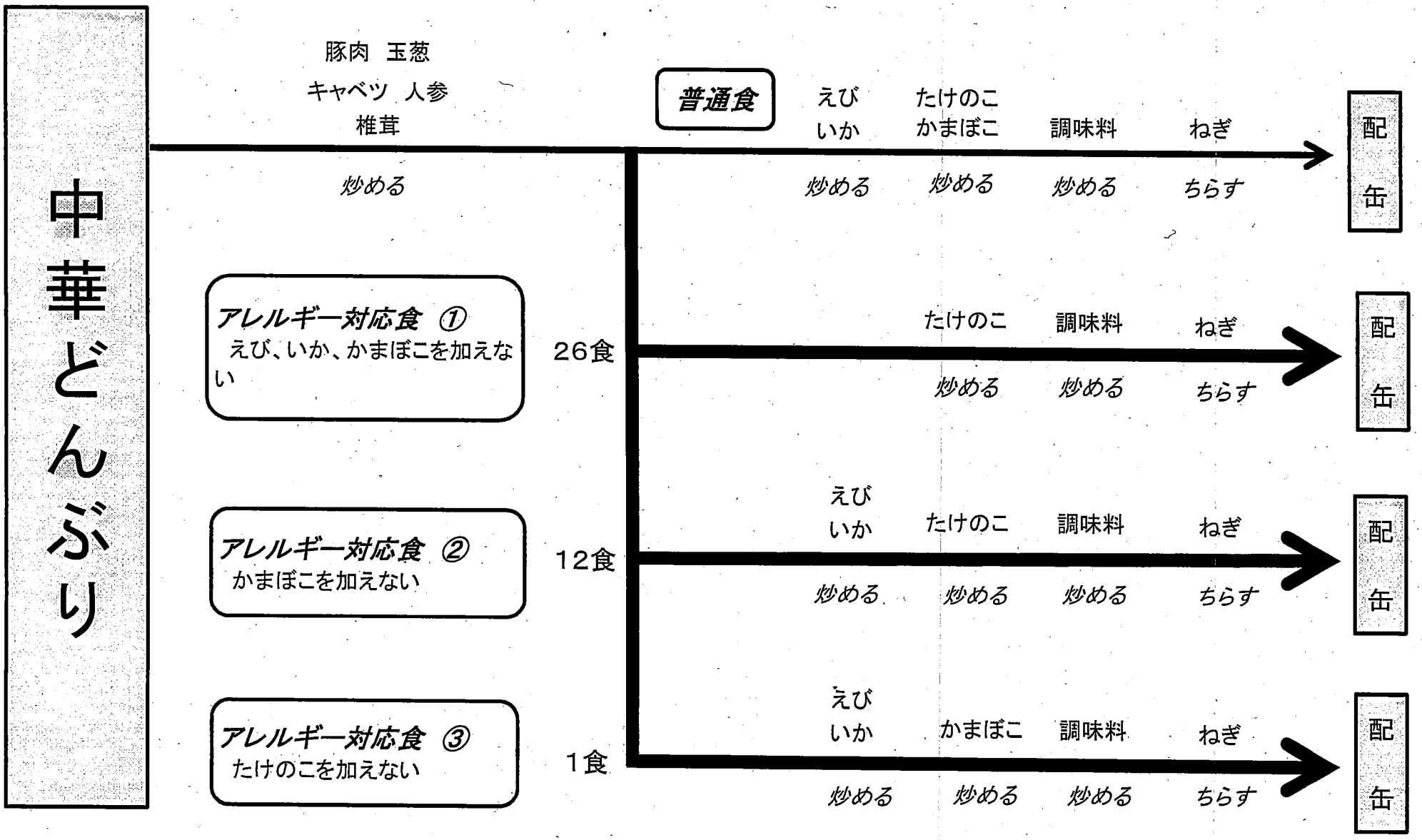
献立D(温食)


かきたま汁
普通食
混合節
出汁をとる
玉葱
人参
えのき
豆腐
煮る
調味料
煮る
卵
煮る
わかめ
ねぎ
煮る
配缶
アレルギー対応食 ①
混合節を変更
卵を加えない
30食
昆布
出汁をとる
玉葱
人参
えのき
豆腐
煮る
調味料
煮る
わかめ
ねぎ
煮る
配缶
アレルギー対応食 ②
混合節を変更
20食
昆布
出汁をとる
玉葱
人参
えのき
豆腐
煮る
調味料
煮る
卵
煮る
わかめ
ねぎ
煮る
配缶

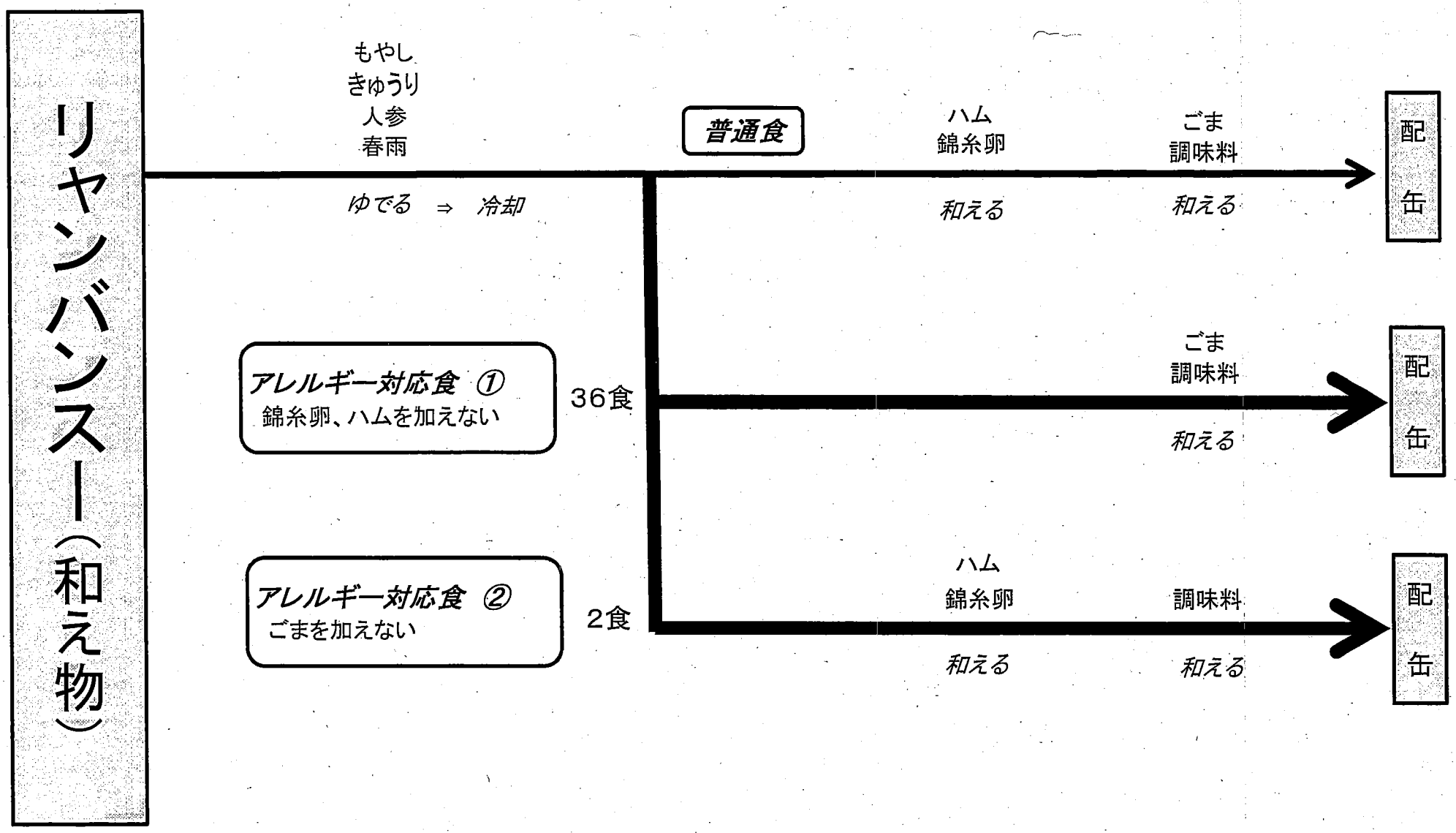
献立D(副菜)


ごま和え
ほうれん草
キャベツ
もやし
ゆでる ⇒ 冷却
普通食
ごま
調味料
和える
配缶
アレルギー対応食
ごまを加えない
2食
調味料
和える
配缶

献立E(主菜)


中華どんぶり
豚肉　玉葱
キャベツ　人参
椎茸
炒める
普通食
えび
いか
たけのこ
かまぼこ
調味料
ねぎ
炒める
炒める
炒める
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ①
えび、いか、かまぼこを加えない
26食
たけのこ
調味料
ねぎ
炒める
炒める
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ②
かまぼこを加えない
12食
えび
いか
たけのこ
調味料
ねぎ
炒める
炒める
炒める
ちらす
配缶
アレルギー対応食 ③
たけのこを加えない
1食
えび
いか
かまぼこ
調味料
ねぎ
炒める
炒める
炒める
ちらす
配缶

献立E(副菜)


リャンバンスー(和え物)
もやし
きゅうり
人参
春雨
ゆでる ⇒ 冷却
普通食
ハム
錦糸卵
和える
ごま
調味料
和える
配缶
アレルギー対応食 ①
錦糸卵、ハムを加えない
36食
ごま
調味料
和える
配缶
アレルギー対応食 ②
ごまを加えない
2食
ハム
錦糸卵
和える
調味料
和える
配缶

他市のアレルギー食対応状況

県名	市名	施設名称	供用開始	調理食数	アレルギー対応人数	栄養士人数	アレルギー食調理人数	医師の診断	対応アレルゲン	対応方法	代替食の方針	代替食の割合	アレルギー食調理パターン数	アレルギー管理ソフト
鹿児島県	鹿屋市	南部学校給食センター	H22	5600食	70人	県3名	専属2名+確認2名	必須	卵、乳、そば、アーモンド、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、ぎんなん、ごま、カカオ、えび、かに、いか、たこ、鯖、鮭、鰹、しらす、鯛、ぶり、鮪、かんぱち、きびなご、あじ、秋刀魚、ししゃも、魚全般、魚卵、カキ、あさり、貝類全般、肉類全般、やまいも、柿、アボカド、パイナップル、、キウイ、スイカ、バナナ、パパイヤ、メロン、マンゴー	除去・代替	メニューとして成り立たない場合	約半分	最大4	無し（献立作成についてはソフト使用）
長野県	松本市	西部学校給食センター	H13	9100食	86人	県3名 市2名（正規1+嘱託1）	3名+栄養教諭2名（市）	必須	卵、乳、大豆、小麦、ごま、えび、かに、いか、魚全般、鮭、秋刀魚、鰯、鯖、貝類全般、じゃがいも、きゅうり、もやし、トマト、山菜類、柑橘類全般、りんご	除去・代替	栄養やカロリーを踏まえ補う必要があれば別の食材を使用する。	ほとんど代替	3～10前後	無し（献立作成についてはソフト使用）
長野県	松本市	東部学校給食センター	H21	7900食	74人	県3名 市2名（正規1+嘱託1）	3名+栄養教諭2名（市）	必須	卵、乳、大豆、小麦、ごま、えび、かに、いか、たこ、魚全般、鰺、鮭、鰯、鯖、ししゃも、ほたて、カキ、貝類全般、きゅうり、もやし、ほうれん草、ピーマン、トマト、たけのこ、きのこ類全般、キウイ、メロン、柑橘類全般、りんご	除去・代替	栄養やカロリーを踏まえ補う必要があれば別の食材を使用する。	ほとんど代替	3～10前後	無し（献立作成についてはソフト使用）
長崎県	諫早市	東部学校給食センター	H25	7000食	60人弱	県4名	2～4名	必須	卵、乳、アーモンド、ココナッツ、ピスタチオ、くるみ、カシューナッツ、えび、かに、いか、たこ、鯖、鮭、鰹、たら、まぐろ、魚全般、鰺、鰯、秋刀魚	除去・代替	栄養や安全面を考慮し、原則代替。ただし、1メニューに対し1パターン	ほとんど代替	最大3	無し（献立作成についてはソフト使用）
静岡県	袋井市	中部学校給食センター	H25	5300食	26人	県2名 市2名（正規1+正規保育園兼務1）	2～4名	必須	卵、落花生、種実類全般、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、ごま、えび、かに、さくらんぼ、ぶどう、メロン、スイカ	除去・代替	メニューとして成り立たない場合	臨機応変	2～4	無し
静岡県	磐田市	大原学校給食センター	H20	4200食	37人	県2名 市1名（嘱託）	3名+1名（栄養士）	必須	卵、乳、小麦、種実類、栗、ココナッツ、アーモンド、えび、かに、いか、たこ、鯖、鰺、鰯、まぐろ、ホタテ、アサリ、魚卵、トマト、キウイ、りんご、もも、すいか、メロン、パイナップル、バナナ	除去・代替	メニューとして成り立たない場合	約半分	最大3	無し（献立作成についてはソフト使用）
北海道	恵庭市	小学校給食センター	H9	4200食	259人	道2名 市2名（正規1+非常勤臨時1）	専属1名+食数に応じて加配	不要	卵、乳、小麦、そば、種実類全般、アーモンド、えび、かに、いか、たこ、魚類全般、ホタテ、豆類、バナナ、キウイ、スイカ、パインナップル、メロン、いちご、もも	除去・代替	メニューとして成り立たない場合	臨機応変	3前後	無し
北海道	恵庭市	中学校給食センター	H13	2300食	155人	道2名 市1名（非常勤臨時）	専属1名+食数に応じて加配	不要	卵、乳、小麦、そば、種実類全般、アーモンド、えび、かに、いか、たこ、魚類全般、ホタテ、豆類、バナナ、キウイ、スイカ、パインナップル、メロン、いちご、もも	除去・代替	メニューとして成り立たない場合	臨機応変	3前後	無し

資料4

平成２７年３月１３日
一般会計予算決算常任委員会
協働推進課提出資料

新自治会事務費補助金制度の概要

自治会事務費補助金については、これまでの経緯や本市の財政状況等も総合的に踏まえ、平成２７年４月より下記表の新自治会事務費補助金のとおりとします。

新自治会事務費補助金の年間予算は、平成２６年度当初予算（１５％カット）５８，９６１千円と比較すると４，４６８千円、率にして７．６％の増となります。
また、カットなしの６９，３６６千円と比較すると５，９３７千円、率にして８．６％の減となります。

記

算定項目 / 種　別	①基本額	②世帯数単価	③環境衛生推進助成費単価	④年間予算額
カットなし	2,800 円	140 円	30 円	69,366 千円
現行 15%カット	2,380 円	119 円	25.5 円	58,961 千円
新自治会事務費補助金	2,600 円	125 円	30 円	63,429 千円